



913.45
U74a

X
複写



始



91345
u74a

梅澤和軒著

平家物語評釋

東京 日進堂發行

序

明治天皇の偉業は平家物語の結論なり、我朝 神明傳統萬世一系にして天壤と共に無窮なり。而も時に盛衰なき能はず、武門權を專にしてより七百年一朝文明東漸の激浪八洲を震撼するや、將軍政柄を奉還し王政復古しき。夫れ人臣にして一天四海を掌中に握り、帝闕も仙洞も及ばぬ榮華を極めしは、六波羅の入道前の太政大臣平清盛にあらずや、清盛は實に近世史の創造者なり。而して居ながら征夷將軍の院宣を受け、受領神のつきたるは源賴朝あらずや。然かりしより以來、政柄武門に歸し天子は只虚器を擁し給ふのりき。先帝は不世出の英主なり、國步難艱の裏遂に金甌無缺の聖代を顯給へり、果して然らば 先帝一代の御事業は平家物語の結論にあらずや。

此の故に平家物語と明治物語とを對照すれば興味津々として湧き來るゆ。『大石を重ねあげ大木を伐りて逆茂木に引き深き所には大船どもをそぼだ

て、搔楯にかき城の面の高櫓には四國鎮西の兵ども甲冑弓箭を帶して、
の如くに並み』たる一の谷と、鐵條網を張り機關砲を備へたる難攻不落の加
順の堅砦とを比べ見よ。日本一の剛の者が唯主従二騎に討殘されて、何
共覺えぬ着長を俄に重う覺え、哀れ粟津が原の露と消えたる木曾と『名
譽ある退却』を爲したるクロバトキンとを比べ見よ。『軍は左様』
様に足立の善からう方へは向はう、悪からう方へは向はじなど候はんには軍
に勝事はよも候はじ、幾度にも候へ強からん方へは教經承つて罷り向ひ候
べし。一方打破つて進らせ候はん御心安う思召され候ふべし』と申したる平
家第一の勇士能登守教經と。一度は名將マカロフをも討ち取り旅順艦隊を全
滅し、更にバルチック艦隊を迎撃したる東郷大將とを比べ見よ。嘗て 先帝
に咫尺して闕下に伏奏し、敵艦打破の方策を言上したる大將の心事は、又方
に教經の心事にあらずや。都大路を引廻され、鎌倉までも下向せる宗盛と露
國の囚人とを比べ見よ。弓矢は銃砲と爲り龍頭鶴首は巨砲と化し、武器の進

歩は同日の談にあらざれども、今日軍人の精神たる武士道の精華は悉く一卷
の平家物語に存す。平家物語は實に武士道の金科たり玉條たり、若し夫醇忠
至誠の乃木大將に至りては之れと對照すべき武將なし、止むなくんば、燈籠
の大臣重盛か、至心君國の大義を説き、或は半夜家人を召集し以て清盛の暴
横を教訓せる或は熊野に詣うで、肝膽を摧き或は醫道の陵遲と國辱とを案
じ、異朝浮遊の名醫を斥けたる、小松の大臣が日本主義と、山鹿流の哲學に私
淑して 先帝に殉じ中朝事實を皇太子に献上せる乃木大將とを比べ見よ。武
勇の度こそたがへ全く同型の武士にあらずや。國に諫むる臣あれば其の國必
ず安しと云ふなり。更に女性の殉死上より見るも、平家の一門には小宰相あ
り。春の夜の月も雲井に傾きて霞める空の明るく頃盡きぬ名殘を惜みつゝ、故
三位殿の着長一領残りたるを引き纏ひ海に沈みけり、纏綿たるかな鴛鴦情、
昔より夫に後るゝ多しと雖も様を替ふるは常の習身を投ぐるまでは有難き例
なり。されば時の人も貞女は二夫に見えずとは箇様の事をや申すべきとはめ

稱へしなるに、之れを乃木夫人の殉死と比べ見よ、夫人の殉死は更に複雑にして、又更に神々しき最後なりき。或は波の底にこそ極樂浄土は候ふなれとて幼帝に殉じ奉りたる二位の尼若くは木曾に殉せる巴御前と比べ見よ。平家物語は女性殉死史上より見るも亦興味ある讀物なり。されば平家物語は之れを史乘とも見るべく、歴史小説とも見るべく、はた琵琶としても聴くべし。則ち家物語は史學たり、文學たり、又音樂たり。而して女性殉死の鑑たり又武士道の精華たるなり。

武士道一轉せば紳士道とならん、軍人は武士道を、市民は紳士道を理想として大正新人たらざるべからず。誰か謂ふ『日本は新に生れたり、これと理想を見出さざりき』と、大日本帝國の理想は建國創業の秋既に已に宣言せられたるを見ずや。六合を被ひ八荒を併呑し宇内を平定して四海に君臨する、是れ實に建國以來の理想たり皇謨たり。夫れ五日風枝を鳴らす十旬の雨塊を破らず四夷首帖を解き八蠻筐物を捧げ草木も靡き飛ぶ鳥も皆の奉る。かゝる聖代

を顯現せんとするは是れ大日本の使命にして而も大正人の理想なり。磐眼先生乞ふ言を休めよ日本に理想なしと。天に光榮あれ地に平和あれ、而して世界的寶祚は天壤と無窮なれ、世豈に此れ以上の理想あらんや。近頃外人の悲觀説に雷同して猥りに日本の衰運を説くものあり。如今東洋の風雲は暗膽たり、新に生れたる日本は何れの日か其の理想を顯現するの秋なからんや。『平和的世界統一』此れ實に新日本の大理想にあらずや。誰かタイムスの記者に附和して Heroic age の去れるを喋々するものぞ、大正の未來は More heroic にして、More brilliant たるを見ずや。

案ずるに平家物語は諸行の無常を説くと同時に常住不變なるものをも説きたり。盛者の必衰を明らかにすると同時に衰者の必盛をも明らかにせり。盛衰は機なり能く史を讀む者獨り治亂興亡と榮枯盛衰とを大觀すべし。斯の如きは活眼なる史家なり政事家なり達人なり。大正の未來豈に這般の人士——國家の柱石と干城と——なからんや。些か時論に激する處あり書して序と爲

す。終りに一言すべきは本書は荻野檢校が十數年を費して校訂せる平家正節に據りたるものなる事是れなり、正節に關しては解題を見よ。

大正元年十月上浣

和軒外

尺

平家正節序

古之學者從師而學、今之學者耻學於師。夫師者所以受術業、解疑惑者也、人不可無師、不從師何解疑惑哉。平曲之行於世也、蓋三百有餘年而至於今從師而學。若古之學者從師而學、世人雖鄙平曲、師道不廢、學者猶不可及矣。先生姓荻野、名知一、藝陽人也。幼而失明、常嗜醫、有餘力則賦詩誦歌、富干風月才矣。寶曆三年癸戌、二十三而出藝陽遊京師。是時京師前田平曲漸衰、寺尾勾當者獨傳之、然衰年多病、前田平曲將廢、總檢校職憂矣。其徒請使先生繼其傳、於是始從寺尾勾當而學之、三年而業已成。雖然未傳大小之秘事、而寺尾勾當死矣。有河瀨檢校者、秦野平曲悉傳之、於是又從河瀨檢校、而寶曆九年己卯。傳小秘、同十年庚辰傳大秘、而所以悉成也。蓋嘗以業蒙閑院宮妙法院宮青蓮院宮聖護院宮九條公一條公之延接、弟子益進、授小秘者二人、授大秘者二人、而河瀨死後、秦野平曲失其傳。於是、先生溫故起

廢、遂明秦野之業、而授石塚檢校者、自後不失其傳、其功大如此矣。明和七年庚寅、詣勢州大神宮、歸程來府下、教誨數日、而歸京師、府下慕尙者繼踵而起、希使先生來留府下、其情懇懇不獲辭、遂托京師門人於其弟子小島勾當者、同八年辛卯、來住府下、以業見。

國君、弟子愈進。余謂、凡出乎口而爲聲、金石絲竹匏土革木、擊之而爲聲、皆人之制作。而其音不平者也。水浪草木怒動而爲聲、衆竅倚風而爲聲、皆自然之道、而其音平者也。雖然先生爲平曲也。若水浪草木怒動而爲聲、鼓琵琶也、若衆竅倚風而唱喁官商、千變萬化、而各得其平、可謂天然而已矣。蓋平曲之傳、往々口授弟子、而無爲書、故至後世、文章固有誤脫、曲節殆似崩於是、先生改補其誤脫、改正曲節、遂著此書、名曰平家正節、將千載之後、使論說無惑。余從先生之言、而聊執筆記之、其昭々明矣。余嘗好平曲、有年不厭。雖然其傳區々、今師弟子必不同疑、又有文章曲節錯誤、其本不一、多岐路亡羊者也、惑愈甚矣。今從先生而學之、漸得解其疑惑矣。以此觀之、人不可無師、不從師何解疑惑哉。先生退職則歸洛不可知、雖然以此書爲師、學之而不可已、則卒可解疑惑也、勉而忽忘云爾。

安永丙申夏六月

丹羽敬仲



傳平清盛像 (六波羅密寺藏)

華之衷證中道未晚先利
 物於舊極素樸之御能至善
 梃引導法界今日之願自
 趣如斯乃至福業所單迴施
 不限敬白

長寬二年九月 日 榮 德 行 備 滿 濟 濟 敬

清 盛 願 書 末 文

弟子清盛敬白夫以類繁風
 芳自混於陀利華之露演
 汚水禦遊歸陸染若海之
 波和光同塵不具然乎伏惟
 安藝國伴都伎場大明神名
 載常篇禮存恒典一區極孤
 洲之巖嶽四面臨巨海之渺茫
 謂其靈勝則如雲蓬露葉之
 在乳坤之外謂其締構之省全
 殿玉椽之榭混閭之開凡厥靈
 驗威神言語道斯者已於是
 弟子本有日緣專致欽仰利
 生揚焉久保家門之福緣夢

(藏社神島殿)

平 清 盛 願 書



一、葉、花序及果實 二、花

(Brandis 氏)

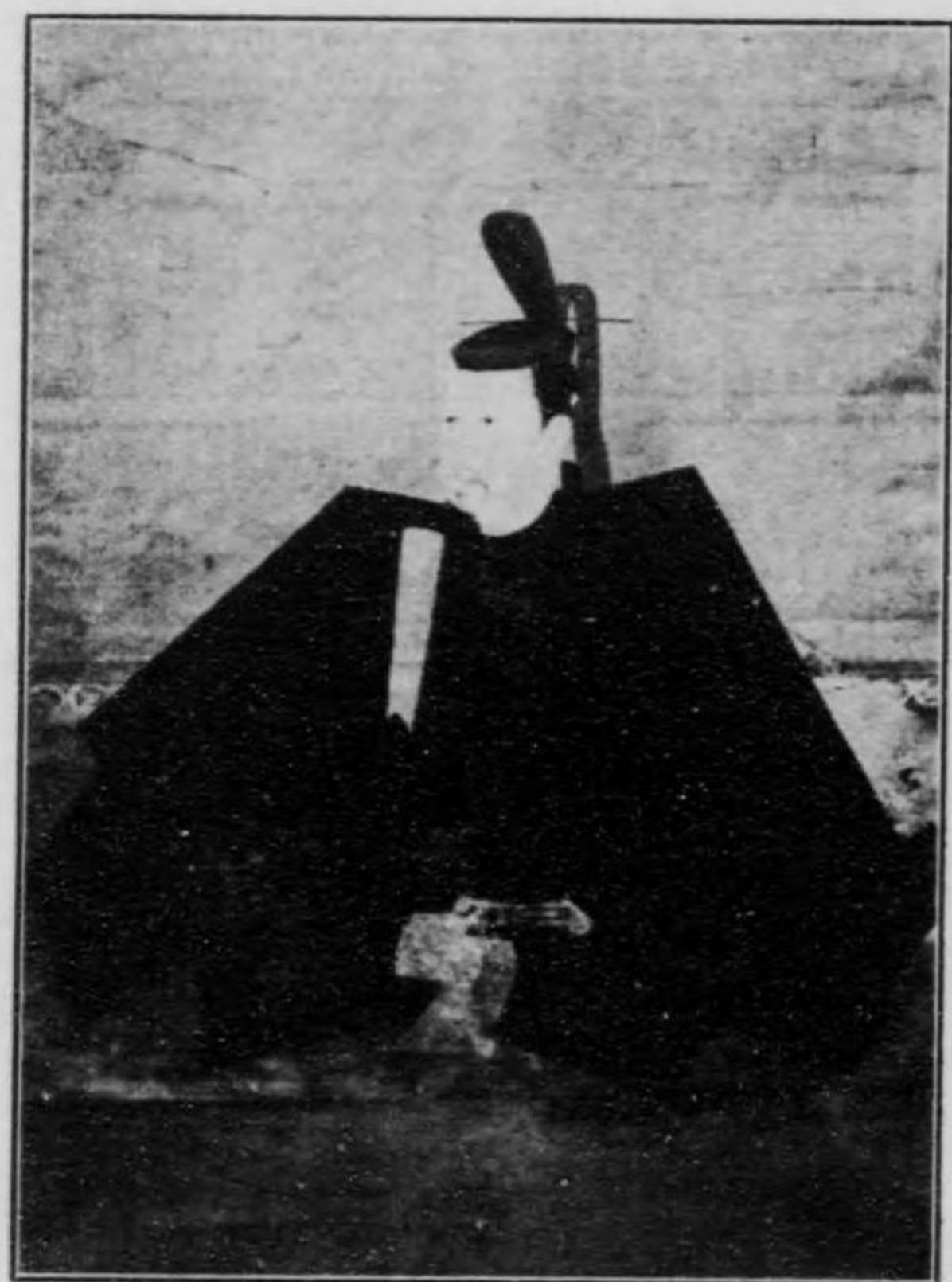
樹 雙 羅 娑

秘園精舍
 中書 秘園精舍の鐘の聲請け
 の音有 沙を鏡の花の色
 の理りを 唯春の夜の多の如し
 唯春の夜の多の如し 秘園精舍
 亡ぬ備し 朝を訪ふよ 暮の趙 宿漢の王莽

(楠美氏藏)

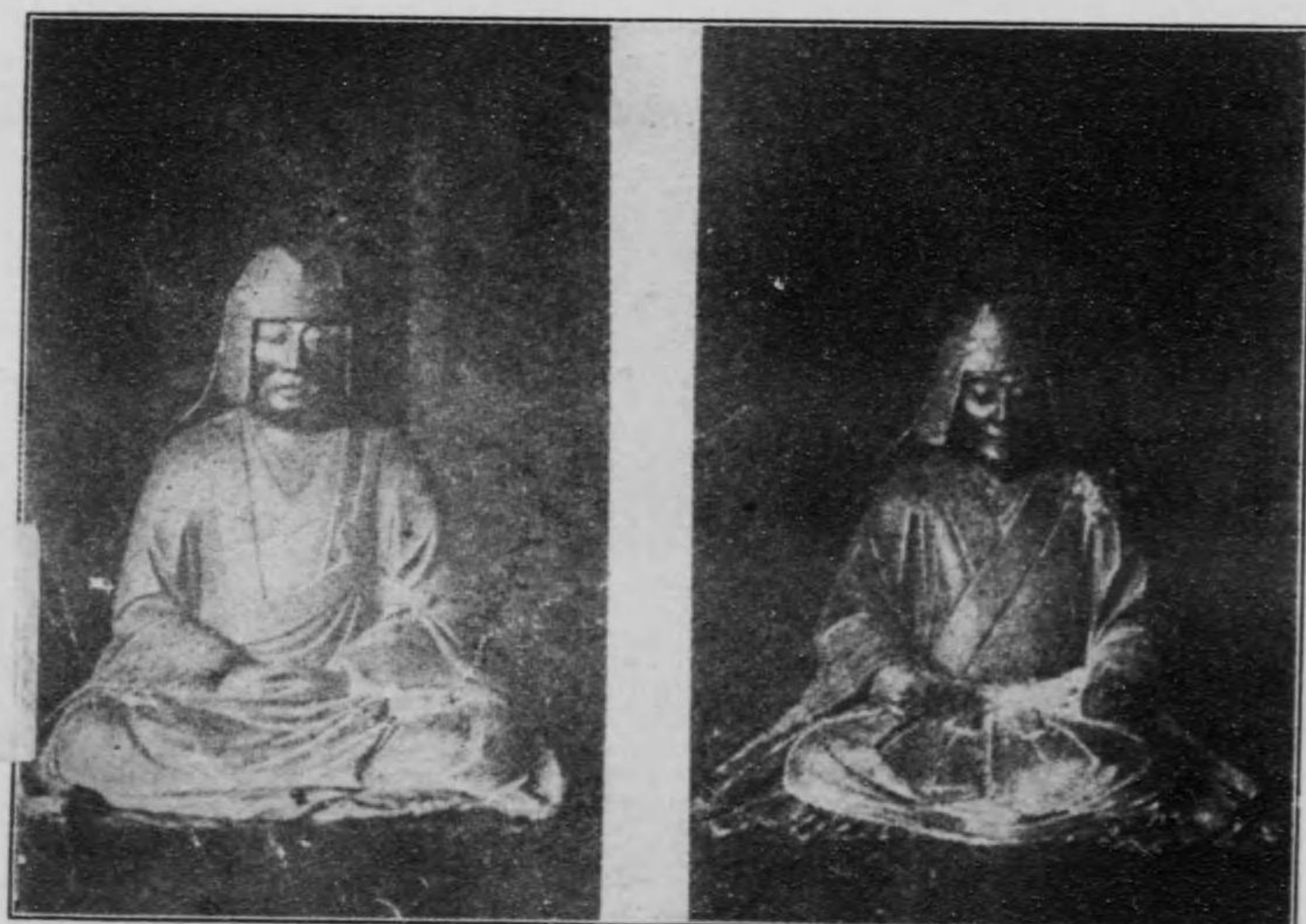
前田流小秘事

吾方方便法藏化儀速皆在批判
 出縁終の物生く家高云脱く有若
 唱太宅花子且思く焚火焼く言誠
 及く任今以後全非思く若若海潮
 不依憑く家思く涙の経法 佛若
 阿羅米末不久法十八日當投法
 余昨夜又大約在股速速与巨方住来
 又兼与同对拳髪止注雨淚以子杖
 涙と鏡傷信 世古今天来の才功
 在履満序西眉向白毫殊物振衣
 今最後余礼と諸夫八粒悲泣
 涙と鏡傷信 世古今天来の才功



(神護寺藏)

平重盛肖像

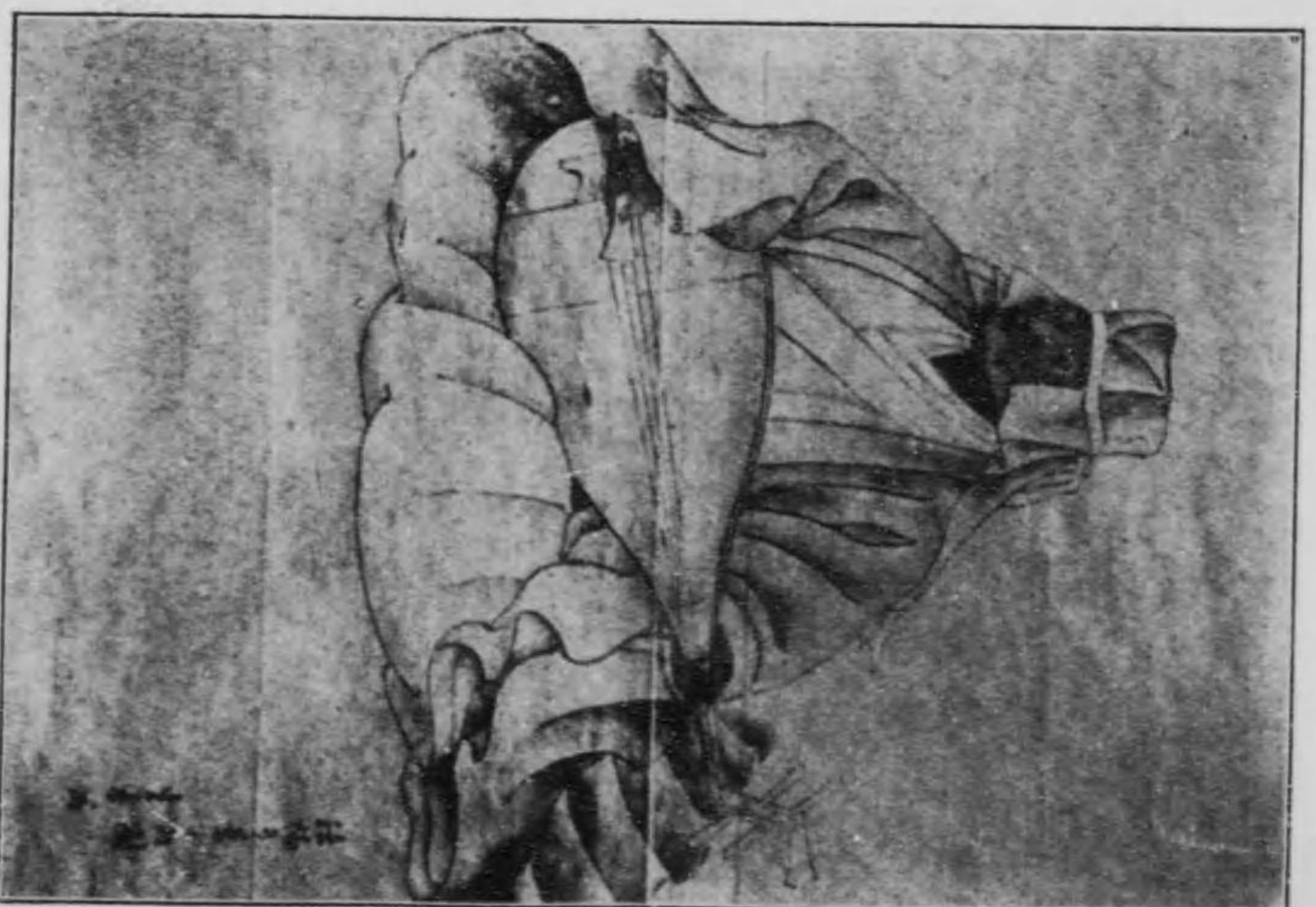


杉山檢校

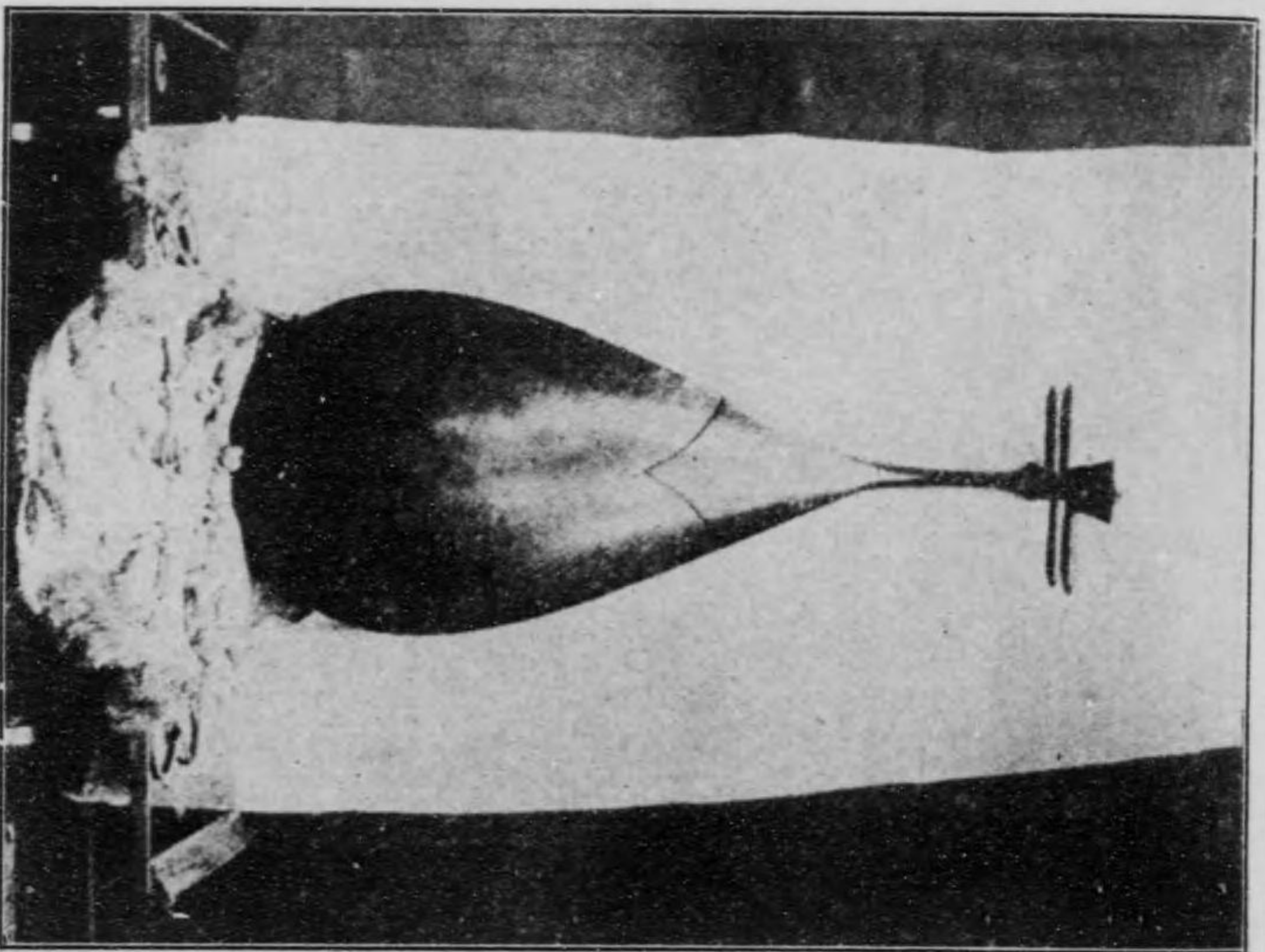
明石檢校



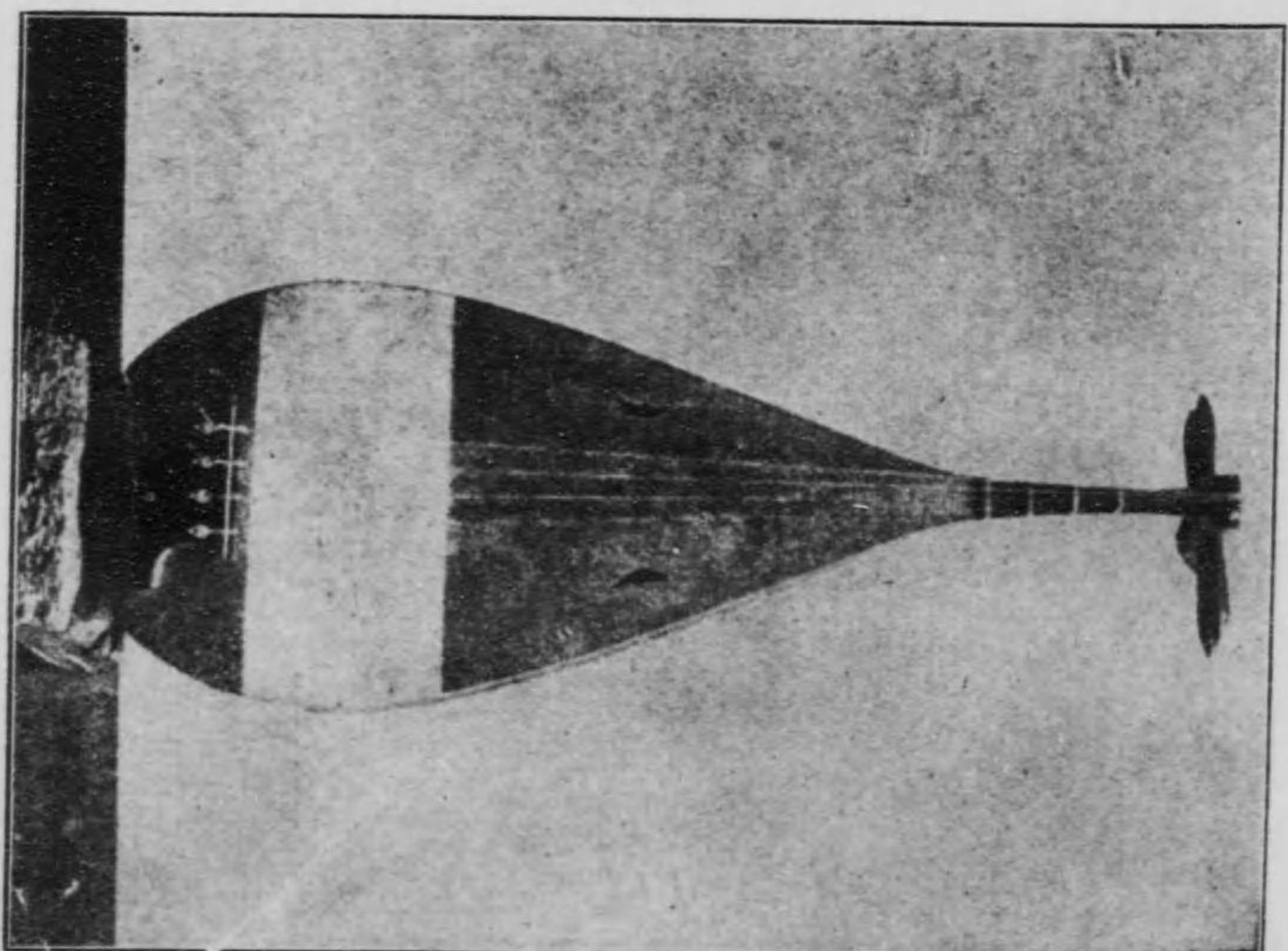
(藏院光寂) 像木院門禮建



校檢野供者著節正案平



(藏家輕津) 鳥 千



(藏家輕津) 鴨 海

免狀

前田流小秘書免狀

年來平曲依御執心今

度小秘書不現懸ナカニムス

上柱之柱四柱

御傳授江以者也免狀仍如件

安政五年二月十日

宗道

麻園檢校



弘前侍從様

(藏氏山館)

狀

免

前田流大秘書免狀

年來平曲沙執心之進ノミ之遊

沙執行先達之小秘書沙傳授

中上之進以處其後格別沙出籍之

兼大秘書沙懸望之沙座以同

重儀之進以傳去此方沙傳授上履

相違之沙座仍免狀如件

安政五年八月十日

宗道

麻園檢校



弘前侍從様

北

免

解題

第一 平曲の音樂觀

一 緒言

平家物語は、音符を附け、琵琶に合せて語りたる聲樂の譜本なり。本來は音樂本なりしが、後世音符を取去り、單に讀本として刊行せられたるより、流布本には、何れも音符なきを以て、徳川時代にありては、知名の學者すらも、音樂としての平家物語を研究せる者稀なり。されば明治の國文學者、其の音樂本なることを自覺せず、随つて音樂的精研は夢にだも企及せざりき。而して平家物語の本なることを道破し、音樂的研究の急務を主張したるは館山翁なり。翁の功勞や偉大なりと云ふ。平家物語は語本なり、語本は土臺にして、讀本は末なり、されば語本を知らずして、平家物語は、謠曲淨瑠璃等の語本を見ずして、謠曲淨瑠璃を談ずるが如し。一掃的概觀を下に取りては、片々たる活字本にても、或は目的に到達するを得べし、而も言語學的、純文學的研究を試みんとする者は、必ずや一度は溯源して語本を精讀せざるべからず

語は、其の創曲の當時よりして、盲人の業に委せられ、學術的研究は試みられずして、永く年所來れり。是れ余が斯界の先驅となりて、平曲の音樂觀を略叙し、後人の精査を待つ所以り。見ん人之れを諒せよ。

二 聲明 大觀

平曲は聲明より出づ。王朝に傳來せる聲明に二種あり、一は天台の聲明にして、他は眞言の聲明なり。聲明は印度學術の一科たり、印度に五明あり、聲明、醫方明、因明、工巧明、内明是れなり。聲明は支那に渡りて梵唄と稱しき。唄とは唄匿の義、譯して贊歎といふ、佛教の讚美歌なり。

三代格、仁明帝承和二年正月二十三日の太政官符に據れば、空海の奏言にて、眞言宗年分者三人を度することゝなしぬ、其内聲明業一人とあり。此は梵字眞言大佛頂及隨求等陀羅尼を書誦せる者にて、悉曇と聲明との研究を兼ねしめたるものなるべし。

聲明の組織は五音三重譜を作り音の高下十二位を分ち一越、雙調、黃鐘、平調、盤渉の五調子を根本と定め、之に呂律中曲變音の四曲の變化を立て。此の四曲に依て由の性質を定む。此の五音五調子は密教の五大五智と配し、呂律を金胎となし中曲を不二の曲とし、之の重々の變化に依つて聞くとす。故に此等の秘曲は皆大日より嫡々相承し龍明菩薩が南天の觀塔を開きたるも、此の聲明によると爲す。大師が請求錄に「梵字梵讚問々之を學す」と記して其の相承を明にす。(密教辭林)

抑も聲明には四様式あり。佛號を朗誦する一なり。梵號を朗誦する二なり。經文を誦誦する三なり。偈文即伽陀を誦誦する四なり。而して聲明發達の順序も亦かゝりしならん。佛名を朗誦することは、奈良朝寶龜年間頃より始まり、平安朝に至りて、大同頃の人なる勤操といふ者、最も聲明に長じ、天長四年、七十四にて寂しき。同七年よりして、宮中の佛名會行はれ、道昌僧都導師たり、師は貞觀十七年七十八にて寂しき。道昌の外に靜安、相應あり、前者は承和頃の人、後者は延喜十八年八十八の高齡にて寂しき、共に佛名會の導師として嘖々たる名聲ありき。後梵語の佛名を朗誦すること起れり、弘法の弟子眞雅は最も有名なりき、元慶三年七十五にて寂しき。去程に梵漢二様の佛名朗誦は、非常に流行し、承和十三年、勅して五畿七道の諸國に、毎年十二月十五六七日の三晝夜、之れを舉行せしめき。後二壽三年、佛名會の日を改正し、毎年十二月十九日より、二十一日までの三晝夜舉行することゝなしき。

佛名朗誦に次いで起りしは、經文偈文の誦誦なり。聲明の成立せるは、雅樂に合せて經文偈文を誦せるに因りてなり。承和十四年、天台宗の名僧慈覺大師、唐より歸朝し、翌年即嘉祥元年、味堂を叡山に建立して、引聲念佛を事としき。此は阿彌陀經に節を附けて誦誦せる者にて、教の濫觴たり。慈覺大師は、支那五臺山より聲明を傳來せるものなり。大師より圓珍(寛元應淨藏(三善清行の子康保元年寂年七十四)、良源(永觀三年寂年七十四)、源信(寛仁元

寛誓、懐空、尋誓等を経て、良忍上人に及べり。良忍上人は聖應大師にて、聲明中興の達人なり。同時に尋宴、詹西の二家あり共に斯道の達人なり。

眞言宗の聲明は、弘法大師(承和二年寂年六十二)の弟子眞雅より始まる、眞雅は斯道の名家、其の弟子眞照(寛平三年寂)より、源仁(仁和三年寂)、益信(延喜六年寂年八十)、寛空(天祿三年寂年八十九)等に傳へ、寛朝(長徳四年寂年八十四)に至つて大成せり。寛朝は聲明の達人にして、般若經の理趣分に音符を附し、眞言聲明の開祖と稱せらる。

去程に良忍上人は、融通念佛の一派を開き、都鄙かくれなき聲明の名人なりしかば、上人の頃は、聲明道全盛の時期なり、上人大原に大原山來迎院を建立して魚山と號す今三千院と稱す。聲明の本山なり。上人は崇徳天皇の天承二年に寂しき。さて天台の聲明は、前にも言へる如く常行堂より流れ出で、二派と爲りぬ、一は良忍の大原流にして、他は尋宴の萱尾流是れなり。尋宴は叡山の東谷下禪林房の堂僧、良忍も嘗て師事して長谷供養文を傳授せられきと謂はる。尋宴後無動寺の麓なる萱尾に卜居せるを以て、其の派を萱尾流と謂ひしなり、されど此の流斷絶して大原流のみ盛に行はれき。

良忍より多武峰の堯蓮房頼澄、法勝寺の叡泉房、小上野家寛、淨蓮房覺應等に傳ふ。就中家寛の一門最も盛大にして、殆んど大原流の聲明を大成せり。門下に相模房(行家)慈心房等あり。前者の門に蓮界房淨心あり、後者の門より蓮入房湛智出づ。二人正統を争ふ。二人の弟子光覺と容禪とも、亦正

統を争ひたり、案するに光覺は保守派にして、容禪は革新派なり。

賢尾氏の聲明談

か、し程に眞言の聲明は、良忍上人の頃仁和寺の二世に覺性法親王あり、久安中仁和寺大聖院の御所に、諸流の聲明家十五人を會し、七十三日間研究して、異同を修し、之れを四、爲しき。菩提院流、能覺の西方院流醍醐寺の定遍流、觀驗の進流、進流は宗觀に出づ、宗觀、爲しき。菩提院流、進流とも云ふ高野山あたりは進流なり。而して魚山薑芥抄に云ふ、

昔久安年中、金剛乘院御室覺性法親王御興行依、於仁和寺大聖院御所、七十三箇日、合頌徳十五人、皆進上人弟子、餘流聲明不爾。進流、相應院流、西酉、様トテ名字ヲ付定、其流博士曲節性相分定事久安談合時定之、彼十五人中、流々法燈撰出セラル、派流司弘

金剛乘院本相應院司弘通菩提院聲明是也。

能覺法印新相應院司弘之此西方院流云也。

彼四人 權僧正定遍西酉聲明是也。

觀驗上人進流聲明是也觀驗上人進上人御弟子也。

かくて法會上人出で、念佛爲本の法幢を懸くるや、往生禮贊に音節を附して吟詠せるを以て、大に流行し、俗男俗女亦之れを口にせるより、聲明も、佛教音樂を普及せしめ、我國民樂の淵源を爲し、

辨舌花やかに符を附けて演じたりと云ふ。新樂勃興の種子は、既に已に良忍法念等に因りて傳られ下種せられたり、百卉發萌し、萬花將に葩かんとす。此の氣運に乗じ、聲明と雅樂とに依りて創作せられたる者は、實に我が國、民樂の母樂たる平曲なりとす。

三 聲明の種類

天台の聲明にて、普通に使用する譜本は、六卷帖なり。六卷帖とは何ぞ、曰はく兩、四箇法要、切音、唄、灌中音、普賢行願是れなり。兩界は胎金兩界の法要にして、數曲あり、前、雅樂の奏樂入りて、古は盛儀たりき。堂前に舞樂を供ふ、祈願又は追福に用ふ。多く眞言行の法要に用ひらる。四箇法要とは、梵唄、散花、梵音、錫杖を云ふ。梵音を諷朗するを梵音衆、錫杖を振るを錫杖衆と云ふ。唄師梵音衆錫杖衆等は聲明家なり。唄師梵音衆は、佛說歎の偈文を奏す。錫杖衆は錫杖を振つて拍子を取る者なり、就中九條錫杖を以て秘傳と爲す。枕草子にも、九條錫杖、物の一つに數へき。さて四箇法要は、法華八講又は法華三昧など、法華經を講ずる時に行ふ、顯行の法要なり。切音は、眞言の法要に用ふ、祈願又は追福、施餓鬼などに使用する者にして、錫杖を振る者なり。唄は聲明の秘曲なり、顯秘兩用にして、出家得度の折にも用ふ。灌中音は灌頂の時に限りて用ひらるゝものにして、鏡鈸を使用する所あり。普賢行願は、一曲のみありて、高貴の人の密灌に入る時用ひらる。

眞言の聲明には、魚山芥、四座法則、四座講式、說艸、大般若法則、祭文並表白、乞戒聲明、阿闍梨聲明等あり。四座とは、舍利、遺迹、涅槃、羅漢の四座を云ふ。二月十五日の常樂會の時行ふものなり。說草とは冬の報恩講の時に用ふ、此の時難勢と答者とありて論議す、論議は七日間あり、初の五日は準備にして六七日は本式なり。此の論議の中に說草を諷誦すといふ。大般若法則は大般若の時、祭文表白は祭葬時に、阿闍梨聲明は阿闍梨灌頂の時に用ふ。

四 聲明の音樂觀

聲明音樂の大觀は、魚山薑芥抄に盡く、此の書は、天台眞言共通(博士は違ふ)にて、二宗聲明の科書とも謂ふべき者なり。今此の書の内容を調査して、聲明と雅樂との關係に及ばんとす。

薑芥抄は上下二卷より成り。上卷には三禮如來唄、云何唄、出家唄。散華、後夜偈、勸請入句。理趣經、金剛手言、合殺回向、禮懺文等あり。下卷には四智漢語、佛讚、文珠、吉慶漢語、吉慶梵語。阿彌陀讚、四波羅蜜、金剛薩埵剛業。佛名教化等あり。以上何れも音律を附してあり。例へば散華は一越調反、對揚は一越徵音。梵音は唯律盤涉調にして錫杖は唯律盤涉調。九條錫杖は平調唯律曲なり。對揚は

調にして四智梵語は反音一越調常途平座は雙調呂。大日讚は雙調唯呂曲にして、不動讚も同様の如く一曲各々曲名あり。

さて此の曲は何に據れりやと云ふに、雅樂の十二律に則れる者なり。されば西洋の音符、又は唱の用律に對照すれば、聲明の律名即ち雅樂の律名を理會し得べし。之れを對照すれば左の如し。

本邦古律名	應鐘	無射	南呂	夷則	林鐘	蕤賓	仲呂	姑洗	夾鐘	太簇	大呂	黃鐘
雅樂名	上無	神仙	盤涉	鸞鏡	黃鐘	鳧鐘	雙調	下無	勝絶	平調	斷金	一越
泰西名	$\flat D \sharp C$	C	B	$\flat B \sharp A$	A	$\flat A \sharp G$	G	$\flat G \sharp F$	F	E	$\flat E \sharp D$	D
唱歌用律名	嬰ハ	ハ	ロ	嬰ロイ	イ	嬰イト	ト	嬰トヘ	ヘ	ホ	嬰ホニ	ニ

西洋音樂にては、主として八律を云ひ、十二律を云はず、而も其の應用を合すれば、即ち十二律たり。律(Absolute pitch)を順序に按排せるを音階(Scale)と稱す、即ちC.D.E.F.G.A.B.C.にして、唱歌律のハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イ、ロ、ハ是れなり。

以上八律はC即ハに始まりA.B.C.即ちイ、ロ、ハと起らざるは、歐洲近代歌調の變化に因る。次表

原	名	C	B	A	G	F	E	D	C
譯	名	ハ	ロ	イ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ
雅樂律	神仙	盤涉	黃鐘	雙調	勝絶	平調	一越	神仙	乙音

八律ハの一字重複せるを以て、其の實七律なり。而して其の重複する者は、常に同律にして異音なり。同律異音とは雅樂家の所謂甲音乙音又兄弟の音にして、C又ハの如く字上に小點を附するは甲音なり兄音なり、C又ハの如く、字底に附するは乙音弟音なりなり。

譜表(Staff)とは、層々並行せる水平の五線なり。而して五線に各名稱あり、五線の間も亦然り。その如し。



五線には一定の律なきを以て、線上に種々の記號を記して後始めて、某の線は何の律なり。其の記號二種あり、一を高音記號(Treble Clef)、他を低音記號(Base Clef)と云ふ。



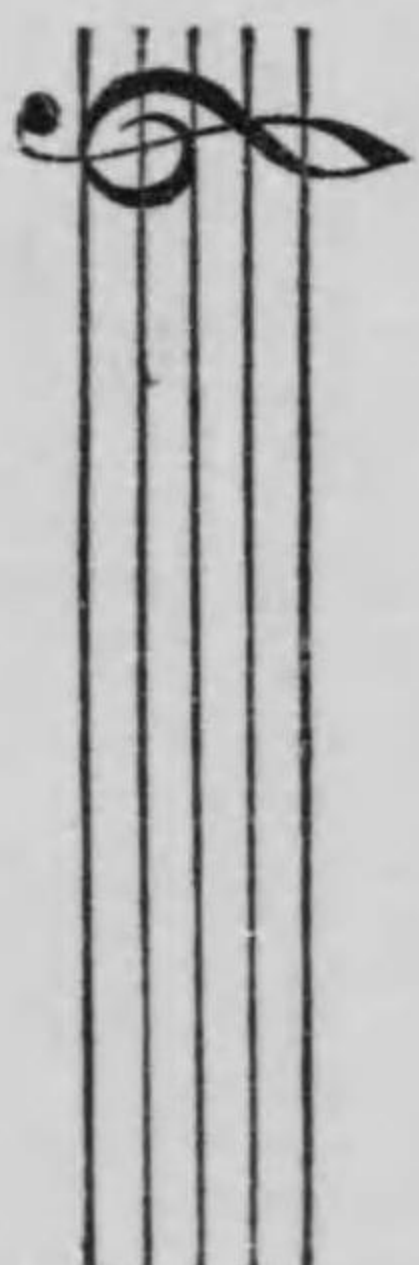
高音記號



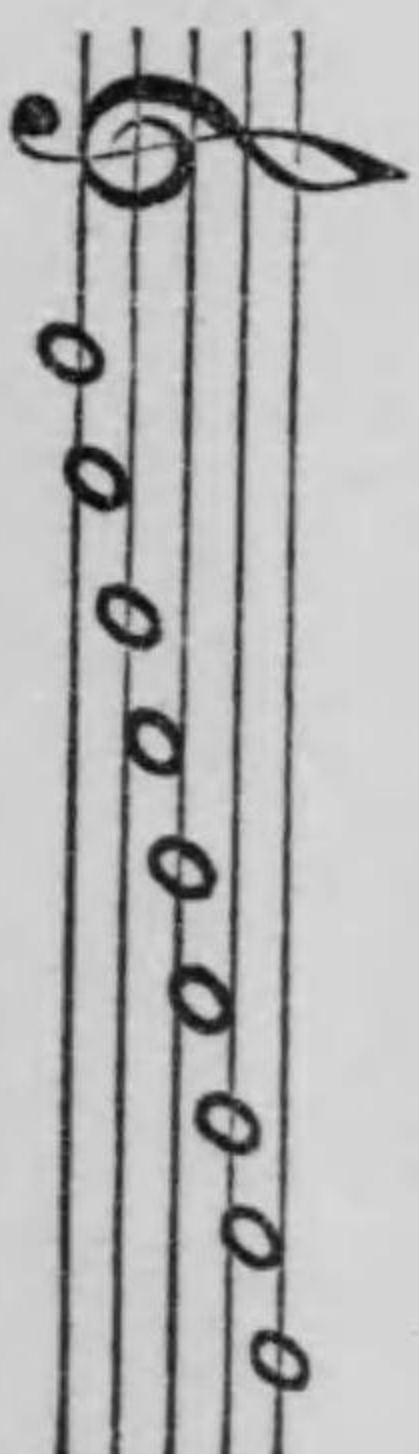
低音記號

解題

五線上に載するに、一定の法則あり、左の如し。

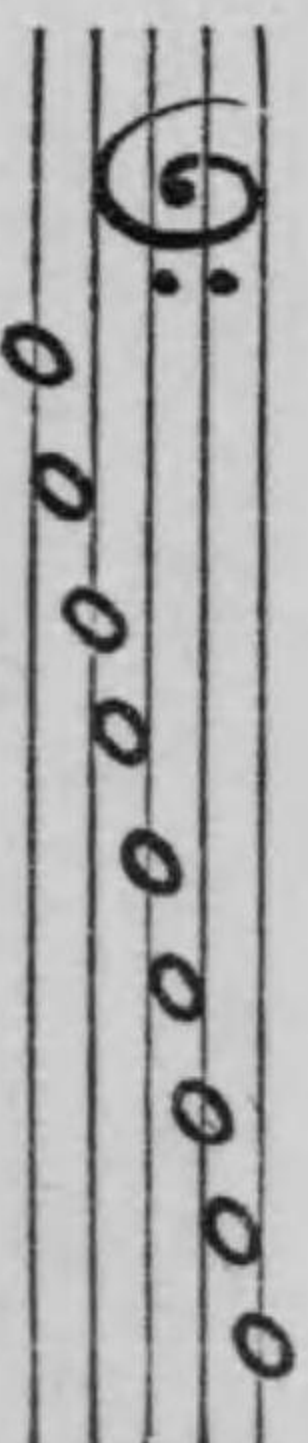


即ち高音符を載するには第二線を、(G)律とす。故に第一間はへ調なり、第一線はホ律なり、第二間はイ調なり、第三線はロ律なり、第三間はハ律なり、第四線はニ律なり、第四間はホ律なり、第五線はへ律なり。



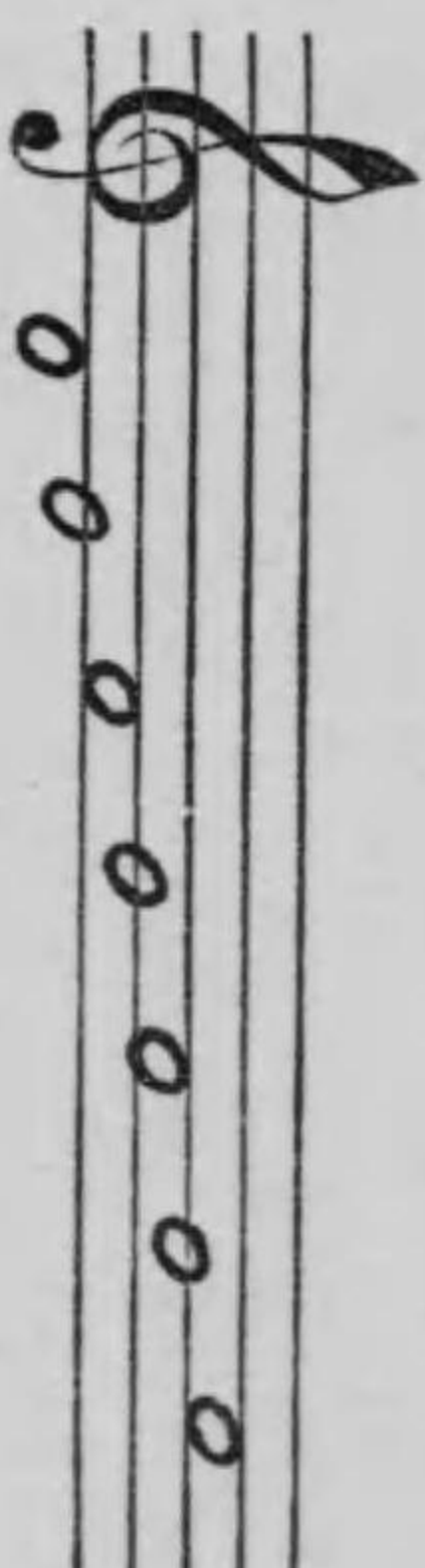
第一線 第一間 第二線 第二間 第三線 第三間 第四線 第四間 第五線 第五間

低音記號も、之れを五線上に配置するには、第四線を以てへ・律と爲す、故に左の如し。



へ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ

されば一越調律旋の七聲は、左の如く載線すといふ。



密 商 角 徵 羽 嬰 羽

かくの如く、一越調の律旋を、洋律に直し得るを以て、他の調子も然るべし。かくて十二律を載線し得れば、従つて聲明の不動讃も四智梵語も、云何唄も如來唄も、否あらゆる聲明の調律を、洋律風に書き直し得べし。而して是れ實に古代佛教音樂の科學的研究にあらずや。然るに古來狂言あり、曰はく「悉曇聲明は愚僧の役」と。何ぞ知らんや、是れを精研することの、東洋文明開發の一科たることを。天台眞言の若等輩よ、何ぞ振つて古代音樂の新探究を試みざる、是れ實に新しき良忍新しき法念

と爲つて、一新派を創立するの基礎たるにあらざるや。

なほ一言すべきは、嬰變の事なり。前掲の律對照表を視るに、其の排置各同じからず、ハより下ロに至るは、一律の差にして半音 (Semi Tone) たり。ロより下イに至るは、其の距離二律にして一音 (One Tone) たり。故にハより、上ミニまで、或はニよりホに至る距離は一音なり、ホよりヘは半音なり、ヘよりト及びトよりイは又一音なり。此の不同を均しく半音ならしむる法あり。則嬰と變との兩記號を用ふ。雅樂にも聲明にも此の法あり。嬰 (Sharp) は記號井を用ひ、變 (Flat) は記號リを用ふ。井は半音を上進する記號にして、リは半音を下退せしむる記號なり。例へばハはハに同じく#ハはハに均し。#ハはロの如くリはホの如し。故に#ハはリ。#ハはホ。#ハはト。#ハはイ。#ハはロなり。

此の嬰反の事は音律開合名目にも見ゆ。名目には、五音、五調子、五章反音、五種拍子、四種反音、八音異、九聲六調子、五調子五音、七聲各具、等を論じたり。之れを泰西の學理に照して、論究する

は、本書の目的にあらざるを以て略す。而して聲明にては、各字に音符を附して諷誦す。此は音聲を、初重二重三重と爲し、初重に徵羽。二重に宮商角徵羽の五音。三重にも宮商角徵羽の五音符を附し、以て音律に奏でたり。而して平曲の聲明より出でたりと云ふは、其の符附又記號、曲調等を云ふ、平曲は琵琶に依つて調子を取る。聲明は横笛又琴に依れり。されば我が國の律法は、何れも雅樂を基本とすと謂ふも可なり。

五 平家琵琶調絃法

聲明の曲調が、各々十二律調に據れることは前文の如し。然らば平家の調絃法は如何と云ふに平家曲節考曰一の糸と三の糸と上りに合するものなり。三と一と二上に合せて、四の糸を三と能く合せて、三と敲きを押へ、三と四と一調子にするなり。又二のゆりを押へて二と三と同じ調子を相調子と云ふ、二三の柱の間の糸を二のゆりと云ふ。例へば

- 四の糸鸞鏡、一鸞鏡 二下無押て勝絶、三勝絶押て鸞鏡
- 四 盤 涉 一盤涉 一押て下無 三下無 押て盤涉
- 四 神 仙 一神仙 二斷金押て雙調 三雙調押て神仙
- 四 上 無 一上無 二平調押て鳧鐘三鳧鐘押て上無

右の例を以て知るべし。平曲中琵琶にて調子を取る曲名を擧ぐれば左の如し。

口説 (正口説、詞折口説、位口説、艶口説)

口説は詞なり下音に語る、琵琶の二の「ゆり」の調子なり。

下ゲ(半下ゲ、強下、半強下、長下、長強下)

素聲 琵琶の上柱にて語る。

初重 節の下音なり、ビワの中ゆりにて語る。

重初重

呂、下音中の至難なり。

初重呂、呂にて初呂の節を語る。

中音 節なり、ビワの三の敲にて語る、此の節に一の聲、二の聲中ゆりあり。

(節物、拾物)

初重中音

三重 ビワの四のカンにて語る、上音なり、ユリ四つなり。

走り三重

下り、三重の次に語る中音。

折聲 三重の少し下音なり、節の處々節つけて語る、ビワの四のカンより三の敲きの下四五の柱の間にて調子を取るなり。

指聲 折聲の下音、指聲は大方ビワを弾ぬはよし、調子を取らば三の敲きを左の手にて軽く押して試みるなり。

上歌、下歌

曲歌、強聲、調子はビワの三の敲きの下四五の柱の間にてとる。

拾 三の敲にて語る、口説の上音、又中音の音聲にて語る。

拾下ゲ、

下音、口説初重の音に同じビワ口説撥なり。

上音、音曲、音曲呂、中音吟、散し讀物(上音)

今様説色部掛り。

平家琵琶の調絃法に、四の糸轆鏡とあり、是れは唱歌の嬰イ變ロに當る。四の糸盤涉とあるは、律に當り、神仙とあるはハ律に當り、上無は嬰ハ變ニに當る。かく前の對照表に據つて、平家の調絃法を知るべく、又平家の曲名を近代的に改正するを得んか。

六 平家の譜記

平家は天台の聲明より出づとは、古來より言傳へたる所なれども、先年東京音樂學校にて、京都より天台の聲明家を聘して語らしめたることありき。然るに館山翁の聽ける所にては、平曲に似ざると。或は眞言の聲明に似たりと云ふあり。因りて眞言の聲明と對照研究せんとて、今年二月下旬音羽護國寺にて、小野塚僧正と談合し、三月上旬更に金乘院に會合を催す。此の日來會せるは、館山夫妻と中村氏と余となり。館山氏は木曾願書、灌頂を始めとし、種々の平曲を數節づゝ語り、小野塚氏も、魚山叢芥抄より、涅槃講式表白等を語りぬ。此の比較研究によりて、吾人は平曲は涅槃講式等聲明中にありても、比較的譜記の簡單なるものを模し、或は創作せるものなりとの信念を得たり。而して讀物(木曾願書、文覺勸進帳腰越狀の如き)は、全く表白より來る。表白とは讀んで字の如く、佛前に表白して、罪業消滅を祈り、又は色々の祈願をする者なるべし。讀物中、願書は神前の表白なり、勸進帳は寺院再建の表白なり、腰越狀は阿兄に對する陳情表白なり。されば讀物は表白なり。讀者は別紙の挿繪中なる涅槃講式の寫真と、平曲譜本の寫真とを對照せられよ。初重あり二重あり三重あり、中音下音あり、清濁を正し、輕重を論じ、節奏を爲す、講式一轉せば平曲たらんとこの想像は、何人にも浮ぶべし。されど聲明家と云はるゝものすら、深く聲明を研究し居らざるの今日、吾人門外の士、豈

によく精研するを得んや、詳論細察は他日を期して、左に平曲の譜記に就いて一言すべし。

京都秦野流平家物語に、平家聲節目目として列擧せる曲名に、三重中音、初重、降中音、初重中音、折聲、色聲(峯聲)指聲、口説、枝折口説、怒口説、白聲、拾、甲聲、歌、讀物。下、強下、一聲、二聲等あり。又四洵、三洵、中洵、引棄。大廻、小廻。杯、置衝置。中、浮、張。上、當半、入。乙折等に附記あり。然るに平家吟譜は之れを改正し、正節は更に之れを改正せり。吟譜曲名には詢、怒詢、色詢、技折詢。枝折下、下、下色、怒下。素聲。呂。初重、重初重。中聲(一聲、二聲、中上り)初重中音。三重、降り、走三重。折聲。指聲。上歌下歌色歌。劫聲、高聲。拾下音。讀物。正節には、口説、詞折口説、位口説艶口説、下強下、半強下、長下、半下。素聲。ハツミ。呂。初重呂、初重、重初重。中音(一聲二聲、中ゆり)初重中音。三重、下り、走三重。折聲、引音、引下。指聲。上歌、下歌、曲歌。峰聲。強の聲。拾(呂一の聲、ツキ、スエ)。上聲。音曲、音曲呂、拾掛。中音吟。散。讀物。鄧曲掛。今様語等あり。此等の中譜記あるものは、之れを圖解すべきなれども、新に活字を製作せしむるは、時日を要するを以て、今回は省略す。讀者は館山翁の『平家音樂史』に就いて、其の一般を理會せられよ。而して聲明と平曲との譜記の關係に就いても、更に細觀すべけれども、此は専門家すらも、未だ着手せざる所なれば、其等の研究は他日に譲らざるを得ず。なほ曲名、曲調、調絃法等に關しては、『平家音樂史』を見給ふべし。此處には、唯西洋音律と雅樂の音律とを對照し、其の比較研究に

よつて、平曲の音律をも理會し得べしと云ふ根本論に止め置くものなり。

第二 平曲の傳統

徒然草に曰はく、信濃前司行長、平家物語を作りて生佛に語らせたりと。生佛は東國の産、中年にして明を失す、行長之れを憫み、平曲を作りて盲人の業と爲し、爾來傳統明治に及ぶ、其の間年所を經こると七百有餘年、平曲の本邦古樂として尊重すべきこと、毫も烏羽僧正の繪卷物、信實の肖像畫、若くは宇治の平等院、平泉の中尊寺等に譲らざるなり。平曲の創樂せらるゝや、皇室に於いても深く保護を垂れさせ給ひき。順徳天皇は、西園寺家に勅詔を下し給ひて、生佛に琵琶の秘訣を傳授せしめ給ひ、後堀河天皇は、新に生佛を檢校に任じ給ひ、四條天皇は運上配當を賜はりき。

生佛の門人に筑紫方城一あり、城一の門人に如一と城玄とありき。城玄は久我家の出、太政大臣通光の弟なり、嘗て花園院の天聽に達して、紫衣を授けらる。此の人一派を開く、之れを八坂流といふ。蓋し如一は生佛以來の正統を傳へたる正統派、又は舊派にして、之れを一方流といふ。城玄は改革派又は新派とも云ふべし。『八坂流に一部の平家物語なし』、城玄は一派を開きしとは云へ、行長の平家物語以外に、物語を新作せるにあらず、或は所々文章を改削せるのみ、八坂流とて傳はれるものは是れなるべし。或は簡單なる文章を作りて、自ら新音節を試みたるもあらん、今日八坂流とて、世に

傳ふるは、『訪月』の一節にすぎず、之れを見ても、彼が平家物語を新作せるにあらざるを知るべし。

正節の『月見』と八坂の『訪月』との曲目を對照すれば、

八坂流	詢	下ゲ	中音	詢	下ゲ	三重
一方流	口説	下ゲ	三重	上	下リ	初重
八坂流	<small>甲初重</small>	初重	<small>初重</small>	下	呂	初重
一方流	初重	呂	初重	指聲	峰聲	素聲(下略)

右の相違あり。即ち音節文章等を變革せるを知る。如一の門に覺一あり、覺一は尊氏の從弟、播州明石を知行せるを以て明石覺一と號し、音律の吟四絃の調無雙の達人なりき。覺一は崇光院の時、總檢校に任せられ、職屋敷を賜はる、爾來總檢校は、正二位大納言の格式を以て、朝廷に殊遇せられ、十萬石の大名の資格を以て、幕府に待遇せられ、天下の瞽盲を支配せり。如一の門に覺一あり、以て城玄と對抗するに足る。否城玄の門葉を壓倒して、正統派の爲めに萬丈の氣を吐く者か。覺一の時、四官十六階七十三刻の制度を定む。覺一は應安四年六月二十九日に歿しき。

案するに一方流と八坂流とは、當代平曲の二大派にして、二派交代に總檢校を出し、以て足利の末葉に至る。或は云ふ八坂流は永享の頃斷絶せりと。此の説非なり、看聞御記に據れば、覺一以後の名家に、祖一勾當、椿一檢校、安一座頭、秀一檢校、調一檢校、專一檢校、了珍座頭、妙一座頭、城宇

座頭、常義座頭、城笠檢校、朱一座頭、城愛座頭、元一座頭、素一座頭、城順檢校、語一座頭、初一座頭、求一座頭、連一座頭、了訓座頭、多一座頭、城木座頭、久一座頭、仁一座頭、教一座頭。合計二十七人あり。此他にも大勢ありしならん。此等の盲人が、上聞に達したる回数、同じく「看聞御記」にて計算するを得べし。後龜山上皇四回。後小松上皇十一回。後崇光上皇八十四回。稱光天皇六回。後花園天皇九回。後小松上皇皇后三回。後崇光上皇皇后五回。稱光天皇皇后二回。後小松上皇皇妹二回等なり。謠曲流行以前の平家は、殆んど當代音樂界の寵兒なりしならむ。杉山檢校の遺書に依れば、覺一以後に慶都あり、其の後井口蒼都あり其の後相傳左の如し。

- 井口蒼都 應永二十九年—永享十年
- 正田仙都 永享十一年—嘉吉元年
- 竹永總都 嘉吉二年—文安五年
- 川島命都 寶徳元年—享徳二年
- 竹村牧都 享徳三年—文正元年
- 宮治竺都 應仁元年—文明十五年
- 森澤城關 文明十六年—延徳二年
- 廣川拜都 延徳三年—明應五年
- 若山秀都 明應六年—永正十二年
- 山村賀都 永正十三年—天文三年

- 宮島積都 天文四年
- 松崎元一 天文六年—天文十一年
- 田寺公方一 天文十二年—永祿十年
- 田寺喜一 永祿十一年—天正九年
- 松本觀一 天正二十年—文祿二年
- 藤井傳一 文祿三年—慶長十八年
- 伊豆圓一 慶長十九年—元和八年

足利時代に於ける傳統かくの如し。慶長八年徳川幕府の成るや、

『伊豆總檢校恐悦に罷登り、先格の通り御禮申上終りに、當道の格式古代の通り、無相違、檢校勾當には坐中の官物永代に被下置、座頭以下の者共には、前々の如く、諸道の運上を可被下置の旨被仰付、諸大名、旗本、御家人、寺社、百姓、町人に至るまで、諸道の運上品々、以來無相違、當道に可差出旨、一統に被仰出其上當道の式日御改ありて、自今右の條々堅く可相守と伊豆圓一に被仰付、則ち御請申上。此時よりして當道の法式諸法度之次第、正數定めぬ。因つて御代々將軍宣下又總檢校繼日御禮の節は、燕尾素絹長袴に出仕兩儀事も、髪斗目長上下にて、柳の間まで召され、此處に着座、時刻到れば、兩儀事は松の廊下の際にて控へ、夫より御同朋頭衆案内にて、白書院に於て、御奏者御披瀝の上、御目見に被仰付尤も獻上の赤地の錦襦袢は、先規により、梅の折枝菊大輪なり。頓て御禮相濟み、柳の間に退出、夫より緋の衣半袴に仕替、兩儀事も半上下を着し、直に御老中方若年寄に被備、一束一本之進物、又御暇は菊の間に於て、御老中方へ被仰渡、の此時は平の御同朋衆案内、尤も金貳枚時服一重并領被仰付。比外結構なる取扱、誠に東照宮の御神徳、皆座一統に尊く不可忘、今以て御厚恩を蒙る事、於古不替、朝恩國の重き事、片時も忘るべからず。(當道披集録)。

徳川幕府は平曲家を厚遇せり、されば門葉も亦繁昌しき、圓一は松本觀一の門人なり、觀一の門に

高山丹一、伊豆圓一、岩淵仁一等あり。丹一の門に小寺温一、前田九一あり、温一と同時に考一あり。平曲傳統記曰、「小寺檢校の時、山中某、岡本某、秦野考一あり、八坂流の餘瀝を酌みたる、長原某と云ふに學び、遂に秦野流の一派を起す」と。案するに秦野流は八坂流（若くは多少其を變更したるもの）にして、一方流にあらざるべし。其の譜本の秘事句に、善光寺炎上等、一方流（前田流）になきものあるを見れば、かく斷定せざるを得ず、（なほ平家物語の段參照）かくなれば前田の一方流を傳へたるに對して秦野は八坂の流を酌みたりとすべく、兩派對立の傳統明瞭なりと思ふが如何。

龜田安道の平家詞曲にいふ、神祖臺廟兩朝屢召高山丹一伊豆圓一岩淵仁一等檢校、入省中、以篇次聽平曲、以悉全部。尋有小寺温一、並川安一、茨木果一、波多野考一、前田九一、山田守一等、當猷廟殿時、又侍譚焉、皆以平曲得幸、温一爲高弟、守一之所歌、曰紅葉曰二度駈曰繼信最期、其餘無傳。家光平曲を家康の大祭に備へ、法華頓寫の式を行ふ、爾來代々將軍の新喪祭祀に之れを行ひ、傳へて家茂の喪に及ぶ。

家光家綱綱吉等皆秦野前田兩檢校の平曲を聴きぬ。綱吉の時、江戸一目辨天に屋敷を賜ひ、檢校を置きたれど、かくては京都と衝突するの恐あるを以て、後代ふるに惣録を以てし、惣録屋敷を爲して、關東の瞽言を支配せしめ、京都は總檢校屋敷として、關西の瞽目を支配しき。

秦野の門に河瀬意一あり、意一の弟子に荻野知一あり、知一より石坂に石坂より奥村先懷アサカネに傳へ、

又別に秦野より岸部、岸並、權田、寺内、奥村に傳へ、奥村より藤村性禪に傳ふ。藤村檢校は平曲最後の檢校にして、王政維新の政變に遭遇し、一朝職屋敷を廢せられ、按摩と爲りて、貧しき生活を送りしが、去六月死去せりと云ふ。

前田檢校は、織田有樂公の座頭なり、貞享二年十一月二十九日歿しき。檢校は屢々靈元上皇の譚に侍し、平曲を語りきといふ江戸第一世たり。其の門に山下久一あり、山下の門に豊田雅一あり、江戸第三世たり、江戸第二世は杉山和一なり、和一始めて惣録と爲り、邸宅を賜はる。豊田の門に龜田意一あり、其の弟子に雨宮菅一あり、箏及三味線に長じ、塙、豊川兩檢校に傳ふ。龜田の門に山勢松風あり、山勢は箏曲に一派を開く。又三島自寛あり。自寛は眞淵の門人にして國學に長ず、文晁の描ける肖像あり、自寛の門に川村良碩あり、紀藩の侍醫なり。館山氏の曾祖父楠美則徳は、自寛良碩に學ぶ、豊川の門に村上雄昌あり、麻岡長歳一あり。

又平家正節は、荻野檢校より、小島勾當、星野、山本、中村等の檢校に傳へ、以て麻岡宗匠に及ぶ。麻岡は近世の大宗匠なり、馬琴文晁と雁行するに足る。江戸の人、代々清水長四郎と稱して疊屋を業とし、麻布魚籃坂に住し、傳へて今に至る、勾當出願の時、先役に清水勾當あり、因つて清川と改む、後檢校たもんとする時、又先役に清川勾當あり、薩摩公命じて麻岡と改稱せしむ、麻布魚籃坂に住するを以てなり。安政五年戊午九月二十日歿す、麻岡の門に薩摩齊宣公あり、津輕信政公あり。藤

堂、内藤二侯、松平伊豆守、那須資禮、青山惣右衛門、大木辨庵、中山真齋、楠美太素等あり。太素君公の命を奉じて、古代の音楽を保存す。其の三子晚翠、樂翁、漸之進等皆遺言によりて平曲を學ぶ。

麻岡の門に福住鏡島の二檢校あり、福住は明治十九年七月十八日、埼玉縣熊谷町にて落魄病死しき、年八十一。福住、鏡島及び原口春之一を、麻岡門の三名人と云ふとぞ。

其後平曲不振、東京に深川氏の一派あり、一縷の命脈を繋ぎしかど、藝術的熱情なく、又堂に入らざる者のみなり。京都に藤村氏の門人あれど、此亦入室の弟子なし。明治三十八年、館山漸之進、先帝陛下に上奏し、古樂保存の恩命下る、東京音楽學校をして保存せしめらる。則ち蓄音器に取り、西洋音符に譜記すと雖も、而も同校出身者にして、古樂の趣味ある者なし。此間や、人意を強うするは、獨り館山甲午あるのみ、甲午は漸之進の第四子なり明治二十四年に生る、父に就きて平曲を學び、堂奥を窺ふ。楠美恩三郎は、累世平曲の家に生れ、東京音楽學校教授たり、漸山翁の平曲を西洋音譜に取る。あゝ、平曲は創樂以來七百年、落日依稀、其の運命は、今やかゝりて楠美一家にあり、何とならば、大小の秘曲を語り傳へし者、日本廣しと雖も、他に其の人なければなり。

以上の外徳川時代に、平曲家多し、文人墨客僧侶庶民に其の人あれど略之。明治時代亦然り。

第三 平家物語

一 作者及年代

徒然草に曰はく、後鳥羽院の御時、信濃前司行長、平家物語を作りて、生佛といふ盲人に語らせけりと。余は此の説を信じて、作者六人説を排せんとす。或は作者は時長ならんとの説もあり、されど時長は行長程の音楽家たりし證明なし。平家物語は譜本なり、樂聖にあらずんば、作曲し難し。是れ余が時長説を信ぜざる所以なり。或は憲耀法師、願教法師、菅原爲長、吉田入道資經、源光行等の作と爲す。されど此等の話を傳へたる、天地根元歴代圖、陰德太平記、臥雲日件録、醍醐雜抄など云ふ書は、何れも典據とするに足らざる雜書のみ。訛傳多し。平家物語は、其の文體及び内容の研究よりして、作者の一人なりや、はた多人數なりやを決定せざるべからず。それ文は人なり、作者の特色は決して模倣し難し、六人の作者豈によく同一調子、同一彩色の文章を爲さんや。平家物語は文章として、一完本として、はた音楽として、整正統一あるを見よ。吾人は其のモザイクたるを信する能はず。此れに關係して詳説したきも、餘白なきを以て略す。

平家物語著作の年代は、其の作者よりも、やゝ想像の自由を有す。六代^レ被切の章に、文覺が頼朝の死後、隱岐の國へ流され、京を出るとして

是程の老の派立つて今日明日なも知らぬ身を、たとへ勅勵なればとて、都の邊りにも置かずして、遙々と隱岐の國まで流されける

球丁冠者こそ安かられ、云々

と云へる文あり。此は後鳥羽院の御代又は院政時代には、公にし難き者なれば、院の時代を程經し後の筆なるべし。更に物怪の事源中納言の青侍の夢に、

『平家の方人し給へる殿島明神を追立て、八幡大菩薩の日比平家へ預け置き玉へる節刀を頼朝に賜はんと仰せければ、其後は我が孫にたび給へと、春日明神の仰せられし』

は、藤原頼經關東下向の後に書きしを證す。而して頼經の將軍となりしは、嘉祿二年なれば、安貞寛喜の間に脱稿せる者なるべし。

二 語本

語本は行長十二卷(附灌頂)の平家物語を作り、平曲の譜本と爲し、に始まる。當道要集によれば、最初の原稿を草按本と云ふ、一般に行はれし者、中書本と云ふは、公卿の間に流布せる者、雲井本とて、精書して、時の皇室に献上せる者あり。後世の板本延慶本鎌倉本又は源平盛衰記などは、草案本、中書本等に據りて、潤色し取捨せる者か。雲井本は覺一檢校より、定城に傳へ、灌頂を附したれど、大小秘事を傳へず、大小秘事と平家十二卷とは、代々の惣檢校に傳ふる習なり。覺一雲井本を賜はりし後は、一方流にては雲井本を用ひき。一方本即雲井本なり。而して一方本は、草案本、中書本、と

同一譜本なり。然るに八坂檢校は、行長所傳の草案本(一方本)を變更し、處々の文章を改削しき。當路要集に、『四條大納言公任の子三條大納言公教、物語の本末を正し、内大臣師家十二卷の書に作る、是れを八坂流の平家と云ふ』とあるは、八坂流にて行長の平家を改削せるを示す者なり。行長の作以外に八坂が別に創作せるにはあらず。

かく語本に、一方流と八坂流とを生じたり。今日の學者は適從する所を知らざる者の如し。東京音樂學校に藏する秦野流語本に、善光寺炎上等、一方流にて秘曲とせざる者を秘曲とするを以て見れば、秦野流は八坂流を傳へたるにあらずやと想はる。八坂流は永享の頃斷絶せりと謂はるは誤ならん。杉山當道要集曰『八坂者向坂檢校依戀望、慶長十八年癸丑伊豆惣檢校代より始まる』と。伊豆檢校は一方八坂兩流に通じ、之れを秦野に傳へたり。秦野も二流に通じたるならんも、前田流にて一方流のみ弘むるに對して、秦野流にては、二流の中八坂流を傳授せるものか。後世荻野檢校以後、京都に秦野流傳はり、麻岡宗匠以後江戸に前田流行はれたり。かくて京都に八坂流行はれ、江戸は一方流となりしにあらずや。尤も京都に兩流並立せるを以て、板本など二派のものあるは當然なり。又秦野流の語本にては、讀物の文章を漢文にて記せり、されば此の類の板本活字本は、何れも秦野流なりと謂ふべく、進んで八坂流なりと斷言するには、更に精研を要するも、余が一瞥せる所にては、國民文庫より刊行せる、八坂本と秦野流語本とは、文章甚だ類似せるものゝ如し。

三 平家吟譜

元文二年岡村玄川、豊田檢校と共に、古來の平曲譜記を訂正し、平家吟譜と號す。玄川は不精靜なり、江戸京橋三十間堀に生る。此の吟譜と秦野流語本とを比較すれば、古來平家物語の面目に好都合なれど、都下には稀なり、館山翁の實家にありと。

四 平家正節

吟譜は元文二年版にして、主として江戸に行はる、後四十、安永五年荻野檢校、平家正節を作りて、古來の譜記を改む、文章も亦異本を集めて訂正せるものか、余が今回出版せるは、此の正節なり。

荻野檢校は寛文年間、廣島市猿樂町に生る。幼にして替となる。寶曆三年年二十三にして、京都に出づ。此の時京都にては前田流の平家衰へ、寺尾勾當の傳ふるあるのみ、然るに衰年多病、前田流の平家將に斷絶せんとす。惣檢校之れを憂ひ、荻野をして其の傳を繼がしむ。かくて寺尾勾當に學ぶことし三年にて業成る。然りと雖も未だ大小秘の事を傳へず、勾當の死するや、河瀬檢校に従ふ、檢校は秦野流の達人なり、寶曆九年小秘事を傳へ、十年大秘事を傳へて大成しき。河瀬の死後、素野流を石塚に傳へ、自後其傳を失はず。明和七年庚寅名古屋に至り、其年京都に歸り、門人を其の弟子小島

勾當に托し、明和八年名古屋に移り、享和元年六月二十日、齡七十にして名古屋に歿しき。東寺町啓運山法華寺に葬る。法名樹扇院風月日理居士。

須賀安貞の畫贊(挿入を見よ、上に此の贊ありしなり)左の文あり。

荻野善方之於平曲也、稱當世之巨擘、故習字者莫不由其門、畫工法備有景亦從其門。今方觀師其之強盛、而一世之豪、欲觀其威儀、益壽、于不朽、可謂畫師之心切矣。一日遂通師門、請寫其錦幘之幟、紫袍白袴之幟、懸懸之容、以期萬壽、師許諾、乃掃絹素以成。然後善方携其畫來示、余、余徐展畫、仔細查照、其人與其畫雖分、然其熟畫、始知有景有二毛神壽之才、賞歎久之、善方大悅、畫亦始有悅色、善方因微贊辭于其上、贊曰

就師強顏寫真、宛然在明鏡程、筆有勢壽無礙、絃歌洋々盈耳。

四 正節の分類法

平家正節は、十二卷の物語を、十五卷の上下と爲し、祇園精舎を別とし、一卷より一章を抜き、一の上下より、十二の上下に至るまで、十二章と成し、其の餘は十三の上下より十五の上下に至る、其の外揃物五章、五句物五章、炎上物五章、讀物十三章、灌頂五章小秘事二章、大秘事三章と爲したり。然るに今回、秦野流語本の如く、物語の順序に配列したり。讀者の便利を思うてなり。唯祇は小秘事なれば、小秘事中に加ふ、凡て語本の體裁を示さんとする微意なり。正節がかく分類せ教授上の便宜に因れるものなるべし。謠曲其他の語物の影響とも見らるべし。

五 語本の特色

音楽本なれば、音律の都合にて、或所にては義家頼義セカライキなど、人名を音讀し、他所にてヨリヨシと訓讀せるは特色の一なり。聲明と同じく、轉聲又音韻轉化の正しき事二なり。たる事三なり。王朝の言語を正しく轉へたりと思はるゝ四なり。鎌倉時代の新發音と惟はるゝ五なり。對話の口語調なる六なり。此の點に關係しては、聲明研究の上、更に精緻なる論文を考なれば、詳しくは其の折に譲る。左に二三の例證をあぐ。「ノム」、「ツメ」とは、聲明にもあり、「ノム」とは例へば、シャウグワツ(正月)の「ノム」を吞みて、子音を鼻より出す如き者にて、文字に現はし難ければ、本文中ツを省略せる所あり。又ブツセン(佛前)、ネンブツ(念佛)のツを吞む類なり。なほ發音の異なるを擧ぐれば

ゴセツ(五節)。ダイジャウダイジン(太政大臣)。ギツシャ(牛車)。ニンビニン(人非人)。ツキブク(追捕)。ハンニン(凡人)。オンベンジ(御返事)。ヒダン(左)。ヒンガシ(東)。ヒトイノヒ(一日の日)。イゲ(以下)。アンナイ(案内)。グンビヤウ(軍兵)。オンバカラヒ(御計ひ)。オンビキシ(檢非違使)。ハウグワン(判官)。ワランベ(童)。ダイフ(内府)。カイダイ(海内)。ダイリ(内裏)。シャクゼン(積善)。ナンシ(男子)。ウンリンニン(雲林院)。キンヌチ(院内)。デンノン(田園)。ヘンジャウ(變

成)。ザッシキ(雜色)。クランド(藏人)。オンバラ(御腹)。ゴサンベイアン(御産平安)。アツブン(敦文)。モンナ(門は)。御骨ト(を)。カナシッサ(悲しさ)。シンブ(親父)。ボンブ(凡夫)。イツシンブ(一心不亂)。マボル(守)。ハクサイ(百歳)。給うでんげ謀反の(を)。埋んでは(埋めては)。黒かつし(かりし)。することでは。グゴ(供御)。イチモツ(逸物)。テング(天下)。ダイシウ(大衆)。エンニキ(遠域)。ダイヂカラ(大力)。アツソン(朝臣)。謀反コシテ(起して)。落いたる(落したる)。モンム(文武)。ヘイセイ(平城)。セイナン(城南)。チイカラ(カ)。シャウネン(生年)。

以上は其の一例に過ぎず、本文中注意すべき文字は、凡て片假字としたれば、讀者は自得せられよ。なほ動詞、助動詞、形容詞等に音便轉化の注意すべきものもあり。此等は鎌倉文法を編纂する者の好参考たるべし。

六 秘曲

語本の特色は、全く秘曲にあり。灌頂卷は創作順、年代順より云へば、長門本などの如く、最初は本文中に挿入せるものなること、なほ大小秘事と同一なるべし。最初より別卷として作爲せるにはあらず。假りに最初より別卷とせる者とすれば、

建禮門院は東山の齋吉田の邊なる所にぞ入らせ給ひける。

と云ふ冒頭の文句は、餘りに唐突なり。長門本には

元暦二年四月十六日、平家は物うかりし浪の上、船の中の御住居、あらぬことになりはてし生捕とも、今日までの都へ歸り入るべきもの聞えし程に(中略)國母北の政所は、住馴給ひにし御所などもかはり果て、今は入らせ給ふべき機もなし。西八條の御宿所も焼失して、寄方なく思召ければ、東山の麗吉田のほとりなる所に入らせ給ふ。

とあり。文章の聯絡上かくせざるべからず。行長は十二卷の平家を作れりとは謂へど、十三卷とは謂はず、灌頂を別巻とすれば十三卷なり、且つ六代被斬の章、「平家の子孫は永く絶えにけり」とあるにて、驕れる者久しからず、たゞ春の夜の夢の如してふ、平家物語の結末を着けたるなり。然らば灌頂を別巻とせる理由は、結縁灌頂の義にあらずして、大小秘事を別巻とせると同一理由ならざるべからず。季音記曰、指_三樂家至極之秘曲謂_三灌頂_一と。是れ傳法灌頂の義なり。されど平家の秘曲には、なほ大小秘事句あり、至極の上に至極の秘曲あるの觀あり。想ふに大小秘事は、左右なく許可せざるもの故、顯行の至極となしたるものか。一部濟とは灌頂を卒へしを云ふ。

但し眞言行の秘曲は、大小秘事に限り。小秘事は祇園精舎と延喜聖代とにして、前者は物語の冒頭に、後者は朝敵揃の終に入る。大秘事中の宗論は高野卷の後に、劔之卷鏡之卷は内侍所都入の次に入る。

流布本にある劔之卷鏡之卷は、太平記の文章にして、全く鎌倉殿を謳歌せし者、平家物語に載すべ

きにあらず。此は創曲以來、平家の宗匠又は惣檢校となるもの、外、大名にのみ内傳として許可せる秘本なり。作者が之れを秘句とせる眞意は、文章を味ひて知るべし。

平家物語異本に關しては、言ふべき事多きも、本書の解題と關係なければ、凡て「平家物語論」に讓本書頭注は、平家物考證、平家物語抄、五武器談、平家物語武器談其他佛書等に據れり。引歌抄に據らず、山家集を引きたる所多し。聲明の件は鷲尾、福田、小野塚諸氏に負ふ所あり。

本書は東京音樂學校所藏正節本を底本とし、傍ら館山氏(楠美氏)の藏本に據り、片假名の所は、都秦野流をも參考せり。片假名は、特に注意すべきものなり。本書は初めルビを附けず、片假名を附けたるを、後發行者總ルビと爲し、印刷所をして附せしめたるを以て、校正に多大の時間を要しき。本文中城南をシャウナンとせるは誤、能登殿最後は最期の誤、此他なほ多かるべし。其は再版の折訂正すべし。昔者文晁等其の誤鑑を防がんが爲めに「燈下鑑」と箱書せりと云ふ、余の如きは、眞に電燈下に、一頁に一時間を費し、時に四五校を重ね而もなほ見落なき能はず、いはゆる「校正可恐」ものか。本書正節の寫誤を直したるは一々頭書しあり、主として秦野流語本を參考し、時としては徳川時代最古板本、長門本、盛衰記等をも參考したれど、此等は參考として頭書したるまでなり。大小秘事略注は編者の新に附加せる所、本書は校訂にのみ六ヶ月許を費し、印刷製本に約一年を費したり。文は流布本と比較すれば、毎行相違あり、又秦野流語本とも異れり。案ふに荻野檢校は古來の語

典據とせるなるべし。

前青森中學教員遠山俊平、故早稻田大學講師志水文雄の二君
力せられ、館山翁は種々の書籍を貸與へられたり。又美術學

く『小督圖』を寄せられたれど、時日切迫して間に合はざりしは編

なほ清盛の願文頼朝の書等は「史徵墨寶」より清盛の木像其他は「重水」

因云、進流は和州中川寺本所たりしが、貞永中高野山勝心中川寺の承諾を得、野山を本所と

山はヤ、剛健なれど共に機巧となれりといふ。

七音階は印度より波斯、阿刺比亞に入り、第十一世紀の頃近世音楽の父アレクサンダー・グレイド「これか」
讚美歌の冠字を川ひて音階を起したり。ウ、レ、ミ、ハ、ラ是なり。以太利にては、ド、レ、ミ、ハ、ソラ
C. D. E. A. B. なり。印度については Sa. Ri. Ga. Ma. Pa. Dha. Ni. なり。

大正元年九月十九日

和
軒

平家物語評釋

目次

卷 一

- 殿上闇討……………一
- 鱸……………五
- 禿童……………七
- 我身の榮花……………八
- 祇王……………二
- 二代の後……………三
- 額打論……………五
- 清水炎上……………七
- 殿下乗合……………三
- 鹿谷……………四
- 鶴川合戦……………六
- 願立……………四
- 御輿振……………七

平家物語目次

卷 一

- 内裏炎上……………
- 座主流……………
- 一行闇梨……………
- 西光被切……………
- 小教訓……………
- 少將請乞……………
- 教訓……………
- 烽火……………
- 新大納言被流……………
- 阿古屋松……………
- 新大納言死去……………
- 徳大寺殿島詣……………
- 山門滅亡……………
- 善光寺炎上……………

卷 三

- 康頼祝詞……………
- 率都婆流……………
- 蘇武……………
- 赦文……………
- 足摺……………
- 御産の巻……………
- 公卿揃……………
- 大塔建立……………
- 頼豪……………
- 少將都還……………
- 有王島……………
- 颯風……………
- 醫師問答……………
- 無紋の沙汰……………
- 燈籠……………
- 問答……………
- 臣被流罪……………

卷 五

- 三井寺炎上……………二六
- 都邊……………二二
- 新都……………二五
- 月見……………二七
- 物化……………二四〇
- 大塲早馬……………二四
- 朝敵揃……………二四
- 咸陽宮……………二四六
- 文覺荒行……………二五一
- 勸進帳……………二五〇
- 文覺被流……………二五六
- 伊豆院宣……………二六〇
- 東國下向……………二六四
- 富士川……………二六六
- 五節沙汰……………二七〇
- 都還……………二七三
- 奈良炎上……………二七四

卷 六

卷 七

- 新院崩御……………二八一
- 紅葉……………二八三
- 葵の前……………二八六
- 小督……………二八八
- 廻文……………二九五
- 飛脚到来……………二九七
- 入道逝去……………二九九
- 經の島……………三〇三
- 慈心坊……………三〇五
- 祇園女御……………三〇八
- 洲股合戦……………
- 喘渦聲……………
- 横田河原合戦……………
- 北國下河……………
- 竹生島詣……………
- 火燈合戦……………
- 木曾願書……………
- 俱利伽羅落……………

- 篠原合戦.....
- 實盛最期.....
- 玄昉.....
- 木曾山門牒狀.....
- 山門返牒.....
- 平家連署願書.....
- 主上都落.....
- 惟盛都落.....
- 聖主臨幸.....
- 忠度都落.....
- 經正都落.....
- 青山.....
- 一門都落.....
- 福原落.....
- 山門御幸.....
- 那都羅.....
- 宇佐行幸.....
- 緒環.....

卷八

- 一二驅.....四五三
- 二度驅.....四五八
- 逆落.....四六二
- 盛俊最期.....四六五
- 忠度最期.....四六七
- 重衡生捕.....四六九
- 敦盛最期.....四七一
- 濱軍.....四七四
- 落足.....四七六
- 小宰相.....四七八
- 首渡.....四八七
- 内裏女房.....四九一
- 屋島院宣.....四九七
- 請文.....四九七
- 戒文.....五〇一
- 海道下り.....五〇五
- 千壽.....五〇八
- 横笛.....五三一

卷十

- 高野の巻.....五二七
- 維盛甘家.....五二九
- 熊野參詣.....五三三
- 維盛入水.....五三六
- 三日平氏.....五三〇
- 藤戸.....五三五
- 大嘗會の沙汰.....五四〇
- 逆櫓.....五四三
- 勝浦合戦.....五四三
- 大坂越.....五四三
- 嗣信最期.....五四三
- 那須與一.....五四三
- 弓ながし.....五四三
- 志度合戦.....五四三
- 鷄合.....五四三
- 壇浦合戦.....五四三
- 遠矢.....五四三
- 先帝御入水.....五四三

卷十一

平家物語評釋

梅澤和軒校

卷一

一 殿上の闇討

然るを、忠盛未だ備前の守たりし時、鳥羽の院の御願、待長壽院を造進して、三間の御堂を建て、一千一體の御佛をすゑ奉らる、供養は天承元年三月十三日、勸賞には關國を給ふべきよし、仰せ下されける。折節、但馬の國のあきたりける下されける。上皇猶御感のあまりに、内の昇殿の許さる。忠盛三十六にて、す。雲の上人は是を猜み憤り、同じき年の十一月二十三日、五節豊明の闇討にせんとぞ議せられける。忠盛此由を傳へ聞いて、我れ行筆の身勇の家を生れて、今不慮の耻に遇はんこと、家のため身のため、心憂か所、身を全うして、君に仕へ奉れといふ本文ありとて、豫ねて用意

卷一

「一千一體」中右記
 備前守道建也中
 央安直丈六正觀
 音像其左右奉立
 等身正觀音像各
 五百體云々とあ
 り。
 「供養」長門本に天
 承元年十一月十
 六日、隆資詔に
 ば長承元年二月
 十六日とあり。
 「勸賞」實と同じ後
 人を勸め勵す爲
 に云ふ。
 「關國」關守の缺け
 たる國。但し此

時但馬の國は關
けてゐる忠盛は
昇殿を許され
關國は下され
ぬ。

「五節」は天武帝の
朝に始る五度
袖をひへして舞
ふ久米舞志々舞
など奏する。

「右筆」史官即文人
ならぬ事との義
なり。

「鞘巻」短刀の鐔の
なき者は抜く時
鞘と共に抜くる
ゆゑ下緒を鞘に
巻き腰に結ぶも
の。

「貫主」藏人頭を云
ふ。

「うつは柱」殿上の
階段のきばの柱雨
水を落す爲めに立
たるもの。

「鈴の綱」殿上より
校書殿に渡して
ある綱に鈴を附
けてあり。藏人
小舎人を呼ぶ時
に引く。

「布衣」無文の狩
衣。

「忠盛の目」忠盛の
右眼はすむめ。
されば瓶子は平

始めより、大きな鞘巻を用意し
つて、やはらこの刀を抜き出して

どのやうにぞ見えたりける。諸人
木工助平の貞光が孫、新の三郎太

の狩衣の下に、崩黄おどしの腹巻
を

畏つてぞ候ひける。貫首以下
者の候ふは何者ぞ、狼藉なり、疾

ば、家貞畏つて申しけるは相傳
由承つて、そのならんやうを

畏つてぞ候ひける。これらをよ
忠盛又御前の召に舞はれけるに、

ける。掛巻も忝く、此人々は、
もうとしく、地下にのみ振舞

物に事よせて伊勢平氏とぞはやさ
こそ、かやうには囃されける。

氏に、素瓶は妙
目に通はせては
やたるものな

「主殿司宮内省の
秋官供御殿庭
の酒掃燈燭燎等
の事を司れる役

「白薄様「理齋隨筆
に「右の舞人を
はやすには白薄
様、まきあけの
筆、まきあけの

の軸とはやすな
味は仙女の美且
に似舞の袖を翻

すに替よりに、
片々巻きあげた
顔をまき糸で巻

いたやうで又巴
をさした筆の軸
なさを云ふも

「紅染紙「京都本に
厚染紫とあり。
「藏人所」は後嵯峨
帝朝に設けら

る。「五節」「いせつ」の
「つ」をのむ。「
「公卿」公は攝關及

らざるさきに、御前を罷り出で、紫宸殿の御後にして、人々の見られけ
所にて、主殿司を召して横へさ、れたりける腰の刀をば預け置きてぞ出でられける。
家貞待ち受け奉つて、さて如何候ひけるやらんと問ひ奉ればかうとも言はまほしうけ
思はれけれども、言ひつる程ならば、やがて殿上までも切り上らんするもの、面
にてある間、別の事なしとぞ答へられける。五節には白薄様、紅染紫の紙、巻上の筆
巴書いたる筆の軸なんといふ、かやうに様々面白き事をのみこそ歌ひ舞はるゝに、中
比、太宰の権の帥季仲の卿といふ人ありけり。餘に色の黒かりければ、時の人黒帥と
ぞ、申しける。此人未だ藏人頭たりし時、御前の召に舞はれけるに、人々拍子をかへ
て、あなくろく、黒き頭かな、如何なる人の漆塗りけんとぞはやされける。又花山の
院の前の太政大臣忠雅公未だ十歳なりし時、父中納言忠宗の卿に後れ給て、孤にて
おはしけるを、故中の御門の藤中納言家成の卿、其時は未だ播磨の守にておしける
が聲にとつて、花やかにもてなされしかば、これも五節には、播磨米は木賊か、棕
の葉か、人の綺羅を磨くは、とぞはやされける。上古には、かやうの事どもを、
かども、こと出でこず、未代如何あらんずらん、おぼつかなしとぞ、人々
ける。案の如く五節果てにしかば、院中の公卿、殿ト

に訴へけり

大臣を卿は大申納言三位以上を公議は四位も公と云ふ。

「殿上人」五位以上の義又官は勅授の義又官は勅許を得ざれば帯剣も出来ぬ定め。

「格式」格は隨時に發するもの法令を破ることあれは令を助けて出づることもある式は法令の欠けたるを補ふもの又令とて勅誡を本とするものあり。

「繪命」詔勅に同じ先規は先例の義。

「御簡」昇殿を許された人は姓名を日給簡と云ふ札に記して殿上に置く制るとは其の名を除くこと。

「解官」をけつくわんと望むは語る時の調子。

「覺悟」豫じぬ心に思ひ設くる事此處は全く覺なき

それ雄劍を帶して公宴に列し、兵仗を賜つて繪命よしある先規なり。然るを忠盛の朝臣、或の小庭に召し置き、或は腰に刀を横へさいて、ざる狼藉なり。事既に重疊せり、罪科尤も洩て解官、停任行はるべきかと、諸卿一同に訴へ給ひて、忠盛を御前へ召して御尋あり。陳じ由し、全く覺悟仕らず。但し近日人々相巧まる、を傳へ聞くかに依つて、其の耻を扶んがために力及ばざる次第なり。若し咎あるべくば、彼の主殿司に預け置き候ひ畢んぬ。召出して、刀の申す。上皇此の儀尤然可しとて急ぎ彼の刀う塗つたりけるが、中は木刀に銀薄をぞ置たり刀を帶する由顯はすと云へども、後日の訴訟をそ神妙なれ。弓箭に携らんする者の謀には、郎従小庭に伺候の由、且うは武士の郎等の習な

感に預つし上は、敢て罪科の沙汰は無りけり。

二 鱸

「相巧」公卿等闇打にせんとしたる事。
「左右」いづれもの義。
「神妙」靈妙不可思議なる義轉じて殊勝なる事にも云ふ。

「金葉集」崇徳院の大治二年に撰まざる撰者は藤原顯輔。
「仙洞」太上天皇の御所を云ふ。
「女房」禁中に宮仕して一の部屋を帯てゐる者。轉じては貴人の侍女人の妻などにもいふ。
「夜々」毎夜。
「月出」妻は端を云ふ。端に月を繪きたる。扇の事。
「すいたり」すきの

其子共は皆諸衛の佐になつて、昇殿せしに、殿上の交りを、人嫌ふに及ばず。或時忠盛備前の國よりはるくと都へ上られたりけるを、鳥羽の院御前へ召して扱て明石の浦は如何にと仰ければ、忠盛畏つて。

有明の月も明石の浦風に波ばかりこそよると見えしか。

と申されたりければなめならず御感なつて、聽て此歌をば、金葉集にぞ入れられるに、忠盛また仙洞には最愛の女房を持つて、通はれるが、或る夜おはしたりけるに、彼の女房の局に、妻に月出いたる扇をとり忘れて歸られたりけるを、傍の女房達は何くよりの月影ぞや、出で所覺束なしなど笑ひあはれければ、彼の女房

雲井よりたゞもり來たる月なれば臆氣にては言はじと思ふ

と詠みたりければ、いと淺からず思はれけり、薩摩の守忠度の母是なり。似るを友とかやの風情にて、忠盛のすいたりければ、彼の女房も優なりけり。かくて忠盛刑部卿になつて、仁平三年正月十五日、歳五十八にて失せ給ひしかば、清盛嫡男たる

「音使好事の義。刑部卿を正し罪状を定むる官。」
「仁平」近衛帝の年號。
「宇治の左府」藤原頼長の事。

「檢非違使」ケンビキシと讀む。
「太政大臣」ダイシヤウダイジンと讀む。職員令に師範一人儀判四海經邦論道撰理三陰陽無二其人則闕とある一人は天子を云ふ。
「子細云々」委しく云ふに及ばぬとの義。
「轡車」レンジャと濁る。
「執政の臣」大臣のこと。
「大將」近衛大將にて武官。
「牛車」ギツシヤと讀む。

依つて、其の跡をつぎ、保元々々年七月に、
とて味方にて勳功ありしかば、播磨の守に
又平治元年十二月、信賴義朝が謀反の時も
勳功一つにあらす。恩賞は重かるべしとて、
府の督、檢非違使の別當、中納言、大納言に
右を經ずして、内大臣より太政大臣從一位に
たまはつて、隨身を召し具す。牛車、轡車の
偏に執政の臣の如し。太政大臣は一人に師範
論じ、陰陽をやはらげ理む。その人にあらす
官とも名づけられたり。その人ならでは、秘
海を掌の中に握り給ひし上は子細に及ばず
を如何にと云ふに、ひとへに熊野の權現の御
藝守たりし時、伊勢の國安濃の津より、船に
へ躍り入りたりけるを、先達申しけるは、いか
るべしと申しければ、さしも十戒を保つて、精進潔齋の道なれども、昔周の武王の船

「武王」武王東周本紀
「至」孟津渡河
「流」白魚躍入王舟中
「舟中」武王舟取
「以祭」とあり。魚
「白」介鱗兵象なり
「殷」殷家の正色
「する祥なり」と與

「華族」大臣大將の子にて中納言又
は中將になりたるもの。
「英雄」執柄の子弟
「納言」以上の家柄
「傑出した人」盛衰
「記」には英才とあり
「六波羅殿」六波羅
「には」清盛の別邸
「あり、されば」此
「處は、平家の一
「族」云ふ。

にこそ白魚は躍り入りたんなれとて自ら調味して我身食ひ。家の子郎等どもにも食はせらる。その故にや下向の後打ち續き吉事のみ多かりけり。我身太政大臣に至り、子孫の官も龍の雲に上るよりも猶速なり。九代の先蹤を超え給ふこそめでたけれ。

三 禿童

かくて清盛公、仁安三年十一月十一日、年五十一にて病に冒され、存命のためにとて、則ち出家入道す。法名を淨海とこそつき給へ。その故にや、宿病立地に瘥えて天命を全うす。出家の後も、榮耀は猶ほつきすとぞ見えし。およそ人の隨ひ附き奉ることは、降る雨の國土を濕す如く世の普く仰げることとも吹く風の本を靡かすに同じ。華族も、英雄も、六波羅殿の一家の君達とだに言てんしかば、誰肩を並べ面を向ふ者なし。又入道相國の小舅、平大納言時忠の卿の宣ひけるは、此一門にあらざらんものは、皆人非人たるべしとぞの給ひける。されば如何なる人も、此一門にむすば、れんとぞしける。烏帽子のためやうより始めて、衣紋の書き様に至るまで何事も皆六波羅様とだにいひてしかば、一天四海の人皆是を學ぶ。如何なる賢王賢主の御政、攝政關白の御成敗をも、世に餘されたる程のいたづらものななどの、人の聞かぬ所に寄り

「時忠」贈左大臣時
信一男清盛の妻
時子の弟。盛の
「衣紋」のかき様の
下「奴袴」へサシ
「メキ」の輪（リ
ン）に「の」五字を
補ふ。
「攝政」天子を輔佐
し萬機を攝行
ふ職大臣之れを
帶ひ幼帝女帝の
時分に「お」つれ
る。關白は萬機
巨細皆關白と
云ふ。前漢の霍光
の故事より起り
職。道輔佐の要

合ひて、何となう譏り傾け申すことは常のならひなれども、此の
さ、か忽に申す者なし。又、入道相國の謀に、十四五の童を二
をかぶろに切りまはし、赤き直垂を着せて召し使はれるが、京中
す。自ら平家の御上、あしざまに申す者あれば、一人聞き出さる
開出すと早除黨にふれもよほし、其の家に亂入し、資財雜具を追捕
め捕へて、六波羅殿へ率てまゐる。凡目に見心に知るといへども、
申すものなし。六波羅殿の禿とだにいひてんしかば、道を過ぐる馬
しける。禁門を出入すといへども、姓名を尋ねらるゝに及ばず。京師
に目を側むと見えたり。

四 我身の榮花

我身の榮花を極むるのみならず。一門共に繁昌して、嫡子重盛、内
次男宗盛中納言の右大將。三男知盛、三位中將。嫡孫維盛、四位の少
の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領、衛府諸司、都合六十餘
又人なくぞ見えられける。昔奈良の御門の御時、神龜五年朝家に中衛

振

「貞信」正簡及京都本に貞仁公とある非なり。
 「凡人」ハンジンとよむ。
 「攝政」攝政のこと。攝政は天子に代つて國家の樞要な記録を掌る義。
 「禁色」紫緋及び紋綾等許可なくして着用せられぬ故にしか云ふ。
 「雜袍」ウヘノキメのことにて正禮束帯の時に用ふる表衣。綾と稱して織文盤頭に至る天子並に武官の用服。
 「櫻町中納言」通憲の四男成範幼名成憲重憲又重教に作れるは借假。

かれ、大同四年に、中衛を近衛と改められしよりこのかた、兄弟左右に相並ぶこと僅に四五度なり。文德天皇の御時は、左に良房右大臣の左大將、右に良相大納言の右大將、これは閑院の左大臣冬嗣の御子なり。朱雀院の御宇には、左に實賴小野宮殿、右に師輔九條殿、貞信公の御子なり。後冷泉院の御時は、左に教通大二條殿、右に賴宗堀河殿、御堂の關白の御子なり。二條の院の御宇には、左に基房松殿、右に兼實月輪殿、法性寺殿の御子なり。これ皆攝録の臣の御子息、凡人に取つてはその例なし。殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、禁色雜袍を聽り、綾羅錦繡を身に纏ひ、大臣の大將になつて、兄弟左右に相並ぶこと、末代とはいひながら、不思議なつしことどもなり。その外、御女八人おはしき。皆とりとにさいはひ給へり。一人は櫻町の中納言、重憲卿の北の方にておはすべかりしを、八歳の年御約束ばかりにて、平治の亂れ以後引き違へられて花山の院の左大臣殿の御臺盤所にならせ給ひて、公達數多まし／＼けり。抑、この重憲の卿を、櫻町の中納言と申しけることは、勝れて心數奇給へる人にて、常は吉野の山を戀ひつゝ、町に櫻を植ゑ並べ、その内に屋を建て、七み給ひしかば、來る年の春ごとに、見る人皆櫻町とぞ申しける。櫻は咲いて七箇日に散るを、名残を惜み、天照太神に祈り申されければにや、三七日まで名残ありけり。

「院」中世以後上皇の佛門に入り給ひしをば可院と稱し奉り又皇太后の佛門に歸依せられし方には何々門院と稱し奉りたるが又女院なんども云ふ。「國母」天子の御母のこと。「六條の攝政」法性寺關白忠通の子基實。「政所」は攝關の人の妻の尊稱此の政所名は寛子。「准三后」大皇太后后皇太后皇后の三宮に准するこはる。「普賢寺殿」攝政基通。「嚴島の内侍」越中前司盛俊の妻となり盛俊一の谷に討たれたる後は土肥實平の妻になれり。

「庄園」私有地のこと諸國の荒廢の田地原野を諸王の領として開墾させ其土地を別業とせるより起たるもの多し。又賜田或は功田を朝家に返さずして私有したるより起る。「揚州」金の産地唐書に見ゆ。「荊州」名珠の産地同唐書に見ゆ。「吳郡」吳國の義山。「蜀江の錦」蜀は四方山にて中に江あり故に蜀江と云ふ。「七寶」金、銀、瑠璃、瑪瑙、珊瑚、琥珀、硝石。「舞閣」舞。「白拍子」一説に通達入道が作りて囃の神師に舞はしめたる白起源とも云ふ。白拍子とは白装束にて舞ひしを以て

君も賢王にてましませば、神も神徳を耀かし、花も心ありければ、二十日の御けり。一人は后に立たせ給ふ。二十二にて皇子御誕生あつて、皇太子に立ち、伊かせ給ひしかば、院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申しける。入道相國の御女たる天下の國母にてましませば、とかう申すに及ばれず。一人は六條の攝政殿の北の政所にならせ給ふ。高倉の院御在位の御時、御母代とて、准三后の宣旨を、蒙り、白河殿とて、おもきひとにてぞまし／＼ける。一人は普賢寺殿の北の政所にならせ給ふ。一人は冷泉大納言隆房の卿の北の方、一人は七條の修理の大夫、信隆の卿にあひ具し給へり。又安藝の國、嚴島の内侍が腹に一人、是は後白河の法皇へ參らせ給ひて、偏に女御のやうにぞまし／＼ける。その外、九條の院の常盤が腹に一人、是は花山の院殿の上臈女房にて、臈の御方とぞ申しける。日本秋津洲は纔に六十六箇國、平家知行の國三十餘箇國、既に半國に越えたり。その外、庄園田畠いくらといふ數を知らず。綺羅充滿して堂上花の如し。顯貴群集して門前市をなす。揚州の金、荊州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶、一つとして缺けたることなし、歌堂、舞閣の基、魚龍、爵馬の翫び物、恐らくは帝關も仙洞も、是には過ぎじとぞ見えし。

五 祇 王

入道相國、かやうに一天四海を掌の中に握り給ひし上は、世の譏をも憚らず、人の嘲をも顧みず、不思議の事をのみし給へり。譬へばその比都に聞えたる白拍子の上手、妓王、妓女とて姉妹あり。刀自といふ白拍子が女なり。然るに姉の妓王を、入道相國斜成らずに寵愛し給へり、是に依つて妹の妓女をも、世の人もてなすこと限なし。母刀自にも善き屋造つて取らせ、毎月百石百貫のおくられば、家内富貴して樂事なめならず。抑、我朝に、白拍子の始りけることは、昔鳥羽の院の御宇に、鳥の千歳、和歌の前、是等二人が舞ひ出したりけるなり。始は水干に立烏帽子、白鞆巻をさいて舞ひければ、男舞とぞ申しける。然るを中比より、烏帽子、刀をのけられて、水干ばかりを用ひたり。さてこそ白拍子とは名づけられ。京中の白拍子ども、妓王が幸のめでたき様を聞いて羨む者もあり、猜む者もありけり。羨む者は、あなめどの妓王御前の幸やな。同じ遊女とならば誰も皆あのやうでこそありたけれ。いかまにも是は妓といふ文字を名に附いて、かくはめでたいやらん。いざ、我等もついで見んとて、或ひは妓一或は妓二、とつき、或は妓福、妓徳なんど云ふ者もありけり。

也。水干狩衣と同じ製法但菊繻は平らにて菊花の如く一處に二つつくは領の上角の前後は領の中央のあり二條を右の肩の上にてうち違へちつて胸にて結ぶ。平絹の紗精好大方等にて造り大白色を用ひ。袴は直垂の袴の如し。襦袢を用ひ。作したる絹にて作りたるものなり。

「白絹巻」短刀の鈔のなきもの白と白木なるものに「男舞」立烏帽子に腰刀をさして舞ふ様男の如く荒々しき名にて名づけられたり。

「西八條殿」清盛の別邸

「御前」と貴人の座前と云ふ義なりしが近頃より婦人の尊稱となれり。

猜む者どもは、なんでう左様に名により文字にはよるべき。幸は只前世の生付にこそあんなれとて、付かぬ者も多かりけり。かくて三年と申すに、又白拍子の上手一人出で來たり。加賀の國の者なり。名をば佛とぞ申しける。年十六とぞ聞えし。京中の者共、昔より多くの白拍子共ありしかども、かゝる舞の上手をば未だ見ずとて、上下もてなすこと限なし。佛御前申しけるは我天下に聞えたれども、當時目出度榮えさせ給ふ、西八條殿へ召されぬことこそ本意なけれ。遊び者の習何か苦しかるべき。推參して見んとて、或時西八條殿へぞ參じたる。人御前に參つて、當時都に聞え候ふ、佛御前が參つて候ふと申しければ、入道なんでう左様の遊び者は、人の召に隨うてこそ參れ。左右なう推參するやうやある。その上神ともいへ佛ともいへ、妓王があらん所へは叶ふまじ、疾うく罷り出でよとぞ宣ひける。佛御前な、すげなういはれ奉つて、既に出でんとしけるを、妓王入道殿に申しけるは、遊び者の推參な、當の習にこそ候へ。そのうへ年もいまだをさなう候ふなるが、たましく思ひ立つて參つて候ふを、すげなう仰せられて、返させ給はんこそ不憚なれ。如何ばかり耻しう、片腹痛くや候ふらん。我が立し道なれば、人の上とも覺えず。假令舞を御覽じ、歌をきこしめさるゝ迄はなくとも御對面ばかりは何か苦しう候ふべき、早々御對面なつて返させ給はあり

「左右なう」踏踏で「すげなう」情ない

「片腹痛」傍にて觀るも氣の毒なること。

「入道」やがての下

「出であひ」の四字を補ふ

「見る折」京都本に見る時とあり

がたき御情にてこそ候はんすらめと申しければ、入道餘に和御前いふことなればいざ見參して歸さんとて、御使を立つて召されけり。佛御前は、すげなう言はれ奉つて、車に乗つて既に出でんとしけるが、召されて歸り参りたり。入道やがて對面なつて、今日の見參なあるまじかりつれども、妓王が何と思ふやらん。餘に申し勤むる間、斯様に見參なしつ。見參する程ではいかでか聲をも聞かであるべき。先づ今様一つ歌へかしの給へば、佛御前承り候ふとて、今様一つを唄ふたる。「君を始うこしう、いかに代も經ぬべし姫小松、御前の池なる龜岡に、鶴こそ群れ居て遊ぶめれ」、三返唄ひすましたりければ、見聞の人々皆耳目をぞ驚かす。入道世に給ひて和御前は先づ今様は上手なり、其の調では舞も定めてよからんし。打召せとて召されけり。打たせて一番舞ふたりけり。佛御前な、髮姿と貌世に勝れ、聲よく節も上手なりければ、なじかは舞は損すべき。心したりければ、入道相國舞に愛で給ひて、佛に心を移されたり。佛御前何事を仰せ給ふぞや。もとより妾は推參の者にて、出され參らせ給ひの申様によつてこそ、召し返されても候ふに、はやく暇給で出させ申しける。入道但し和御前は妓王があるをさやうに憚るか。その儀ならば、妓王をこ

そ出さめとの給へば、佛御前、夫又いかでさる御事候ふべき。諸共に召し置かれんたにも妓王御前の心の内耻しうこそさふらふべきに妓王御前を出され参らせて妾が一人召し置かれなば、いと心憂こそ候はんすれ。おのづから後までも、忘れ給はぬ御事ならば、召されて又は参るとも、今日は暇を給はらんとを申しける。入道何條そのあるべき、只妓王こそ出さめとて妓王疾う〜罷り出でよと、御使重ねて、三こそ立てられけれ。妓王日來より思ひ設けたる事なれども、さすが昨日今日もよらず。頻に出べき由を宣ふ間、掃き拭ひ塵拾はせ、見苦しき物ども取認めべきにこそ定めけれ。一樹の蔭に宿りあひ、同じ流を掬ぶだに、別は悲しきならひぞかし。いはんや是は此の三年の間、住み馴れし所なれば、名残もをしう悲うて、甲斐なき涙を隠れける。さてしもあるべき事ならねば、今はかうとて出でけるが、なからん跡の忘紀念にもやと思ひけん。障子に泣く〜、一首の歌をぞ書きつけける。

萌え出づるも枯るゝも同じ野邊の草いづれか秋にあはで果つべき
 さて車に乗つて宿所へかへり、障子の内に仆れ伏し、只泣くより外のことぞなき。母や妹これを見て、如何にやいかにと問ひけれども、妓王、とかうの返事にも及ばず、具したる女に尋ねてこそ、さることありとは知りてんげれ。さる程に、毎月送られた

「あひしらふ」會釋
 すること。

「御返事」オンペン
 シと讀む

りける百石百貫をも、止められて、今は佛御前が縁の者どもぞ、始めて樂み榮えける。京中の上下、まことや妓王御前こそ、西八條殿より暇賜つて出でたんなれ。いざ見参して遊ばんとて、或は文を遣す者もあり。或は使者を立て、いかにや、其後に對面して、遊び戯むるべきにもあらずとて、文を取り入るゝこともなく、まして使にあひしらふまでもなかりけり。是につけてもいとしく、涙にのみぞ沈みける。かくて今年も過ぎぬ。明くる春の比、入道、妓王が許へ使者を立て、いかにや、其後は何事かある、餘りに佛がつけ〜げに見ゆるに、参つて今様をも歌ひ、舞など舞うて、佛慰めよとぞ、宣ひける。妓王、とかうの御返事にも及ばず。入道重ねて、など妓王は、ともかうも返事をせぬぞ、参るまじいか参るまじくば其の様に申せ、淨海も謀らふ旨ありとぞの給ひける。母刀自是を聞くに、悲しうて如何にや妓王御前ともかうもなど御返事をば申さで、かやうに呵られ参らせんよりはと云ひければ、支王涙を押へて参らんと思ふ道ならばこそ、やがて参るべしとも申さめ参らざらんものに、何にと御返事を申すべしとも覺えず。此度召さんに、参らば計からふ旨ありと仰せらるゝは都の外へ出さるゝか、さらすば命を召さるるか、是二つにはよも過ぎじ。たとひ都を出さるゝとも、歎くべき道にあらず。たとひ命を召さるゝとも、惜しがる

べき我身かは。一たび憂きものに思はれ参らせて、二たびおもてを向ふべしとも覺えずとて、猶御返事をも申さず。母刀自是を聞くに悲うて泣くく教訓しけるは、夫天下に下に住まん日は、ともかうも入道殿の仰をば、背くまじきことにてあるぞとよ。男女の縁宿世、今にはじめぬことぞかし。千年万年とは契れども、やがて別る、中もあり。あからさまとは、思へども、ながらへはつることもあり。世に定なきものは、男女のならひなり。いはんや和御前は、この三年が間、思はれ参らせ侍へば、ありがたき御情にてこそ侍へ。此度召さんに、まゐらねばとて、命を召さるゝまではよもあ定めて都の外へぞ出されんすらん。和御前達は年若ければ、如何ならん岩木のはさまにても、過さんこと安かるべし。されども我身は年老い齒傾いてならはぬ鄙の住居を豫ねて思ふも悲しかりけり。只我をば都の内にて住み果てさせよ。それぞ今生後世の親子の孝養にてあらんするぞといへば、妓王憂しと思ひし道なれども、親の命を背かじとてつらき道に赴いて泣くく出でたちける心の内こそ哀れなれ。一人参らんは、餘に心憂しとて、妹の妓女をも相具し、又白拍子二人、總じて四人、一つ車に取り乗つて、西八條殿へぞ参じたる。先々召されつる所へは入れられずして、遙に下りたる所に座敷しつらうてぞ置かれける。妓王、こはされば何事ぞや。我身に過つことはな

「抑ふる」正節に腰ふる」とあり。

けれども、出されまゐらするだにあるに、座敷をさへさげらるゝことのかなアツしさよ。こはいかやせんと思ふ心を知らせじと、抑ふる袖の際よりも餘つて涙を溢れける。佛御前是を見てあれはいかに是へめされ侍へかし。日比めされぬ所にては侍は、こぞ、さらすば妾に暇を給へ、いで見参し侍はんと申しければ、入道すべて其の儀あるべからずと宣ふ間、力及ばで出ざりけり。入道やがて出であひ、對面なつて、いかにや妓王、その後は何事かある。あまりに佛がつれくげに見ゆるに、今様をも歌ひ、舞なんども舞うて、佛慰めよかし、舞も見たけれども夫は次の事、先づ今様一つ誦へかしと宣へば、妓王参るほどではともかうも、入道殿の仰をば背くまじと心得て、流るゝ涙をおさへつゝ、今様一つ誦うたる「佛もむかしは凡夫なり、我等も遂には佛なり、いづれも佛性具せる身を、隔つるのみこそ悲しけれ」と泣くく二返誦うたりければ、其座に並居給へる、平家一門の公卿、殿上人、諸大夫、侍にいたるまで、皆感涙をぞ催されける。入道も實にもと思ひ給ひて、時に取つては面白くも申したるものかな舞も見たけれども、今日はまぎるゝ事の出で來たり。此後は召さずとも、常に参つて今様をも誦ひ、舞なんども舞うて、佛慰さめよとぞ宣ひける。妓王とかうの御返事にも及ばず。涙をおさへてまかり出づ。憂しと思ひし道なれども、親の命を背かじと、

「うなッしさよ一本なッさよとあり。」

「和御前」正節に吾濟とあり。」

「今生で」一本「にて」とあり。」

「念佛」ネンブアウとッを吞んでアウのウを引く。」

つらき道に赴いて、二度憂き耻を見つることの悲ッしさよ。かくて此世にあるならば、
 又も憂き目を見んずらん。今は只身を投げんといへば、妹の妓女是を聞いて、姉身を
 を投げば、我も共に身を投げんといふ。母刀自これを聞くに悲しうて、泣くく教訓
 しけるは、和御前の左様に恨むるも理りなり、さる事あるべしとも知らずして、教訓し
 て參せつる事のうらめッしさよ。但し和御前が身を投げば、妹の妓女も共に身を投げ
 んといふ。二人の娘どもに後れなば、老い衰へたる母、命を生ても何にかはせん、
 我も共に身を投げんずるなり。未だ死期も來らぬ親に、身を投げさせば、五逆罪にてぞ
 あらずらん。此世は假の宿りなれば、耻ぢても耻ぢても何ならず、只永き世の闇こそ心
 憂けれ。今生でこそあらめ、後世でだにも惡道へ赴かんずよのるかなアッしさよとて、袖
 を顔に押當てさめくとかきくどきければ、妓王實にもさやうに侍は、五逆罪には疑
 ひなし。一旦うき耻を見つることの悲アッしさにこそ、身を投げんとは申したれ。さ侍
 は、自害は思ひ止り侍ひぬ。かくて浮世にあるならば、又もうき目を見んずらん。
 今は早都の外へ出でんとて、妓王二十一にて尼になり、嵯峨の奥なる山里に、柴の庵
 を引き結び、念佛してぞゐたりける。妹の妓女、是を見て、姉身を投げば、我も共に
 身を投げんとこそ契りしか。まして世を厭はんに、誰か劣るべきとて、十九にてさま

けて。

「娑婆 忍界と譯す
三千大千國土の
總名即ち此の國
土。」
「泥犁」地獄。
「他生廣劫」流轉し
て他界に生死す
ること。

給ふなと、互に心を誡めて、竹のあみ戸をあければ、魔厭にてはなかりけり。佛
前ぞ出できたる。妓王、あれはいかに、佛御前と見たてまつるは、夢かや現かといひ
ければ、佛御前涙をおさへて、いま更斯様の事申せば、事新しくは侍へども、申さず
ば、又思ひ知らぬ身ともなりぬべければ、始よりして、申すなり。もとより妾は推參
の者にて、出され參せ侍ひしを和御前の申條によつてこそ、召し返されても侍ふに、
女の身のいひがひなきことは、我身に心を任せずして押しめられまらせ侍ふこと、
いかばかり耻しく、片腹痛くこそ侍ひしか。和御前の出され給ひしを、見しにつけて
も、いつか又我身の上と思へば、嬉しとは更におもはず。障子に「いづれか秋にあは
で果つべき」と書き置き給ひし筆の跡、實にもと思ひ侍ひしぞや。いづぞやは、又召
され參らせて、今様謠ひ給ひしにも、思ひ知られて侍ふなり。その後は御行方を何所
とも知り參らせざりつるが、かやうに一所にと承まはアてより後は、餘に羨しくて、
常は暇を申し、かども、入道殿更に御用ひまします。熟々物を按ずるに、娑婆の榮
花は夢の夢、樂み榮えて何かせん。人身な受け難く、佛教には逢ひ難し。此度泥犁に
沈みなば、他生廣劫をば隔つとも、浮み上らんこと難かるべし。年の若きを頼むべき
にあらず。老少不定の境なり。出る息の入るをも待つべからず。蜻蛉稻妻よりも猶はか

「ついでたる」彼の
字。カブテツキ
ル。
「往生の素懷」注生
とは現世を辭し
て淨土に生るい
こと素懷とは本
義。

なし。一旦の樂みに倣つて後世を知らざらんことの悲しさに、今朝紛れ出て、かくな
つてこそ參りたれとて、かついだる衣を打除たるを見れば、尼になつてぞ出できたる。
斯様に、様をかへて參りたれば、日比の咎をば許し給へ、許さんとだに宣は、諸共
に念佛して、一つ蓮の身とならん。それに、猶心行き給はずば、是より何地へも迷ひ
行き、如何ならん松が根、苔の席にも仆れ臥し、命のあらんかぎり念佛申して、素懷
を遂げんと思ふなりとて、袖を顔におし當て、さめぐとさきぐときければ、妓王、
まことに、わごせの、それ程まで、思ひ給はんとは、夢にだに知らず、憂き世の中
さかなれば、身を憂しとこそ思ひしか、ともすれば、和御前のことのみうらめしくし
て、なまじひに今生をも後生をも、仕損じたる心地にてありつるが、左様にさまを變
へておはしたれば、日比の咎は露塵程も残らず、今は往生疑ひなし。此度素懷を遂げ
んこそ、何よりも又うれしけれ。妾が尼になりしをだに、ありがたきことの様に、人
もいひ我等も思ひ候ひしか、夫は世を恨み身を歎きたれば、様を變ふるも常の習ひ。
和御前は、怨もなく歎もなし。今年は僅に十七になり給ふ人の、それ程に穢土を厭ひ、
淨土を願はんと、思ひ立ち給ふ心こそ、誠の大道心とは覺ゆれ。嬉しかりける善知識
かな。いざ、諸共に願はんとて、四人一所に籠り居て、朝夕佛前に花香を供

「兼盛」系圖に善臣とある其安は育子育千藤原忠通の養女なり。六條帝實は徳大寺左大臣實能の女出。育子は中宮なり。しつば養育し奉りたるものなり。(今鏡)

「南面」天子は南面す。莊子に南面王樂云々とあり。

「萬機」帝王の政事は一日萬機とて政務の多端なることを云ふ。

「忠仁公」藤原忠房。

「踐祚」祚は昨とある正し寶祚のことにて御位を云ふ。

「昨は昨階の義階を踏んで帝王の位に即くを云ふ。踐とあるが正し。

「南北二京」奈良京都。

「淡海公」藤原不比等。

「教待和尚」元享釋

て受禪ありしかば、天下何となうあわてたる様なりけり。その時の有識の人々申しあはれけるは、先づ本朝に、童帝の例を尋ぬるに、清和天皇九歳にして、文徳天皇の御譲を受けさせ給ふ。これ彼周公旦の成王に代り、南面にして、一日萬機の政事を治め給ひしに擬へて、外祖忠仁公、幼主を扶持し給へり。是ぞ攝政のはじめなる。鳥羽の院五歳、近衛の院三歳にて踐祚あり。彼をこそ、いつしかなれと申し、に、是は二歳にならせ給ふ。先例なし物騒しともおろかなり。さる程に同じき七月二十七日上皇遂に崩御なりぬ。御歳二十三歳。蓄める花の、散れるが如し。玉の簾、錦の帳の内、皆御涙に咽はせおはします。やがてその夜、廣隆寺の良、蓮臺野の奥、船岡山に收め奉る。御葬送の夜、興福、延暦兩寺の大衆、額打論といふ事をし出して、互に狼籍に及ぶ。一天の君崩御なつて後、御墓所へわたし奉る時の作法は、南北二京の大衆悉く供奉して、御墓所の廻に、我寺々の額をうつことありけり。先づ聖武天皇の御願、争ふべき寺なければ、東大寺の額を打つ。次に淡海公の御願とて、興福寺の額を打つ、北京には、興福寺に向へて延暦寺の額を打つ。次に天武天皇の御願、教待和尚、知證大師の創造とて、園城寺の額を打つ。然るを山門の大衆、いかゞ思ひけん、先例を背いて、東大寺の次、興福寺の上に、延暦寺の額を打つ間、南都の大衆とやせまし、

書に見ゆれど傳詳ならず。和尙シヤウ天台にてはクワシヤウ眞言にてはワシヤウヤウと呼ぶ、師のこと。

「智證大師」讃州那珂郡の人。寛平四年十月寂年七十八。大師は死後朝延より賜はる僧侶の尊稱。

かくやせましと詮議する所に、爰に興福寺の西金堂主、觀音房、勢至房とて、聞えたる大惡僧二人ありけり。觀音房は黒糸威の腹巻に、白柄の長刀くきみじかに取り、勢至房は、萌黄威の鎧着、黒漆の大太刀持つて、二人つと走り出で、延暦寺の額を切つて落し、散々に打ち割り、うれしや水、なるは瀧の水、日は照るとも絶えずと、うたへと、はやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入りにける。

九 清水 炎 上

「山門」比叡山延暦寺。

「二十九日」百練抄に永萬元年八月九日延暦寺僧下洛焼拂清水寺是諸寺念佛僧群夜之時興福寺僧打破延暦寺額板之故とあり。

「西坂本」叡山の西麓京都に向ひたる方を云ふ。

「一院」後白河院。陣頭宮中武衛の官のゐる所。

山門の大衆、狼藉をいたさば、手向すべき所に、心深う狙ふ方もやありけん、一言葉も出さず、帝崩れさせ給ひて後は、心なき草木までも皆憂へたる色にこそあるべきに、この騒動のあさましさに、貴きも賤しきも、肝魂を失つて四方へ皆退散す。同じき二十九日の午の刻ばかり山門の大衆夥しう下洛すと聞えしかば、武士檢非違使、西坂本に行き向つて、防ぎけれども、事ともせず押し破つて亂入す。又何者の申し出したりけるやらん、一院、山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべき由聞えしかば、軍兵内裏に参じて、四方の陣頭を固めて警護す。平民の人類、皆六波羅へ馳集る。一院も急ぎ、六波羅へ御幸なる。清盛公、その時は、未だ大納言の右大將にておはしける

「さる事」平家討伐の事なす。
 「そらなる事」案外なる事。
 「清水寺」延暦十七年鎮守府將軍坂上田村丸を説きて建立せし寺。
 「會稽の耻」周の敬王の時越王勾踐が越を討つて會稽山に敗れ、越王は降服し、越の忠臣范蠡再舉して吳王扶差を滅して遂に吳を滅したる事。轉じては復讐の義。
 「火口云々」觀音を信ずれば火口變じて池と爲るて、文法華經八觀音品に據つて觀音の燒拂はれたるを罵倒せるなり。
 「曆劫」は久しく年所をふる事。不思議は不可思議の略。觀音は千萬年經くれば利益あるもの、御清水寺は今燒拂

が、大きに恐れさわがれけり。小松殿何によりて、只今さる御事の渡らせ給ひ候ふべきと、鎮め申されけれども、兵ども騒ぎ鬧ること夥し。されども山門の大衆、六波羅へは寄せせずして、そらなる清水寺に押し寄せて、佛閣僧房一字も残さず燒き拂ふ。是は去ぬる御葬送の夜の、會稽の耻を清めんがためとぞ聞えし。清水寺は、興福寺の末寺たるによつてなり。清水寺燒けたりけるあした、觀音火坑變成池は如何にと札に書いて、大門の前にぞ立つたりける。次の日、又歴劫不思議力及ばずと、返し札をぞ打つたりける。衆徒歸り上りければ、一院も急ぎ六波羅より還御なる。御送には重盛の卿ばかりぞ參られける。父の卿は參られず。猶用心のためかとぞ見えし。重盛の卿、御送より歸られければ、父の大納言の給ひけるは、さても一院の御幸こそ大きに恐れ覺ゆれ。豫ねても思しめしより、仰せらるゝ旨のあればこそ、かくは聞ゆらめ。それにも猶打ち解け給ふまじとの給へば、重盛の卿申されけるは、此事ゆめ〱御言葉にも御けしきにも、出させ給ふべからず。人に心附け顔に、中々悪しき御事なり。是につけても能く〱寂慮に背かせ給はで、人のために御なさを施させましまさば、神明三寶加護あるべし。さらんに取つては、御身の恐候ふまじとて、立たれたれば、重盛の卿は、ゆゝしうおほやうなるものかなとぞ、父の卿もの給ひける。一院還御の

はれたれども不便に親など人な不思議にてど人な不思議計られずとの返り語。同じ法華經の語。
 「三寶」佛法僧西光法師藤原家成の五男俗名師光平治元年十二月山を送りて出家三年清盛の命に斬らる。
 「主上」六條院。
 「昭穆」昭は明、穆は敬、先祖の位牌又は父子の義にも用ひらる。

「太上天皇」讓位後の天子即ち上皇のこと。仙洞とも云ふ。
 「大極殿」天子が萬機をみそなはす正殿。

後、御前に疎からぬ近習者達數多く候はれけるが中に、さても不思議の事を申し出したるものかな。露も思し召しよらぬものをと仰せければ、院中の切者に西光法師といふ者あり。折節御前近う候ひけるが、進み出で、天に口なし、人を以ていはせよと申す。平家以外の外の過分に候ふ、天の御計ひにやとぞ申しける。人々この事よしなし、壁に耳あり。おそろし〱とぞ、各さ〱やきあはれける。さる程に、その年は諒闇なりければ、御禊、大嘗會も行はれず、建春門院、その時は未だ東の御方と申しける、その御腹に、一院の宮の五歳にならせ給ふのましく〱けるを、太子に立て參らつさせ給ふべしと聞えし程に、同じき十二月二十四日俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。明ければ改元あつて仁安と號す。十月八日の日、去年親王の宣旨蒙らせ給ひたりし皇子、東三條にて、春宮に立たせ給ふ。春宮は、御伯父、六歳。主上は御甥、三歳。何れも昭穆に相叶はず。但し寛和二年に、一條の院六歳にて御即位あり。三條の院十一歳にて春宮に立たせ給ふ。先例なきにしもあらず。主上は二歳にて、御讓を承けさせ給ひて、僅五歳と申し、二月十九日に、御位をすべつて、新院とぞ申しける。未だ御元服もなくして、太上天皇の尊號あり。漢家、本朝これやはじめならん。仁安三年三月二十日の日、新帝大極殿にして御即位あり。抑も此君の位に即かせ給ひぬるは、いよいよ平

「叙位叙目」位に叙し目録に記すことにて任官の義。
 「楊貴妃」玄宗皇帝の女愛妃。
 「楊國忠」楊貴妃の従兄。一時權柄を專にせり。國人の怨府となり。天寶十五年安祿山の反軍に殺さる。
 「院」後白河院。
 「内」禁裡。此處は天子を指す。
 「北面」後白河院の時。北面は五位下。北面は六位。後鳥羽帝別は西面。十人。を置き給ひし。ひと代にて止みぬ。
 「貞盛」國香の子。鎮守府將軍。從三位。陸奥守。
 「秀郷」村維の子。鎮守府將軍。從四位。下武藏守。
 「貞任」安倍賴長の子。
 「宗任」貞任の弟。前九年の役に捕へ

家の榮花とぞ見えし。國母建春門院と申すは、平家の一門にておはします、取別け入道相國の北の方、八條の二位殿の御妹なり。又平大納言時忠の卿と申すも、此女院の御兄なる上、内の御外戚なり。内外につけても、執權の臣とぞ見えし。其比の叙位、除目と申すも、偏にこの時忠の卿のまゝなり。楊貴妃が幸ひし時、楊國忠が榮えし如し。世のおぼえ、時の綺羅めでたかりき。入道相國天下の大小事を宣ひあはせられたりければ、時の人平關白とぞ申しける。

十 殿下の乗合

「北面」後白河院の時。北面は五位下。北面は六位。後鳥羽帝別は西面。十人。を置き給ひし。ひと代にて止みぬ。
 「貞盛」國香の子。鎮守府將軍。從三位。陸奥守。
 「秀郷」村維の子。鎮守府將軍。從四位。下武藏守。
 「貞任」安倍賴長の子。
 「宗任」貞任の弟。前九年の役に捕へ

さる程に、嘉應元年七月十六日、一院御出家あり、御出家の後も、萬機の政をしるしめされければ、院、内、わくかたなし。院中に近く召し使はれる公卿殿上人、上下の北面に至るまで、官位俸祿、皆身に餘るばかりなり。されども人の心の習にて、猶飽き足らで、あつばれその人の失せたらば、その國はあきなん、その人の亡びたらば、その官にはなりなむなんど、疎からぬどちは、寄り合ひくさ、やきけり。一院も内々仰なりけるは、昔より代々の朝敵を平けたるもの多しといへども、未だ斯様の事なし。貞盛、秀郷が將門を討ち、賴義が貞任、宗任を亡し、義家が武衛、家衡を攻

られて松浦に流

「殿下」基房。藤原道長に稱ひて殿下の尊稱を用ひて。下から攝關の人も。皇太子親王の尊稱。骨法作法。

めたりしにも、勳賞行はれしこと、受領には過ぎざりき。清盛が、かく心のまゝにふるまうことこそ然るべからね。これも世末になつて、王法の盡きぬる故なりとは、仰なれけれども、序なければ、御誠もなし。平家も又別して、朝家を怨み奉ることもなかりしが、世の亂れ初めける根本な、去嘉應二年十月十六日、小松殿の次男新三位の中將資盛の卿、その時は未だ越前の守として、生年十三になられるが、雪ははだれに降うつたりけり。枯野の景色まことに面白かりければ、若き侍共、三十騎ばかり召し具して、蓮臺野や、紫野、右近の馬場に打ち出で、鷹ども數多するさせ、鶉、雲雀を追ひ立て追ひ立て、ひねもすに獵り暮し、薄暮に及んで六波羅へこそ歸られければ、その時の御攝録は、松殿にてぞまし〜ける。東洞院の御所より御参内ありけり。郁芳門より入御なるべきにて、東の洞院を南へ、大炊の御門を西へ御出なる。資盛の朝臣、大炊の御門猪のくまにて、殿下の御出に鼻突に参りあふ。御供の人ども何者ぞ、狼籍なり、御出のなるに、乗物より下り候へ〜と、いらでけれども、餘に誇り勇み、世を世ともせざりける上、召し具したる侍共も、皆二十より内の若者どもなれば、禮儀骨法辨へたる者一人もなし。殿下の御出ともいはず、一切下馬の禮儀にも及ばず、唯驅け破うつて通らんとする間、暗さは暗し、つやく〜太政入道の孫とも知らず。又少

少は知りたれども、そらしらずして、資盛の朝臣の始として、侍共皆馬より取つて引き下し、頗る耻辱に及びけり。資盛の朝臣、はふく六波羅へ歸りおはして、祖父の相國禪門に此の由訴へ申されければ、入道大に怒つて、假令、殿下なりとも、淨海があたりをば憚り給ふべきに、左右なうあの幼き者に、耻辱を與へられけるこそ遺恨の次第なれ。かゝる事よりして、人には欺るゝぞ。此事殿下に思ひ知らせ奉らば、えこそあるまじければ、如何にもして、殿下を怨み奉らずやとの給へば、重盛の卿申されけるは、是は少しも苦しう候ふまじ。頼政、光基など申す源氏共に、あざむかれても候はん、誠に一門の耻辱にても候ふべし。重盛が子どもとて候はんするものが、殿の御出に参り逢ひて、乗物より下り候はぬことこそ、返すくも尾籠に候へとて、その時、事に遭うたる侍共皆召し寄せて、自今以後、汝等よく心得べし。誤つて殿下へ無禮の由を申さばやと思へとてこそ返されけれ。其後入道、小松殿には、かくとも給ひも合せずして、片田舎の侍の極めてこはらかにて、入道の仰より外、又世に恐しき事なしと思ふ侍共、難波、妹尾を始として、都合六十餘人、召し寄せて、來る二十一日、殿下御出あるべかかなり。いづくにても待ち受け奉り、前驅、御隨身共が警切つて、資盛が耻雪げとこそ給ひけれ。兵ども畏り承つてよかり出づ。殿下、

「頼政」源仲政の男
「光基」源光信の男
「びろ」尾籠の音に當て漢字を音讀したるもの無禮と同じ。

「直廬」考證に直廬其意不常定天元五年廉義公頼忠以直廬爲直廬如此例不可辨計とあり。直は宿直の義、晝は直、夜は宿と云ふ。
「前驅」センアとよむ。
「追つめ」の後に、馬より取つて落しを入れる。
「高範」正節隆教に作る。
「主」基房のこと。
「むな」ひし牛の胸ある組緒。

「束帶」冠袍劍笏等を備へたる正装。
「大織冠」鎌足。
「淡海公」不比等。
「忠仁公」良房。

是をば夢にもしろしめされず。主上、明年御元服、御加冠、拜官の御定のために、御直廬暫くにあるべきにて、常の御出よりは引き繕はせ給ひて、今度は待賢門より入御あるべきにて、中の御門を西へ御出なる。猪のくま、堀川の邊にて、六波羅の兵ども、ひた甲三百餘騎待ち受け奉り、殿下を中に取りこめ參らせて、前後より一度に、関をどつとぞつくりける。前驅、御隨身どもが、今日を晴と装束いたるを、あそこに追ひかけ、こゝに追ひつめ、散々に掠略し、一々に皆髻を切る。隨身十人の中、右の府生武基が髻をも切られてんけり。その中に、藤藏人の大夫高範が髻を切るとして、是は汝が髻と思ふべからず、主の髻と思ふべしと、言ひ含めてぞ切つてんげる。その後、御車の内へも、弓の筈つき入れなんどして、簾かなぐり落し、御牛の尻がひ、むながひ切り放ち、かく散々にし散し、喜のときを咄とつくり、六波羅へ参りけれ、入道、神妙なりとぞの給ひける。御車添には、因幡のさいづかひ、烏羽の國久丸といふ男、下薦なれども、さかしくしき者にて、御車をしつらひつかまアあて、中の御門の御所へ還御なし奉る。束帶の御袖にて、御涙をおさへさせ給ひつゝ、還御の儀式のあさましさを、申すもなかくおろかななり。大織冠、淡海公の御事は、擧げて申すに及ばず。忠仁公、昭宣公より以來、攝政關白の、かゝる御目に遭はせ給ふ事、未だ承

「昭宣公」基經。
 「勳當」律に勳へて
 其罪に當つて
 義、轉じて君父
 の旨に逆つて逐
 子の絶縁して逐
 はるること。
 「辨檀」經文より出
 てたる文句なら
 ん。此の作者は
 又他に榮種の二
 業と云ふ文句を
 も用ひたり。

「兼官」置れて勳
 命を蒙る義。
 「慶申」大臣披露の
 宴。

り及ばず。是れこそ平家の悪行の始なれ。小松殿、大きに騒いで、その時行き向つたる侍共、皆勘當せらる。假令入道如何なる不思議を下知し給ふとも、など重盛に夢ばかりも知らせざりけるぞ。大凡は資盛奇怪なり、旂檀な二葉より芳しとこそ見えたれ。既に十二三にならんする者が、今は禮義を存知してこそ振舞ふべきに、かやうの尾籠を現じて、入道の悪名を立つ、不孝のいたり。汝一人にありとて、暫く伊勢の國へ逐つ下さる。さればこの大將をば、君も臣も御感ありけるとぞ聞えし。

十一 鹿谷

主上御元服の御定め、その日は延びさせ給ひて、同じき二十五日院の殿上にてぞ、俄に御元服の御定めはありける。攝政殿、さても渡らせ給ふべきならねば同じき十二月九日の日兼宣旨を蒙らせ給ひて、十四日太政大臣に上らせ給ふ。頓て同じき十七日慶申のありしかども、世間は猶もにがしくしうぞ見えし。さる程に今年も暮れて、嘉應も三年になりけり。正月五日の日、主上御元服あて、同じき十三日朝親の行幸ありけり。法皇、女院、待ち受け参らせ給ひて、初冠の装、いかばかりらうたく思しめされけん。入道相國の御女、女御に参らせ給ふ。御年十五歳、法皇御猶子の

「妙音院」藤原師長
 聖徳の達人熱田
 神宮にて彈じた
 り悪左府の子。
 「實定」従一位右大
 臣公能の子。
 「兼雅」従一位太政
 大臣忠雅の子。
 「眞讀」とは大般若
 經を眞に讀むこ
 となり。大般若
 は六百卷あり釋
 尊五十七より七
 十まで十四年間
 に説法せられた
 る者。
 「甲良」武内宿禰を
 祭る。
 「八幡」應神天皇を
 祭る。

「櫻花」大納言にた
 とふ。

儀なり。妙音院の殿、太政の大臣その時は未だ内大臣の左大將にてましましけるが、大將を辭し申させ給ふことありけり。時に徳大寺の大納言實定の卿、その任に相當り給ふ。又花山の院の中納言兼雅の卿も所望あり。その外、故中の御門の藤中納言家成の卿の三男新大納言成親の卿もひらに申さる。この大納言は院の御氣色よかりければ、様々の祈りども始めらる。先づ八幡に百人の僧を込めて、眞讀の大般若を七日讀ませられたりける最中に、甲良の大明神の御前なる橘の木へ、男山の方より山鳩三つ飛び來つて、食ひ合ひてぞ死にける。鳩は八幡大菩薩の第一の使者なりければ、宮寺にかゝる不思議なしとて、時の檢校慶濟法印、此由内裏へ奏聞したりければ、是徒事にあらず。御卜あるべしとて、神祇官にして御卜あり。重き御慎と占ひ申す。但し是は君の御慎にはあらず、臣下の慎なりとぞ申しける。それに大納言恐れも致されず、晝は人目の繁ければ、夜々な歩行にて、中の御門烏丸の新大納言の宿所より、賀茂の上の社へ七夜續けて参られけり。七夜に満する夜、宿所に下向してちつと、打ちまどろみたりける夢に、鴨の上の社へ参りたると思しくて、御寶殿の御戸押し開き、ゆゆしうけだかけなる御聲にて、

櫻花賀茂の川かせうらむなよ散るをばえこそ留めざりけれ
 卷一
 三五

「叱幾爾」ある外法
とて眞言の秘法
諸願成就を祈
る。

「大路」オホチとチ
の字清む

大納言、これに猶恐れをも致されず、賀茂の上の社の御寶殿の御後なる杉の洞
しう壇の立て、或聖をこめて、叱幾爾の法を百日行はせられけるに、俄に空か
り、雷夥しう鳴つて、彼大杉上に落ちかゝり、雷火燃えあがつて、宮中既に危う見え
を、宮人ども走り集つて、これを打ち消す。さてかの外法行ひける聖を、追出せんと
す。我當社に百日參籠の志あつて、今日は僅に七十五日にこそあれ。全く出まじと
て動かす。此の由を社家より内裏へ奏聞したりければ、唯法に任せよと宣旨を下さる。
その時神人白杖を以て、彼聖が項をしらげて、一條の大路より南へ追越してんげり。
神は非禮をうけ給はずと申すにこの大納言、非分の大将を祈り申されければにや、か
かる不思議も出で来にけり。其比の叙位、除目と申すは、院、内の御はからひにもあ
らず、攝政關白の御成敗にも及ばず、世は一向平家の任にて有あひだは徳大寺、花
山の院もなり給はず、入道相國の嫡男小松殿、その時は未だ大納言の右大将にておは
しけるが、左に移つて、次男宗盛、中納言にておはせしが、數輩の上臈を超越して、
右に加へられけるこそ、申すばかりもなかりしか、中にも徳大寺殿は、一の大納言に
て、華族、英雄、才覺優長、家嫡にておはしけるが、平家の次男宗盛の卿に、加階越
えられ給ひけり。但し御出家などもやあらんすらんと、人々申合れけれども、徳大

「父の卿」成親の父
家成
「大國」太寶令以來
國を大國上申下
の四等に分た
る。
「天寬」隆慶又奮命
と譯す悟道の障
礙となるもの邪
神の義に用ふ。
「俊寛」大納言源雅
俊の孫木寺法印
寛雅の子。
「僧部」僧正に次ぐ
僧官、大小僧各
正權あり四位相
當に准でらる。

寺殿は、暫く世のならん様見んとて、大納言を辭して、籠居とぞ聞えし。新大納言成
親の卿の給ひけるは、徳大寺、花山の院に越えられたらん、いかゞせん。平家の次
男宗盛の卿に、加階越えられぬこそ遺恨の次第なれ。是れに入道相國よろす思ふ様
なるが致す所なり、いかにもして平家を亡し、本望を遂げんとの給ひけるこそ恐しけ
れ。父の卿はこの齡では、僅中納言までこそ至られしか、その末子にて、位正二位、
官大納言に經上つて、大國數多たまはりて、氏族所從朝恩に誇れり。何の不足あつてか、
かゝる心つかれけん。偏に天魔の所爲とぞ見えし。平治にも、越後の中將とて、信賴
の卿に同心の間、その時既に誅せらるべかりしを、小松殿のさまへ、申させ給ひて、
首を續ぎ奉りてましけるをその恩の忘れて、外人もなき所に兵具を整へ、軍兵を語ら
ひおき、朝夕は唯軍合戦の營の外は、又他事なしとぞ見えたりける。東山鹿が谷と
いふ所は、後は三井寺に續いて、ゆゑしき城郭にてぞありける。それに俊寛僧都の山
庄あり。彼に常は寄りあひ、平家亡すべき由の謀をぞ回らしける。或時法皇も
御幸なる、故少納言入道信西の子息、淨憲法印も御供仕らる。その夜の酒宴に、此
由を仰せ合せられたりければ、法印あなあさまし、人數多承り候ひぬ。唯今洩れ聞え
て、天下の御大事に及び候ひなんすと申されければ、大納言氣色かはつて、つと立たれ

「健兒」大饗の時第一の客。衛士の類で兵部省に屬し諸國に數百人ある後世の中間足輕の如き者。

「御格勤」鎌倉時代に御格勤と云しに御格勤とも稱す殿原とも稱す。

「執事」執事を言うて宮中を護衛する者近衛兵衛衛門等の總稱、尉は長官次官の次。

「追儼」十二月晦日に大舍人衆面を被りて鬼を務めに陰陽寮祭文を以て下殿上人桃の弓を射る。此の日の追儼の功過に於て任官せらるる目。

「召公」周の召公堂梨の下で新死を民其の徳を慕ひ

て堂梨の枝を代らざりしこと。

劉商の詩に雲免人行春向若耶東風二月催陰家惟見堂梨一樹花。此の義は公明正大なる徳便政事を行ふべきに然らずして暴横なる振舞多しとの義。

「白山」養老中泰澄大師靈廟を占めて権現を齋した。

「三舍八院」白山の別宮、佐羅中宮の三社、北に四寺、南に四寺、善興寺、長寛寺、隆興寺、南に昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮華寺あり。八院とは

故少納言入道信西の許に召し使はれる師光、成景といふものあり。師光は阿波の國の在廳、成景は京の者、宿根賤しき下臈なり。健兒童か、若くは恪勤者にてもやありけん。さかくしかりしによりて院へも召し使はれるが、師光は左衛門の尉、成景は右衛門の尉として、二人一度に鞠負の尉になりぬ。一年信西寺に遭ひし時、二人共に出家して、左衛門入道西光、右衛門入道西景として、此等は出家の後も、院の御倉預にてぞ候ひける。かの西光が子に、師高といふ者あり。是も左右なき切者にて、檢非違使五位の尉まで經上つて、剩へ安元元年十二月二十九日、追儼の除目に、加賀守にぞなされける。國務を行ふ間、非法非禮を張行し、神社佛寺、權門勢家の所領を沒倒して、散々の事共にてぞありける。假令召公が跡を隔つといふとも、穩便の政を行ふべかりしに、かく心のまゝにふるまふ間、同二年の夏の比、國司師高が弟、近藤判官師經を、加賀の目代に補せらる。目代下着の始、國府の邊に鶴川といふ山寺あり。折節寺僧共が、湯を沸いて浴びけるを、亂入して逐ひ上げ、わが身あび、雜人ばらおろし、馬洗はせなどしけり。寺僧怒をなして、昔よりこの所は國方の者の入部することなし。先例に任せて、速に入部のわうばう止めよとぞ申しける。目代大きに怒つて、前々の目代は、皆不覺でこそいやしまれたれ。當目代に於いては、すべてその儀あるまじ。唯法に任せよといふ程こそありけれ、寺僧どもは、國方の者を追ひ出さんとす、國方の者共は次手を以て、亂入せんと打ち合ひ、張り合ひしける程に、目代師經が秘藏しける馬の足をぞ打ち折りける。その後は互に弓箭兵仗を帶して、射合ひ切り合ひ數刻戦ふ。夜に入りければ、目代かなはじと思ひけん、引き退き、其後當國の在廳等、一千餘人催し集め、鶴川に押し寄せ、坊舎一字も残さず皆焼き拂ふ。鶴川といふは、白山の末寺なり。この事訴へんとて、進む老僧誰々ぞ、智釋、覺明、法臺坊、正智、學音、土佐の阿闍梨ぞ進んだる。白山三社八院の大衆、悉く起りあひ、都合その勢二千餘人、同七月九日の日の暮方に、目代師經が館近うこそ押し寄せたれ。今日は日暮れぬ。明日の軍と定めて、その日は寄でゆらへたり。露吹き結ぶ秋風は、射向の袖を翻し、雲井を照す稻妻は甲の星を輝す。目代かなはじと思ひけん、夜逃にして京へ上る。明くる卯の刻に押し寄せて、関をどつとぞつくりける。城の中には音もせず。人を入れて見せければ、皆落ちて候ふと申す。大衆力及ばで引き退く。去らば山門へ訴へんとて、白山中宮の神輿飾り奉つて、比叡山へ振り上げ奉る。同じき八月十二日の午の刻ばかり。白山中宮の神輿、既に比叡山東坂本に着かせ給ふと聞えしかば、北國の方より雷公夥しく鳴つて、都をさして鳴り上り、白雪降つて地を埋み、

「うけのいて穿除いてなり。」

「十地」とは歌喜地、難垢地、發光地、

現前地、難勝地、

不動地、善慧地、

法雲地、十住、十

信、十回、十

行、十回、十

地、等營、妙覺

此の中十地以前

を凡夫の初より

聖者の菩薩と

す。

「陣頭」宮中の近衛

衛門等武官の居

所。

「專當」寺僧の役名

ならん。

「日月」ニチカとツ

を呑む。

命を延べて奉らん。それを不足に思し召さば、力及ばずとて、山王あがらせ給ひけり。母上この御立願の御事、人にも語らせ給はねば誰洩しぬるらんと、少しも疑ふ方もましまさず。(御心中の事どもを、ありのまゝに御託宣ありぬれば、愈々心肝に添うて、特に尊く思し召し、假令一日片時と侍ふとも、ありがたくこそ侍ふべきに、まして三年が命を延べて給らんと仰せらるゝこそ、誠にありがたく侍へども、御涙をおさへて御下向ありけり。その後紀伊の國に殿下の領、田中の庄といふ所を、永代八王子へ寄進せらる。されば今の世に至るまで、八王子の御社にて、法華問答講、毎日退轉なしとぞ承る。かゝりし程に、後二條の關白殿、御病輕ませ給ひて、もとの如くにならせ給ふ、上下喜びあはれし程に、三年の過ぐるは夢なれや、永長二年になりけり。六月二十一日、又後二條の關白殿、御髮の際に悪しき御瘡出でさせ給ひて、打ち臥させ給ひしが、同じき二十七日、御年三十八にて終にかくれさせ給ひぬ。御心の猛さ理の強さ、さしもゆしくおはせしかども、まめやかに事の急にもなりぬれば、御命を惜ませ給ひけり。誠に惜しかるべし。四十にだに満たせ給はで、大殿に先立たせ給ふこそ悲しけれ。必ず父を先立つべしといふことなけれども、生死の律法に隨ふならひ、萬徳圓滿の世尊、十地苦行の大士達も力及ばせ給はぬ次第なり。慈悲具足の山王、利物の方便にてましませば、御咎なかるべしとも覺えず。

十四 御輿振

さる程に、山門には、國司加賀の守師高を流罪に處せられ、弟近藤判官師經を禁獄せらるべきより、奏聞度々に及ぶといへども、御裁許なかりしかば、日吉の祭禮を打ち止め、安元三年四月十三日の、辰の一點に、十禪師、客人、八王子、三社の神輿を飾り奉つて、陣頭へ振り奉る。下松、切堤、加茂の川原、たゞす、梅忠、柳原、東北院の邊に、白大衆、神人、宮仕、仙當充ちて、幾らといふ數を知らず。神輿は一條を西へ入らせ給ふに、御神寶天に輝き、日月地に落ち給ふかと驚かる。是によつて、源平兩家の大將軍に仰せて、四方の陣頭を固めて、大衆防ぐべきよし仰せ下さる。平家には、小松の内大臣の左大將重盛公、その勢三千餘騎にて、大宮表の陽明、待賢、郁芳、三つの門を固め給ふ。弟宗盛、知盛、重衡、叔父頼盛、教盛、經盛なんどは、西南の門を固め給ふ。源氏には、大内守護の源三位頼政、渡邊の省、授を先として、その勢僅に三百餘騎、北の門、縫殿の陣を固め給ふ。所は廣し、勢は少し、疎にこそ見えたりけれ。さて大衆無勢たるによつて、北の門、縫殿の陣より、神輿を入

「きらんの直垂」
小櫻を黄に返へ
した。鎧。きちん
は麴塵にて萌黄
の黄。かちなる
色。

「赤銅作」銅に蒼鉛
と金を加へて
鎔和したるも
の、色黒く紫色
を帯ぶ。

「白羽の矢」二十四
さす。普通。

「重藤」弓を黒くぬ
りて藤を白く
せる者五分許り
の間を隔て、藤
を一才許りづ
巻き上下の千段
巻矢すり藤を除
いて藤の敷三十
三あり。千段巻
は糸巻廣く木地
狭し。千反巻は糸
巻狭く木地廣
し。

「醫王山王」薬師。

れ奉らんとす。頼政の卿さる人にて、急ぎ馬より飛んで下り、甲をぬぎ、手水うがひをして、神輿を拜し奉らる。兵ども、皆斯の如し。頼政大衆の中へ使者を立て、言ひ送らる。旨あり。その使は、渡邊の長七唱とぞ聞えし。唱その日の装束には、きちんの直垂に、小櫻を黄にかへしたる鎧着て、赤銅作の太刀を佩き、二十四さいたる白羽の矢負ひ、重藤の弓脇に挟み、甲をばぬいで高紐に掛け、神輿の御前に畏つて、暫くしづまられ候へ、源三位殿より、衆徒の御中へ申せと候ふとて、今度山門の御訴訟、理運の條勿論に候ふ。御裁断遅々こそは、よそにても遺恨に覺え候へ。神輿入れ奉らんこと子細に及び候はねども、但し頼政無勢に候ふ。明けて入れ奉る。陣より入らせ給ひなば、山門の大衆は目垂顔しけりなんど、京童の申さんこと、後日の難にや候はんすらん。あけて入れ奉れば、宣言を背くに似たり。又拒ぎ奉らんとすれば、年來醫王山王に首を傾けて候ふ身が、今日より後、永く弓矢の道に分れ候ひなんす。彼といひ是といひ、旁難治のやうに覺え候ふ。東の陣頭待賢門をば、小松殿の大勢にて固められて候ふ。其陣より入らせ給ふべくもや候ふらんと、言ひ送りたりければ、唱がかくいふに、拒がれて、神人宮仕暫くゆらへたり。若大衆、惡僧ども、何でうその義あるべき。唯此陣より神輿を入れ奉れや、といふやから多かりけれども、爰に老僧

「三塔」東塔、西塔、
横川。

「豪運」具平親王、
源師房、顯房、
雅俊、惠俊、憲
雅、豪雲。

「六孫王」源經基。

「梵天」慾界世界の
上にある天。

「堅牢地神」大現
修理菩薩と號し
又釋提桓因とも
云ふ。禪宗にて
は土神と云ふ。
二十天の一。

の中に、三塔一の詮議者と聞えし、攝津の堅者豪運進み出で、申しけるは、尤此義さ
いはれたり。我等神輿を先立て參らせて訴訟をいたさば、大勢の中を打ち破つてこそ、
後代の聞えもあらんすらめ。就中、この頼政の卿は、六孫王より以來、源氏嫡々の正
統、弓矢を取つて其不覺を知らず。凡は武藝にも限らず、歌道にも勝れたる男ぞか
し。一年、近衛の院御在位の御時、當座の御會のありしに、深山の花といふ題を出さ
れて、人々皆詠み煩はれたりしを、此の頼政の卿、

深山木のその梢とも見えざりし櫻ははなにはあらはれにけり

といふ名歌仕つて、御感に預る程のやさ男に、いかなが時に臨んで、なさけなう耻辱
をば與ふべき。唯此の陣より神輿を昇返し奉れやと、僉議したりければ、先陣より
後陣まで、皆尤々とぞ同じける。さて大衆神輿をばかき返し奉つて、東の陣頭待賢門
より入れ奉らんとす、狼藉忽出で來たつて、武士ども散々に射奉る。十禪師の御輿に
も、矢ども數多射付け、り。神人宮仕射殺され、衆徒多く疵を被つて、をめき叫ぶ聲
梵天までも聞え、堅牢地神も驚き給ふらんとぞ覺えける。さて大衆、神輿をば陣頭に
振り捨て奉つて泣くく、本山へこそかへり登りけれ。

近藤判官経をば禁獄せらる。又去ぬる十三日、神輿射奉つし武士六人獄定せらる。此等は皆小松殿の侍なり。同じき二十八日、夜の戌の刻ばかり樋口富小路より火出で來つて、京中多く焼けにけり。折節巽の風烈しく吹きければ大きな車輪の如くなる炎が、三町五町を隔て、乾の方へすぢかひに、飛び越え、焼け行けば、恐ろしなどもおろかなり。或は具平親王の千種殿、或は北野の天神の紅梅殿、橋逸勢の蠅松殿、鬼殿、高松殿、鴨居殿、東三條冬嗣の大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿、これを始めて、昔今の名所三十餘箇所、公卿の家だに、十六箇所まで焼けにけり。その諸大夫侍の家々は記すにおよばず。はては大内にふきつけて、朱雀門よりはじめて、應天門、會昌門、大極殿、豊樂院、諸司八省、朝所一時がうちに、皆灰燼の地とぞなりにける。家々の日記、代々の文書、七珍萬寶ながら灰塵となりぬ。その間の弊如何ばかりぞ人の焼け死ぬること數百人、牛馬の類數を知らず。これ徒事にあらず。山王の御咎として、叡山より大きな猿共が、二三千おり下つて、手に手に松火をともして京中を焼くとぞ、人の夢には見えたりける。大極殿は清和天皇の御宇、貞觀十八年に始めて焼けたりければ、同じき十九年正月三日の日ぞ、陽成院の御即位は、豊樂院にてぞありける。元慶元年四月九日の日に、事始めあつて、同じき二年十月八日の日ぞ造

「具平」ケヘイと音讀す

「手に手に」テンアニと發音す

り出されたりける。後冷泉院の御宇、天喜五年二月二十六日、又焼けにけり。治暦四年八月十四日に事始ありしかども、未だ造りもいたされずして、後冷泉院崩御なりぬ。又後三條の院の御宇、延久四年四月十五日に造り出されて、文人詩を奉り、冷人樂を奏して還幸なし奉る。今は世末になつて、國の力も皆衰へたれば、その後はつひに造られず。

平家物語卷一終

卷二

一 座主流

治承元年五月五日の日、天台座主明雲大僧正、公請を停止し、諸職を没收せられける上、藏人を御使にて、如意輪の御本尊を召しかへいて、御持僧を改易せらる。即ち使應の使を附けて、今度神輿内裏へ振り奉つし衆徒の張本を召されけり。加賀の國に座主の御坊領あり。國司師高是を停廢の間、その宿意に因つて、大衆を語らひ訴訟を致さる。殊に朝家の御大事に及ぶべきよし、西光法師父子が讒奏によつて、法皇大に逆鱗ありけり。既に重科に行はるべきよし聞ゆ。明雲は、院の御氣色悪しかりければ、印鑰を返し奉つて、座主を辭し申されけり。同じき十一日、鳥羽の院の七の宮、覺快法親王、天台座主にならせ給ふ。是は青蓮院の大僧正、行玄の御弟子なり。明くる十二日、先座主所職を止めらるゝ上、檢非違使二人を附けて、井に蓋をし、火に水をかけて、水火の責に及ぶ。是によつて、大衆猶參洛すと聞えしかば、京中又騒ぎ合へり同じき十八日、太政大臣以下の公卿十三人參内して、陣の座につき、前の座主罪科の事議定あり。八條の中納言長方の卿、その時は未だ左大辨の宰相にて、末座に候はれ

「公請」恒例臨時の法席に必ず請召したる僧侶に與ふるを云ふ。「如意輪」これ朝家護身の佛并繪なりして等身の像なり常に之を僧舎に附記して之を御安を祈る之を如意輪と云ふ。如持論は乃ち台家の修する所にして法勝坊尊意に始る。眞言家の普賢延命法を修する空海を始とする。特に園城寺にて不動法を修する。其始は未だ考へず。上之を長日三壇法の云ふと考證の說。「使應」檢非違使。「印鑰」座主の管理する寺印と七舌鑰。

「義貞和尚傳教大師に從つて入唐相摸の人。始めて天台の座主となれり。」
 「四明の教法宋の眞宗時代に天台宗は衰微せり此時四明の智禮指要於宗等の書著はして之を再興しき四明の教法とは天台の教法と云ふに同じ。」
 「五障法華經五提婆品に女は梵天王、帝釋、魔王、轉輪聖主、佛と爲ること能はずとあり。此處は開山以來女人禁制なるを云ふ。」
 「一乘法華經のこと。」
 「月氏印度のこと漢書に大月氏國治臨民城去長安二萬一千六百里とあり。」
 「靈山」とは靈鷲山ののこと。
 「鬼門」一家の東北を云ふ鬼の出入する門。

び給ひけり。山門には宿老碩徳多しといへども、澄憲法印、その時は未だ僧都にておはしけるが、餘に名残を惜み奉り、粟津まで送り參らせて、それより暇請うて歸られるに、僧正、志の切なることを感じて、年來、己心中に秘せられたりし、一心三觀の血脈相承を授けらる。此法は釋尊の附屬波羅奈國の馬鳴比丘、南天竺の龍樹菩薩より、次第に相傳し來たるを、今日のなさに授けらる。さすが我が朝は、邊地粟散の境、濁世末代とはいひながら、澄憲是をふぞくして、法衣の袂をしぼりつゝ、都へ歸り上られけん、心の中こそ尊けれ。さる程に山門には、大衆起つて僉議す。抑々義貞和尚よりこのかた、天台座主はじまつて、五十五代に至るまで、未だ流罪の例を聞かず。つら／＼事の心を按ずるに、延暦の比ほひ、皇帝は帝都を建て、大師は當山に攀ち上つて、四明の教法を此處に廣め給ひしより以來、五障の女人跡絶えて、三千の淨侶居を占めたり。峰には一乘讀誦年ふりて、麓には七社の靈驗日新なり。かの月支の靈山は、王城の東北大聖の幽窟なり。この日域の叡岳も、帝都の鬼門に峙つて、護國の靈地たり。代々の賢王智臣、此所に壇場を占む。末代ならんからに、いかに當山に瑕をば附くべき。こは心憂しといふ程こそありけれ。満山の大衆残り止る者もなく、皆東坂本におりくだる。十禪師權現の御前にて、大衆また詮議す。抑々我等粟

津へ行き向つて、貫主をば奪ひ止め奉るべし。但し追立の鬱使、兩送使あんなれば、左右なく取り得奉らんことありがたし。今は山王大師の御力の外、又頼み奉る方なし。誠に別の仔細なく、取り得奉るべくば、爰にて一つの瑞相を見せしめ給へやとて肝膽を碎いて祈りければ、爰に無動寺法師、乘圓律師が童に鶴丸とて生年十八歳になりけるが、心身を苦め、五體に汗を流いて、俄に狂ひ出でたり。我十禪師權現乗り居させ給へり。末代といふとも、いかに我山の貫主をば、他國へは遷さるべき。生々世々に心憂し。さらに取つては、我此麓に跡を止めても、何にかはせんとして、左右の袖を顔におし當て、さめ／＼と泣きければ、大衆是を怪んで誠に十禪師權現の御託宣にてましまさば、我等しるしを參らせん。一々に本の主に返し給へとて、老僧共四五百人、手ん手に持ちたる珠數どもを、十禪師權現の大床の上へぞ投げ上げた。彼物狂ひ走り廻り、拾ひ集めて少しも違へず。一々に皆本の主にぞ配りける。大衆、神明の靈驗、日あらたなる事の貴さに、皆掌を合せて、隨喜の感涙をぞ催しける。その義ならば行き向つて奪ひ止め奉れやといふ程こそありけれ、雲霞の如くに發向す。或は滋賀、辛崎の濱路に歩み續くる大衆もあり、或は山田、矢馳の湖上に舟に棹さす衆徒もあり。之を見て、さしも嚴しげなりつる追立の鬱使、兩送使、皆散々に逃げ去り

こそ候へとて、雙眼より涙をはらくと流しければ、大衆も、皆尤々とぞ同じける。それよりしてこそ、祐慶をば怒目坊とはいはれけれ。その弟子に慧慶律師をば、時の人小いかめ房とぞ申しける。

二 一行阿闍梨

先座主は、東塔の南谷妙光坊に入せおはします。時の横災は權化の人も免れ給はざりけるにや、去ば唐土の一行阿闍梨は、玄宗皇帝の御持僧にておはします。玄宗の後、楊貴妃に名を立ち給へり。昔も今も、大國も小國も、人の口のさがなき事は、跡方もなきことなりしかども、其の疑によつて、果羅國へ流され給ふ。件の國へは三道あり。輪地道とて御幸道、幽地道とて雜人の通ふ道、暗穴道とて重科の者を遣す道なり。されば此一行阿闍梨は大犯の人なればとて、暗穴道へぞ遣されける。七日七夜が間、日月の光も見ずして行く所なり。冥々として人もなく、江浦に前途迷ひ、森として山深し。只湖谷に鳥の一聲ばかりにて、苔のぬれ衣干しあへず、無實の罪によつて遠流の重科蒙ることを、天道憐み給ひて、九曜の形を現じつゝ、一行阿闍梨を守り給ふ。時に一行右の指を嚙ひ切つて、左の袂に九曜の形を寫されけり。和漢兩朝

「一行阿闍梨」高僧傳にあり。張公謹の孫にて唐の開元十五年に寂す。一段は妄誕にて恐らくは宋高僧傳善無畏の事に似たる跡ありと考證にあり。「九曜」日月七星羅喉星。計都星。「曼荼羅」一具の法門を圖畫に示したるもの。輪圓具足の義、四種類あり。即身成佛義を見よ。此處は佛菩薩の尊影を描ける九曜の圖畫のこと。

に眞言の本尊たる九曜の曼荼羅是なり。

三 西光きられ

山門の大衆、先座主取り止め奉つたる事、法皇御いきどほり未やまず、西光法師申しけるは、昔より山門の大衆は、發向の亂りがはしき訴仕る事、今に始めずとは申しながら、今度は以の外に過分に候、能く御はからひ候ふべし。是すば、此後は世が世でも候ふまじとぞ申しける。只今身の滅びんずる事山王大師の神慮にも憚らず、かやうに申して宸襟を惱し奉る。讒臣はへり。誠なるかな、草蘭茂からんとすれば、秋の風是を破り、王者明なも、讒臣是を聞うすとも、かやうの事をや申すべき。新大納言成親の卿人々に仰せて、法皇山攻めらるべきよし聞えしかば、山門の大衆は、さらまれて、詔命を對捍せんも畏ありとて、内々院宣に従ひ奉る衆徒もかば、先座主は、東塔の南谷妙光坊におはしけるが、大衆二心ありと終に如何なる憂き目にか遭ふべきやらんとぞの給ひける。されども流罪りけり。新大納言は、山門の騒動によつて、私の宿意をば暫く抑へら

「西光」俗名師景もと少納言入道信西の恪勤者。

「草蘭云々」劉詔新論曰蘭蕙欲茂秋風害之賢哲欲正諷人敗之とあり之に據れるものか。

「内議」内々の評議
仕度は準備
「義勢」儀勢なり様
子と勢とをい
ふ。
「行綱」多田孫仲七
代孫津守頼盛
子孫多田正
五位下伯耆守補
藏人故號多田
藏人。
「家の干し」令文に云
ふ。家人の事な
り。其品良民に
大く。本主の推
擧を得て朝官に
任ぜられる譜代
の家僕と同じ。代
林黨とは其身の
材藝が或は親放
つて家僕に列す
者。渡り者なり。
家人に比すれば
疎くして賤し。
「中門」古へ寢殿の
制。中門の廊の
車寄等あり。

内議支度は様々なりしかども、義勢ばかりで、此謀反かなふべしとも見えざりけ
さしも頼まれたりつる多田の藏人行綱、この事無益なりと思ふ心やつきにけ
の料にとて、送られたりける布共をば、垂直かたびらに裁ち縫つて、家の干
きせつ、目うちしばだたい居たりけるが、つらく當世の體を見るに承
すう傾けがたし、若し此謀反洩れぬ程ならば、行綱先づさきに失はれなん。
の口より洩れぬ先に返忠して、命を生かうと思ふ心やつきにけん、同じき五月
日の小夜ふけがたに、入道相國の西八條の亭に行向つて、行綱こそ申すべきことあ
て、是まで参じて候へと、案内を云ひ入れたりければ、入道常にも参らぬ者の参じた
るは何事ぞ、あれきけとて、主馬の判官盛國を出されたり。全く人傳には申すまじき
事なりといふ間、入道、自ら中門の廊へぞ出でられたる。夜は遙に更けぬらん、如
何に只今何事ぞとの給へば、晝は人目の繁う候へば、夜にまぎれて参つて候。扱も此
程院中の人々の兵具を整へ、軍兵催され候。ことをば、何とか聞き召されて候ふ。入
道いざとよ、それは法皇の山攻めらるべしとこそ聞けと、いと事もなげにぞの給ひけ
る。行綱近うより小聲になつて、全く其儀にては候はず、一向當家の御上とこそ承
つて候へ。入道さてそれをば、法皇もしろしめされたるか、仔細にや及び候。執事の

「取袴」奴袴の下結
なるを取りあげ
て急ぎ逃ぐる
様。東鑑などに
も見えたり。

「沙汰」云々考證に
此の時清盛私に
貶謫を斷ずと雖
も猶悉く院宣を
請うて以て裁す
詳に安元の記に
見ゆとあり。

別當、成親の卿の軍兵催され候事も、院宣としてこそめされ候へ。西光が兎申して康頼
が、角申して、俊寛が、斯くふるまうてなんど、ありのまゝにさし過ぎて言ひちら
し、我身はいとま申してたち出でたりければ、其時入道大聲を以て、侍共呼び罵り給
ふ事夥し。行綱なまじひなる事申し出して、證人にやひかれんすらんと、恐ツさに、
人も追はぬに取り袴し、大野に火を放つたる心地して、急ぎ門外へぞ逃げ出でたる。
その後入道、筑後の守貞能を召して當家傾けうとする謀反の輩共こそ、京中に充ち
たんなれ。一門の者どもにも、觸れ申せ、侍共催せとの給へば、馳せ廻つて披露す。
右大將宗盛、三位の中將知盛、頭の中將重衡、左馬の頭行盛、一門の人々、甲冑を帶
して馳湊ふ。その外侍、共も雲霞の如くに馳せ集つて、その夜の中に、入道相國の西
八條の亭には、兵共六七千騎も有らんとぞ見えし。明くれば六月一日の日なり。未だ
暗かりけるに、入道相國檢非違使阿部の資成を招いて、屹度院の御所法住寺殿へ参つ
て、大膳の大夫信成を呼び出して、申さんすることはよな、新大納言成親の卿、以下
近習の人々、此一門亡して、天下亂らんとする企あり、一々に搦め取り尋ね沙汰仕り
候ふべし。扱それをば君もしろしめさるまじう候ふと申すべしとぞの給ひける。資成
急ぎ院の御所へ馳せ参り、大膳の大夫信成を呼出して此事申すに、色を失ふ。急ぎ御

「雑色」もとは職人に服するもの、稱に任ぜられたる此項の役、賤混雑して仕、後世の足輕、中間の如きもの、各其の色目を分ちて高卑を定む。

前へ參つて、此由奏聞したりければ、法皇あ、はや、是等が謀りしことの洩れ聞えけるにこそ、さるにても、こは何事ぞとばかり仰せられて、分明の御返事もなかりけり。資成急ぎ走り歸つて、此由かくと申しければ、入道左ればこそ、行綱は誠を申したれ。此事告げ知らせずば淨海安穩にてやはあるべきとて、筑後の守貞能、飛彈の守景家を召して、當家傾けうとする謀反の輩どもこそ京中に充滿たんなれ、一々に搦め捕るべき由下知せらる。依つて二百餘騎、三百餘騎、あそここ、に押し寄せ、搦め捕る。入道相國先づ雑色を以て、中の御門烏丸の新大納言の宿所へ、屹度立ち寄せ給へ、申し合すべきことの候ふと、の給ひ遣されければ、大納言我身の上とは露知らず、あはれ是は法皇の山攻めらるべき由の御結構あるを、申し宥められんするにこそ、御憤深げなれ、如何にもかなふまじきものをとて、内きよげなる布衣たをやかに着なし、鮮明なる車に乗り、侍三四人召し具して、雑色、牛飼に至るまで、常よりも猶引き繕はれたり。そも最期とは後にこそ思ひ知られければ、西八條近うなつて見給へば、四五町に軍兵共充ちたり。そも何事なるらんと、胸打ち騒がれけれども、門前にて車より下り、門の内へさし入つて見給ふに、内にも侍ども隙はさまもなうぞ充ち満ちたる。中門の口には、恐しげなる者共數多待ち受け奉り、大納言を捕て引つ張り、こは

「西光法師」西光の捕へられたるは玉海には六月朔日とあり。又愚管抄には成親朝日西光二日とあり。

「しや」罵倒的發語。「日の始」最初より「西八條殿の御壺」殿舎の前庭環らすに垣を以てし花木の栽ある所を壺と云ふ。禁中の梅壺藤壺など

縛むべう候ふと申しければ、入道相國籠中より遙に見出し給ひて、あるべうもなしと宣へば、縁の上へ引き上げ奉り、一間なる所に押し込め奉つてげり。大納言は夢の心地して、つやく物も覺え給はず、供にありつる侍共も、大勢に押し隔てられて、散り散りになりぬ。雑色、牛飼、牛車を捨て、皆逃げ去りぬ。さる程に法勝寺の修行俊寛僧都、近江中將入道蓮淨、山城の守基兼、式部の大輔正綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行も捕はれてこそ出で來たれ。西光法師、我身の上と思ひけん、急ぎ師を打つて院の御所へ馳せまゐる。六波羅の兵共道にて行き遭ひ、西八條殿より召さるぞ、屹度參れといひければ、是は奏すべき事あつて、院の御所へ參る、やがてこそ歸り參らめといひければ、憎き入道めが、何事をか、奏聞すべかんなるぞ左な云は、そとて、しや馬より取つて引き落とし、中にくくつて、西八條殿へ提げて參る。日のより根元與力の者なりければ、特に強ういましめて、御壺の内にも引つ居るたる。道縁に立つて、あな悪くや、當家傾けうとする謀反の奴がなれる姿よ、しやつ、爰引き寄せよとて、縁の際へ引き寄せさて、物履きながら、しやつ面をむすくとこそ踏まれけれ。己等がやうなる賤しき下藩のはてを、君の召使はせ給ひて、なさるまじき官職をなしたび、過分の振舞をするに見しに合せて、過たぬ天台座主、流罪に申し

人も召し具せられ候はぬやらんと、申しければ、大臣、大事とは天下の事をこそいへ、かやうの私事を大事といふやうやある、との給へば、弓箭兵仗を帶したりける兵共、皆そゝろいてぞ見えたりける。その後、大臣中門に座して大納言をば、何處に置き奉りたるやらんと、此處彼所の障子を引きあけ、見給へば、或る障子の上にくも手結うたる所あり。こゝやらんとてあけられたれば、大納言おはしけり。涙に咽び打つ伏して目も見あき給はず。如何にやと宣へば、その時見つけ給ひて、嬉しげに思はれたる氣色、地獄にて罪人共の、地藏菩薩を見奉るらんもかくやとぞ覺えたる。何事にて候やらん、今朝より是にてかゝる憂き目に遭ひ候ふ。さて渡らせ給へば、さりともそこを深う頼み奉つては候へ。平治にも既に誅せらるべかりしを、御恩を以て首を繼がれ參らせ、正二位の大納言まで上つて、年既に四十に餘り候、御恩こそ生々世々に報じ盡し難うは候へども、今度も又かひなき命を今一度助けさせおはしませ。さだにも候は、出家入道仕り、如何ならん片山里にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はんぞ申されける。大臣、何によつて只今さる御事の渡せ給ひ候ふべき、假令さ候ふとも、重盛かうで候へば、御命には代り參らせ候はん、御心安う思し召され候へとて、父の禪門の御前におはして、あの大納言失はれんこと、能く御思惟候

「な神獄の獄卒。」
「高麗」蕭は蕭何樊
信彭は彭越皆漢
高祖の忠臣。高
祖崩後勳勤又族
刑に處せられた
り。
「羅錯」前漢の人文
帝の時中大夫と
なり後景帝の時
御史大夫となり
後罪せられたり
り。
「周周」亞夫魏は魏
其侯、
「權の亮」東宮權の
亮。
「地獄」地下にあり
鑽山の間に入り
寒八熱等の獄あり
あり。極惡人此
道に落つ。
「地藏菩薩」地藏は
六道能化の菩薩
にして六道の普現
を救ふ。延命地
藏經曰我毎日晨
朝入諸地獄令離
苦。

「顯季」春宮大夫藤
原隆經の子、關
原贈太政大臣藤
原實季の猶子。

「時平」シヘイと清
「西の宮」源高明安
和二年三月二十
六日太宰員外帥
に貶せらる。
「山陽」京都センヤ
ウと讀みたり。
「上古」シヤウコと
「し」の字清む。
「刑の疑はしき」考
證曰、尚書大禹
謨の語。

ふべし。先祖修理の大夫顯季、白河の院に召し使はれ參らせしより以來、家にその例なき正二位の大納言に經上つて、當時君無雙の御いとほしみ、頓て頭を刎ねられん事は然るべうも候はず。唯都の外へ出されたらんに、事足り候ひなんす。北野の天神は、時平の大臣の讒奏にて、うき名を西海の浪に流し、西の宮の大臣は、多田の満仲が讒言によつて、思ひを山陽の雲に寄す。各々無實なりしかども、流罪せられ給ひにき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御僻事とぞ申し傳へたる。上古猶ほ此くの如し、況て末代に於てをや。賢王なほ御誤あり、況や凡人に於てをや。其上仰せ合せらるゝ大納言を召し置かれ候らひぬる上は、急ぎ失れずとも何の仔細か候ふべき。刑の疑しきをば輕んせよ、功の疑しきをば重んせよとこそ見えて候へ。事新しき申しごとにては候へども、重盛彼大納言が妹に相具して候。維盛又賀なりけり、かやうに親しく罷り成つて候へば、申すとも思し召され候ふらん。その儀にては候はず。たゞ君のため國のため、家のための事を思つて申し候ふ。一年、故少納言入道信西が、執權の時に當つて、嵯峨の皇帝の御時、右兵衛の督藤原の仲成を誅せられてより以來、保元までは、君二十五代が間、行はれざりし死罪を始めて取り行ひ、宇治の悪左府の死骸を掘り起いて、實檢せられたりし御事などは、餘なる御政とこそ存じ候へ。されば古より、

「積善」易の繫辭の語。シヤクセンと讀み積善の「積」はセキと讀みてあり。

「北の方」殿上人の妻、女は陰、北方に居るべきものなれば云ふ。

「少將殿」成親の嫡子丹波少將成親の盛衰記によれば此の時二十一歳。

「雲林院」紫野にある淳和帝の御所仁明天皇第七皇子常康親王舊居の十六日天皇后化の御院永落遷して此院と爲る。三綱院と爲る。昭別當の時爲正遍昭別當と爲り。讀み館山本ウリ。讀み館山本ウリ。

「江相公」大江朝

死罪を行へば、海内に謀反の輩絶えずとこそ承つて候へ。頓て此の詞に付いて中二年有つて、平治に世亂れ信西が埋れたりしを掘り起し、頭を刎ねて、大路を渡され給ひにき。保元に申し行ひし事の幾程なくて、はや身の上に報はれにきと思へば、恐しうこそ候へ。是又させる朝敵にても候はず、かたく、恐あるべし。御榮花残る所なければ、思し召さる、御事はあるまじけれども、子々孫々迄も繁昌こそあらまほしうは候へ。父祖の善悪は、必ず子孫に及ぶとこそ見えて候へ。積善の家には餘慶あり。積善の門には餘殃絶えずとこそ承はれ。如何様にも、今夜頭を刎ねられんことは、然るべくも候はずと申されたりければ、入道相國げにもと思はれけむ、死罪をば思ひ止り給ひけり。其後大臣、中門に出で、侍共に宣ひけるは、仰なればとて、あの大納言失はれんこと、左右なうあるべからず。入道腹の立つまゝに、物騒しきことし給ひて、後には必ず悔み給ふなり。僻事して我怨むなど宣へば、兵共、皆恐れをの、さても今朝経遠兼康が、あの大納言に情なう當り奉つたりけることこそ、返すくも奇怪なれ。片田舎の侍は皆かゝるぞとよと宣へば、難波も妹の尾も共に恐れ入つたりけり。大臣はかやうに宣ひて、小松殿へぞ歸られける。さる程に大納言の侍共、急ぎ中御門烏丸の新大納言宿所に走り歸つて、此由かくと申しければ、北の方さては今朝を限に

てをはしつるとの悲しさよとて引つかいでぞ臥し給ふ。少將殿を始め參らせて、幼き人々も、皆捕はれさせ給ふべきよし、承つて急ぎ何方へも忍ばせ給ふべうもや候ふらんと申しければ、北の方、今はこの身とても、安穩にて何にかはせんなれば、唯一夜の露とも消えんことこそ本意なれとぞ宣ひける。既に武士共の近づく由聞えしかば、かくて耻がましう、うたてき目を見んもさすがなればとて、十になり給ふ女子、八歳の男子、一車に取り乗つて、何地をさすともなく遣り出す。大宮をのぼり、北山の邊、雲林院へぞ入らせおはします。その邊なる僧坊に下し置き奉り、送の者共は身々の捨てがたさに、皆暇申して歸りにけり。今は稚き人々ばかり残り居て、又こと問ふ方もなくておはしけり。北の方の心の中、推し量られてあはれなり。暮れ行く影を見給ふにつけても、大納言の露の命の、この夕をかぎりなりと、思ひ遣るにも消えぬべし。宿所には女房侍多かりけれども、物をだに取りした、めず、門をだにも押しもたてず、馬どしは既に並み立ちたれども、秣飼ふ者一人もなし。夜明けぬれば、馬車門に立ち並み賓客座に連つて、遊び戯れ舞ひ躍り、世を世ともし給はず。近きあたりの者共は、物をだに高きいはず、おち恐れてこそ、昨日まではありしか、夜の間に變るありさま、盛者必衰の理も、目の前にこそ現れたれ。樂盡きてかなしみ來ると書かれたる、江相

公の筆の跡、今こそ思ひしらられけれ。

五 少將乞請

丹波の少將成経は、其夜しも、院の御所法住寺殿に上臥して、未だ出でられざりけるに、大納言の侍共、急ぎ院の御所へ馳せ参り、少將殿を呼び出し参らせて、此由かくと申しければ少將是程のこと、などや宰相の許より告げ知らせざるらんと、の給ひも果てぬに、宰相殿よりとて御使あり。此の宰相と申すは、入道相國の弟、宿所は六波羅の總門の脇におはしければ門脇の宰相とぞ申しける。丹波の少將には舅なり。何事にて候ふやらん、今朝西八條殿より、屹度具し奉れと候との給ひ遣されたりければ、少將は早此事心得て、近習の女房達を呼び出し参らせて、夕、何となう物騒しう候ひしを、例の山法師の下るかなんど、よそに思ひて候へば、早成経が身の上に罷りなつて候ひけるぞや、夕さり大納言斬らるべう候ふなれば、成経とても同罪にてぞ候はんすらん。今一度御前へ参つて、君をも見参らせたらうは候へども、かゝる身に罷り成つて候へば、憚り存じ候ふと申されたりければ。女房達急ぎ御前へ参つて、此の由奏聞せられたりければ、法皇、今朝の禪門の使に、はや御心得あつて、さるにても今

綱。平城天皇五
代。孫王相公朝
祖。父を相公と云
ふ。額文は生者必
減。釋尊未。免。釋
檀之。烟。樂。盡。哀
來。天。人。猶。逢。五
衰。之。日。
上臥院中に宿直
すること。

宰相殿宰相は執
政の大臣の稱、
此處は教盛を云
ふ。
總門外構の第一
の正門のこと。

一度これへの御氣色ありしかば、少將御前へ参られたり。法皇御涙を流させ給ひて、仰せ下さる、事もなく、少將も又涙に咽んで、申し上げらる、旨もなし。やゝあつて、少將御前を罷り出でられけるに、法皇後を遙に御覽じ送つて、只末代こそ心憂けれ、是がかぎり、又も御覽せぬ事もやらんすらんとて、御涙せきあへさせ給はず。少將御前を罷り出でられけるに、院中の公卿殿上人、局の女房達にいたるまで、少將の名残を惜み袂にすがり、涙を流し袖をぬらさぬはなかりけり。舅の宰相の許へ出でられたれば、北の方は近う産すべき人にておはしけるが、今朝よりこの歎を打ち添へて、既に命も消え入る心地ぞせられける。少將御所を罷り出でられけるより、流る、涙盡きせぬに、今北の方の有様を見給ひて、いとせん方なげにぞ見えられける。少將の乳母に六條といふ女あり。御乳に参り始め侍ひて、君を乳の中より抱き上げ参らせ、育したて参らせしより以來、月日の重るに従つて、我身に年の行くをば歎かずして、君の大人しうならせ給ふことをのみ喜び、あからさまとは思へども、今年二十一年、離れ参らせ侍はず、院内へ参らせ給ひて、遅う出でさせ給ふだに、心苦しう思ひ参らせ候ふに、遂に如何なる憂き目にか、遣はせ給ふべきやらんとて泣く。少將いたうな歎いそ、さて宰相おはすれば、さりとて命ばかりをば、請ひ受け給はんすらんと、

「しきなき」類並なり、しきりに來るること。
「車の尻長者は前に在り少者は後に在り」
「二人同車する時は共に後より昇りて降る時は尊者後より」と考證にあり。

「季貞」季遠の子なり。

やうく、に慰めの給へども、六條、人目も耻ぢず、泣きもたえけり。さる程に西八條殿より、使しきなみにありしかば、宰相今は早出で向つてこそ、ともかうもならめとて、出でられたれば、少將も、宰相の車の尻に乗つてぞ出でられける。保元平治より以來、平家の人々、樂、榮のみあつて、憂歎はなかりしに、此宰相ばかりこそ、よしなき聲ゆるゑに、かゝる歎をばせられけれ。西八條近うなつて先づ案内を云ひ入れられたりければ、少將をば暫く門の内へは入れらるべからずとの給ふ間、その邊なる侍の許に下し置き奉つたり、宰相ばかりぞ門の内へは參られける。いつしか少將殿をば、武士共打ち圍んで、守護し奉る。少將のさしも去り難う思はれつる宰相殿には離れ給ひぬ。少將の心の中、さこそは便なかりけめ。宰相中門に居給ひたれども、入道出でもあひ給はず。やゝあつて、源太夫の判官季貞を以て、教盛こそよしなき者に親しうなつて、返すく悔しき候へども、かひぞなき。相合せさせて、候ふ者の、此の程慥むことの候ふが、今朝より此の歎を打ち添へて、既に命も絶え候ひなんす。何か苦しう候ふべき。少將をば、暫く教盛に預けさせおはしませ、教盛斯うと候へば、何かは僻事させ候ふべきと申すべしとぞの給ひける。季貞參つて入道殿に此由を申す。入道、例の宰相が物に心得ぬよとて、とみに返事もし給はず。やゝあつての給ひけるは、

新大納言成親の卿、以下近習の人々、この一門亡して、天下亂らんとする企あり。既にこの少將は、彼大納言が嫡子なり。疎うもなれ、親しうもなれ、えこそは申し有むまじけれ。若し此謀反遂げぬ程ならば、御邊とても穩しうてやおはすべき、といふべしとぞの給ひける。季貞歸り參つて、宰相殿に此の由を申す。宰相よにも本意なげにて、重ねて申されけるは、保元平治より以來、度々の合戦にも、御命には代り參らせんとこそ存じしか、此後も荒き風をば、先づふせぎ參らせ候ふべし。假令教盛こそ年老いて候ふとも、若き子供數多持つて候へば、一方の御固にもなどかならずは候ふべき。それに少將を暫く預らうと申すに、御ゆるされも候はぬは、一向教盛を二心ある者と思し召され候ふにこそ。それ程に後めたう思はれ參らせて、世にあつても何にかはし候ふべきなれば、身の暇をたまはつて、出家入道仕り、高野粉川にも籠り居て、一筋に後世菩提の勤を營み候はん、よしなき憂き世のまじはりかな。世にあればこそ望もあれ、望のかなはねばこそ恨もあれ、しかじ、うき世を厭ひ、誠の道に入りなんには、とぞの給ひける。季貞參つて、宰相殿にはや思ひ切つて候ふぞ、ともかうもよき様に御計ひ候へかすと申しければ、入道いや／＼出家入道までは、餘けしからず、その義ならば、少將をば暫く教盛に預るといふべしとぞの給ひける。季貞歸り

「へうする」代表する義、盛衰記に表するに作る。「五戒」不殺生成、不偷盜戒、不邪淫戒、不妄語戒、不飲酒。五常は仁義禮智信。

「諸佛」シヨアツのツを呑む。「同相の法衣」抄に袈裟を云ふとあり。

「普天の下」詩經小

「雅北山篇の語」
「穎川」許由の帝位を譲らんとせざるを聞き耳を洗ひし事。穎川に洗ひし事。伯夷、叔齊の故事。
「蓮府槐門」南史曰、王儉用度景之爲衛將軍長吏、蕭穎與儉書曰、盛府元儉每難、其選景行泛、綠水依芙蓉何其麗、時人以儉爲蓮花池。
「槐門」周禮秋官三槐三公位焉、註槐之言懷也、懷來人とあり。
「傍若無人」通鑑二十卷王猛傳より出でたる語。
「十七箇條」云々太子の憲法第十にあり。

こともなく、又申し上げらる、旨もなし。や、あつて入道の給ひけるは、此程成程卿が謀反の事は、事の數ならず、一向法皇の御結構にて候ひけるぞや。暫く世ん程、法皇をば鳥羽の北殿へ遷し参らるか、然らずばこれへまれ、御幸せうと思ふはいかにとの給へば、大臣聞きもあへ給はず、はら〜とぞ泣か入道さて如何にやいかに、とあきれ給ふや、あつて大臣涙をおさへて、この仰承り候ふに、御運なはや末になりぬと覺え候。人の運命の傾かんとては、必ず悪事を思ひ立ち候ふなり。又御有様を見参らせ候ふに、現とも更にわきまへがたし。さすが我朝は邊地粟散の境とは申しながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根命の御末、朝の政を掌り給ひしより以來、太政大臣の官に至る人の甲冑を鎧ふこと、禮儀を背くにあらずや。就中、御出家の御身なり。それ三世の諸佛、解脫同相の法衣をぬぎ捨て、忽ちに甲冑を鎧ひ、弓箭を帶しましさんこと、内にはすでに破戒無慚の罪を招くのみならず、外には又仁義禮智信の法にも背かせ給ひ候ひなんす。旁恐ある申事にては候へども、心の底に旨趣を殘すべきにも候はず。先づ世に天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是なり。中にも尤重きは、朝恩の下王地に非ずといふ事なし。されば彼の穎川の水に耳を洗ひ、首陽山に薇を折つし

賢人も、勅命背き難き禮義をば、存知すところ承はれ。如何に況んや、先祖にも未だ聞かざつし、太政大臣を極めさせ給ふを、所謂重盛が無才愚暗の身を以て、蓮府槐門の位にいたる。加之、國郡半は一門の所領となつて、田園悉く一家の進止たり。是希代の朝恩にあらずや。今是等の莫大の御恩を思し召し、忘れて、亂りがはしう法皇を傾け参らつさせ給はん事、天照大神、正八幡宮の神慮にも背かせ給ひ候ひなんす。それ日本は神國なり。神は非禮を受け給はず。然れども君の思し召し立たせ給ふ所、道理半なきにあらずや。中にも此の一門は、代々の朝敵を平げ、四海の激浪を鎮むることは、無雙の忠なれども、其賞に誇ることをば、傍若無人とも申しつべし。聖徳太子十七箇條の御憲法に、人皆心あり、心各執あり、彼を是し我を非し、我を是し彼を非す。是非の理、誰か能く定むべき。相ともに賢愚なり。環の如くにして端なし。爰を以て假令人怒るといふとも、却つて我が答を恐れよ、とこそ見えて候へ。然れども當家の運命未だ盡きざるによつて、御謀反既に顯れまらせけるぞや。その上仰せ合せらる、成親の卿を、召し置かれ候ひぬる上、君如何なる不思議を思し召し立たせ給ふとも、何の仔細か候ふべき。所當の、し、民がためには益々撫育の

愛憐を致させ給はゞ、神明の加護に預つて、佛陀の冥慮に背くべからず。神明佛陀感
應あらば、君も思し召し直すこと、なか候はざるべき。君と臣とならぶれば親疎別
くかたなし。道理と僻事を比べんに、いかでか道理につかざるべき。

七 烽火

尤是は君の御理にて候へば、かなはざらんまでも、重盛は院中を守護し参らせ候ふ
べし。重盛初叙爵より、今大臣の大將にいたるまで、しかしながら、君の御恩ならず
といふことなし。其の恩の重きことを思へば、千頼萬頼の玉にも越え、その恩の深き
色を按ずるに、一入再入の紅にも猶過ぎたらん。然れば院中へ参り籠り候ふべし。そ
の儀にて候はゞ、重盛が身に代り、命に代らんと契つたる侍共、少々候ふらん。此等
を皆召し具して、只今院の御所法住寺殿を守護し参らせ候はゞ、さすが以の外の御大
事にこそ及び候はんすらめ。悲しきかな、君の御爲に、奉公の忠を致さんとすれば、
迷慮八萬の嶺よりも猶高き、父の恩忽に忘れんとす。いたましきかな、不孝の罪を遁
れんとすれば、君の御爲には不忠の逆臣となりぬべし。進退は谷れり。是非如何にも
辨へがたし。申し受くる所詮なは、唯重盛が首を召され候へ、その儀にて候らはゞ院参

千頼萬頼 朗詠集
菅三田の文に堂
日堂 風高低千
頼萬頼之玉 染
入再入之紅 一

迷慮八萬 須彌山
の頂のと。此山
の高さ八萬四千
由旬あり。迷慮
は蘇迷慮の略唐
に妙高と云ひ舊

譯に須彌と云ふ
論曲羽衣にもあ
り。

の御供をも仕るべからず。又院中をも守護し参らせ候ふまじ、彼の蕭何は、大功かた
へに越えたるによつて、官、大相國にいたり、劍を帯し履をはきながら、殿上へ上る
ことを許されしかども、叡慮に背く事ありしかば、高祖重くいましめて、深う罪せら
れにき。かやうの先蹤を思へば、富貴といひ、榮花といひ、朝恩といひ、重職といひ、
旁極めさせ給ひぬれば、御運の盡きんことも難かるべきにあらず。富貴の家には、
祿位重疊せり。再、實なる木は、その根必ずいたむとこそ見えて候へ、心細うこそ成
つて候へ、何時までか命生きて、亂れん世をも見候ふべき、唯末代に生を受けて、か
かる憂き目にあひ候ふ重盛が果報の程こそつたなう候へ。只今も侍一人に仰せつけら
れ、御壺の内へ引き出され参せて、重盛が頭の刎ねられんは、いと易き程の御事にて
こそ候はんすれ。是を各々聞き給へやとて、直衣の袖を顔に押し當てさめくと泣き
たまへば、その座に並み居給へる平家一門の人々、心あるも心無きも皆鎧の袖をぞぬ
らされける。入道頼み切りたる内府は、かやうにの給ふ。世に力もなげにて、いやしく
それまでの事は思ひもよりさうす、只悪黨共の申す事に、君のつかせ給ひて、如何な
る僻事などもや出でこんずらんと思ふばかりでこそ候へ。大臣、假令如何なる僻事
出来候ふとも、さて君をば何とかし参らつさせ給ふべきとて、突い立つて中門に出で、

「あつちのふらは
すの略」

侍共さむらいどもにの給たまひけるは、今朝けさより是これに候まをひて、かやうの事共ことどもを申し鎮しづめばやとは存ぞんじつれども、餘あまりにひたさわざに見みえつる間ま、先まづ歸かへり候まをふなり。院いん參さんの御おん供くわんにおいては、重しげ盛もりが頭かぶの刎はねられたらんを見て仕つかまつれ。さらば人ひと參まゐれとて、小こ松まつ殿どのへぞ歸かへられける。その後のち大臣だいじん、主しゅ馬まの判はん官くわん盛せい國こくを召めして、重しげ盛もりこそ、天てん下がの大事だいじを聞きき出いしたんなれ、我われを我われと思おもはんずる者もの共どもは、皆みな物の具ぐして馳はせ參まゐれと披ひ露ろうせよとの給たまへば、承うけたまはつて披ひ露ろうす。おぼろげにては騒さわぎ給たまはぬ人の、かやうの披ひ露ろうのあるは、別べつの子し細さいのあるにてこそとて皆みな物の具ぐして、我われもくんと馳はせまゐる。淀よど、羽は束たし師し、宇う治ぢ、岡おか屋や、日ひ野の、勸くわん修しゆ寺じ、醍たい醐こ、小こ栗り栖せ、梅うめ津つ、桂かへ、大お原はら、志し津つ原はら、芹せり生せいの里さとにあふれ居ゐたりける兵つはもの共ども、或あるひは鎧よろひ着きて末いだ甲かぶを着きぬもあり、或あるひは矢や負おうて末いだ弓ゆみを持もたぬもあり、片かた鎧よろひ踏ふむや踏ふまずにて、あわて騒さわいで馳はせ參まゐる。小こ松まつ殿どのに騒さわぐ事ことありと聞きえしかば、西にし八はち條じょうに數すう千せん騎きありける兵つはものども、入い道だうにはかうとも申まをしも入いれず、さゞめき連つれて、皆みな小こ松まつ殿どのへぞ馳はせたりける。少すこしも弓ゆみ箭せんにたづさはらんずる程ほどの者ものは、一いち人も殘ごらず、筑ちく後ごの守まもり能あたり唯一ただ一人ひとり候まをひけるを、御ご前まへへ召めして、内うち府ふは何なにとて、是これ等をば斯ごとく如ごとく皆みな呼よび取るやらん、今朝けさ是これにて言いひつるやうに、淨じやう海かいが許もとへ討うつて手てなんどもや向むかへんすらんと給たまへば、貞さだ能よし涙なみだをはらくと流ながいて、人ひとも人ひとにこそよらせ給たまひ候まをへ、何なにによつて只

今いまさる御おん事ことの渡わたせたまひ候まをふべき。今朝けさ是これにて仰おほせられつる御おん事こと共ども、今いまは定さだめて御ご後ご悔くわいを候まをふらんと申まをしければ、入い道だう頼たのみ切きたる内うち府ふに申まを違ちがひては、惡あしかりなんとや思おもはれけん、法ほう皇わう迎むかへ參まゐらせんと思おもはれる謀ま反はんの心こころも和やはら、急いそぎ腹はら巻まぬぎ置おき、素そ絹けぬの衣ころもに袈け裟さ打うちかけて、いと心こころにも起おこるぬ念ねん誦じゆしてこそおはしけれ。其その後のち、小こ松まつ殿どのに、主しゅ馬まの判はん官くわん盛せい國こく馳ちせ廻まつて着ちやく到たうつけり。馳はせ參まゐじたる侍さむらい共ども、一いち萬まん餘じゆ騎きとぞ記しるしける。大だい臣じん着ちやく到たう披ひ見けんの後のち、中ちゆう門もんに出いでて、侍さむらい共どもにの給たまひけるは、日ひ比ひの契けい約やくを違ちがへず、皆みな參まゐりたるこそ神しん妙めうなれ。異い國こくにさる例たみしあり。周しゆうの幽いゆう王わう、褒ほう姁じゆといふ后きさきを持もち給たまへり。天てん下が第一だいの美び人じんなり。されども幽いゆう王わうの心こころに隨したがはざりけることは、褒ほう姁じゆを含まくまずとて、すべて笑わらふことし給たまはず。異い國こくのならひに、天てん下がに兵へい革かくの起おこりし時とき、所しよ々に火ひを舉あげ太たい鼓こを打うつて、兵へいを召めす謀まあり、是これを烽ほう火くわと名なづく。或ある時とき天てん下がに兵へい亂らん起おこつて烽ほう火くわを舉あげたりければ、后きさきを見み給たまひて、あなおびたゞし、あれ程ほどに火ひも多おほかりけりなとて、その時とき始はじめて笑わらひ給たまへり。彼かの后きさき一度いちど笑わらめば百ひやくの媚こびありけり。幽いゆう王わう是これを嬉うれしきことし、其その事こととなく常つねに烽ほう火くわを舉あげ給たまふ。諸しよ侯こう來きたるに寇あだなし、寇あだなければ則すなはち去さんぬ。かやうにする事こと度たび々に及およべば、其その後のちは參まゐらず、或ある時とき隣りん國こくより兇きやう賊ぞく起おこつて、幽いゆう王わうの都みやこを攻せめけるに、烽ほう火くわをあぐれども例たみしの后きさきの火ひに習ならひて、兵つはものも參まゐらず、その時とき都みやこ傾かたむいて、

幽王遂に亡びにけり。さて彼の后野干となつて、走り失せけるぞ恐しき。かやうの譬のある時は、自今以後汝等是より召さんには、此の如く皆參るべし。重盛、天下の大事を聞き出して召しつるなり。されどもこの事聞き直しつゝ、僻事でありけり。さらば疾う歸れとて、侍共皆かへされけり。誠にさせる事をば聞き出されざりしかども、今朝父を諫め申されける詞に従つて、父子軍をせんとにはあらねども、我身に勢の附くか附かぬかの程をも知り、かうして入道大相國の謀反の心も、和ぎ給ふかとの謀とぞ聞えし。君、君たらずといへども、臣以て臣たらずんばあるべからず。父、父たらずといふとも、子以て子たらずんばあるべからず。君のためには忠あつて、父のためには孝あれと、文宣王の、給ひけるに違はず。君も此由聞し召して、今に始めことなれども、内府が心の中こそ耻しけれ、仇をば恩を以て報せられたりとぞ見えたりける。果報こそめでたうて、大臣の大將に至らぬ。容儀帯佩人にすぐれ才智覺さへ、世に越えたるべきやはとぞ、時の人々感じあはれける。國に諫むる臣あれば、その國必ず安く、家に諫むる子あれば、其家必ず正しといへり。上古にも末代にもありがたかりし大臣なり。

「君不君」論語にあり。

「文宣王」孔子の「元」唐の玄宗の「開元」二十七年に孔子を追放して文宣王と云へり。

「國に云々」孝經の語。

八 新大納言被流

六月二日の日、新大納言成親の卿をば、公卿の座に出し奉つて、御膳參らせけれど、胸せき塞つて、御箸をだにも立てられず、預の武士、難波の次郎經遠、御車を寄せて、疾うくと申しければ、大納言心ならずぞ乗り給ふ。あはれ如何にもして、小松殿を今一度見もし見え奉らばやと、思はれけれども、それもかなはず見廻せば、軍兵共前後左右に打ち圍んだり、我が方さまのもの一人もなし。假令、重科を蒙つて、遠國へ行く者も、一人一人身に添へざるべきやうやあると、車の内にてかきくどかれければ、守護の武士共も、皆鎧の袖をぞぬらしける。西の朱雀を南へ行けば、大内山を今よそにぞ見給ひける。年比見馴れ奉りし雑色、牛飼に至るまで、皆涙を流し袖をぬらさぬはなかりけり。まして都に残り止り給ふ北の方、幼き人々の心の中、推し量られてあはれなり。鳥羽殿を過ぎ給ふにも、此の御所へ御幸ありしには、一度も御供にははづれざりしものをとて、我山莊洲濱殿とてありしをも、よそに見てこそ通られけれ。鳥羽の南の門出でて、船遅しとぞ急がせける。大納言、是はいづ地へとて行くらん、同じう失はるべくば、都近き此の邊にてもあれかしなどの給ひける。こそせめ

「公卿の座」鞍殿對座にあり賓客の座。

「大内山」禁中のこゝと源三位頼政の歌に「人知れぬ大内山の山守は木をくれてのみ月を見るかな」

てのことなれ。近う添ひ居たる武士を、誰ぞとの給へば、預の武士、難波の次郎經遠と名のり申す。若し此の邊に我が方さまのものやある、一人具して參れ、船に乗らぬ先に、言ひ置くべき事ありとの給へば、その邊を走り廻つて尋ねけれども、我こそ大納言殿の御方と申す者一人もなし。その時大納言、涙をばら／＼と流いて、さりとも我世にありし時は、従ひつきたりし者共、一二千人もありつらんに、今はよそにてだに、此有様を見送る者のなかりける悲しツさよとて泣かれければ、猛き武夫共も、皆鎧の袖をぞぬらしける。唯身に添ふものとは、盡させぬ涙ばかりなり。熊野詣、天王寺詣などには、二つ瓦の、三つ棟に造つたる船に乗り、次の船二三十艘、漕ぎ續けてこそありしが、今はけしかるかきする屋形船に、大幕引かせ、見も馴れぬ兵共具せられて、今日をかざりに都を出で、波路遙に赴かれけん、心の中推し量られてあはれなり。新大納言は死罪行はるべかりし人の、流罪に宥められる事は、偏に小松殿のやう／＼に申されけるによつてなり。その日は、攝津の國大物の浦にぞ着き給ふ。明るる三日の日、大物の浦へは、京より御使ありとてひしめきけり。大納言それにて失へとにやと聞き給へば、さはなくして、遙に備前の兒島へ流すべしとの御使なり。又小松殿より御文あり。あはれ如何にもして、都近き片山里にも置き奉らばやと、申し

「熊野詣」紀州熊野神社に天皇の詣で給ふこと。

「七條」シチデウのチを吞むシツテと發音す。

つることのかなはざりけることこそ、世にあるかひも候はね。さりながら御命許りをば、請ひ受け奉つて候ふぞ、御心安く思し召され候へとて、難波が許へもよく／＼宮仕仕れ、相構へて御心にはし違ひ參らすなんどの給ひ遣し、旅の装細々と沙汰し送られけり。新大納言は、さしも忝ふ思し召されつる、君にも離れ參らせ、東の間も去り難く思はれける。北の方、をさなき人々にも、皆別れ果て、こは何地へとて行くらん。再び故郷に歸つて、妻子を相見んこともありがたし。一年山門の訴訟によつて、已に流されしをも君惜ませ給ひて、西の七條より召しかへされぬ。されば是は君の御戒にもあらず、こは如何にしつる事どもぞやと、天に仰ぎ地に伏して、泣き悲めどもかひぞなき。明ければ船押し出して下り給ふ、道すがら唯涙にのみ咽んで、ながらふべしとは覺え給はねども、さすが露の命は消えやらず。跡の白波隔つれば、都は次第に遠ざかり、日數やう／＼重れば、遠國は既に近きぬ。備前の兒島に漕ぎ寄せ、民の家のあさましげなる柴の庵に入れ奉る。島のならひ、後は山、前は海、磯の松風、浪の音、何れもあはれはつきせず。

九 阿古屋松

新大納言一人にも限らず、いましめを蒙るともがら多かり。近江中將入道蓮淨佐渡の國、山城の守基兼伯耆の國、式部の大輔政綱播磨の國、宗判官信房、阿波の國、新平判官資行は、美作の國とぞきこえし。其比入道相國は、福原の別業におはしけるが、同じき二十日の日、攝津の左衛門盛澄を使者にて、門脇の宰相のもとへの給ひ遣されけるは、丹波の少將を急ぎ是へたび候へ。存する旨の候との給ひ遣されたりければ、宰相、只ありし時兎も角うもなりたりせば如何せん、今更憂き目を見せんすこととの悲しさとして、急ぎ福原へ下り給ふべきよし給へば、少將泣くく出でた、れけり。北の方以下の女房達は、さしつどひて猶も宰相のよきやうに申されよかしながら申あはれけれども、宰相も存する程の事をば申しつ。今は早や世を捨てんより外、又何事をか申すべき。假令いづくの浦にもおはせよ。我命のあらんかぎりには、訪らひ奉るべしとぞの給ひける。少將は今年三つになり給ふ、をさなき人を持ち給へり。日比はわかき人にて、君達などの御をも、さしもこまやかにはおはせざりしかども、今はの時に成りぬれば、さすが心にやか、られけん、あの幼きものはと問ひ給へば、

乳母抱いて参りたり。少將膝の上におき、髪かきなで、涙をはらはらと流いて、あはれ汝七歳にならば、男になして君へ参らせんとこそ思ひしか、されども今はいひがひなし。若し不思議に命生きておひ立ちたらば、法師になつて、我が後の世をよくとぶらへよとぞの給ひける。未だ稚き御心に、何事をか聞き分き給ふべきなれども、打ちうなづき給へば、少將殿を始めまゐらせて、母上北の方乳母の女房、その座に並み居給へる人々、皆袖をぞぬらされける。福原の御使、今夜鳥羽まで出でさせ給ふべき由を申す。少將幾程も延びざらんものゆゑに、今夜ばかりは、都の内にて明さばやとの給へども、御使如何にも叶ふまじきよしを、頻に申す間、力及び給はず、その夜鳥羽へぞ出でられける。宰相あまりの物憂さに、今度は乗りも具せられず、少將ばかりぞ出だされたる。同じき二十二日、少將福原へ下り着き給ひたりしかば、入道相國、備中の國の住人妹尾の太郎兼康に仰せて、備中の國へぞ流されける。兼康も宰相のかへり聞き給はんする所を恐れて、いたう厳しうも當り奉らず。道すがらもやうく、いたはりなぐさめ参らせけれども、少將は少しも慰み給ふ心地もし給はず、夜晝只佛の御名をのみ唱へて、父の事をぞ祈られける。新大納言は、備前の兒島におはしけるを、預りの武士難波の次郎經遠是は船づき近うて、悪しかりなんとや思ひけん、地へわた

殺生をのみ先とす。しづが山田をかへさねば、米穀の類もなく、園の桑をとらざれば、絹布の類もなかりけり。島の中には高き山あり、とこしなへに火燃え、硫黄といふもの充ち満てり。かるがゆるるにこそ、硫黄が島とは名づけたれ。雷常に鳴り下り鳴り上り、麓には雨しげく一日片時も、人の命の生きてあるべき様もなし。新大納言は、少しもくつろぐこともやと、待れけれども、子息丹波の少将も亦、薩摩湯、鬼界が島へ流されぬと聞いて、今は何をか期すべきとて、出家の志の候ふよしを、便につけて、小松殿へ申されたりければ、法皇へ伺ひ申して御免なりけり。頓て出家したまひぬ。榮花の袂を引きかへて、うき世をよそに墨染の袖にぞやつれ給ひける。さる程に、大納言の北の方は、都の北山、雲林院に忍うでおはしけるが、さらぬだに住みなれぬ所は物憂きに、まして忍ばれければ、過ぎ行く月日もあかしかね、暮し煩ふさまなりけり。宿所には女房、侍多かりけれども、或は世を恐れ、或は人目をつゝむ程に、問ひとぶらふ者一人もなし。中にも、源左衛門の尉信俊といふ侍ばかりこそ、なさけあるものにて、常はとぶらひ奉るも、或時北の方信俊をめてして、まことや是には備前の兒島におはしけるが、この程聞けば、有木の別所とかやにまします由聞ゆなり、如何にもしてはかなき筆の跡をも奉り、御返事をも今一度見ばやと思ふはいかに、との給へば、信

俊、涙をはらはらと流いて、我幼少の時より、御憐を蒙つて、召され参らせし御聲の耳に止り、いさめられ参らせし御詞の肝に銘じて、忘るゝことも候はず。西國へ御下り候ひし時も、御供仕るべく候ひしかども、西八條殿より許されなければ、力及び候はず。今度は、假令如何なる憂き目にも遭ひ候へ、御文賜つて参り候はんと申しければ、北の方なのめならず悦び、やがて書いてぞ給でんげる。若君姫君も、面々に御文あり。信俊是を賜つて、遙々と有木の別所に尋ね下り、先づ預の武士難波の次郎經遠に、此由案内言ひ入れたりければ、經遠御志のほどを感じて、やがて、御見参にぞ入れてんげる。大納言入道殿は、只今しも、都の事をのみの給ひ出いて、深く歎き沈んでおはしける所へ、京より信俊が参つて候ふと申しければ、大納言起き上り、それは夢かやうつゝか、是へ是へとぞ召されける。信俊御側近う参つて、見奉るに、先づ御住居所の物憂さはさる御事にて、墨染の御袖を見奉るにぞ、目もくれ心も消えてぞ覺えたる。さてしもあるべき事ならねば、北の方の仰蒙つし次第、こまゝと語り申し、御文取り出して奉る。是をあけて見給ふに、水莖の跡は涙にかきくれて、そこはかとは見えねども、稚き人々の餘に戀ひ悲ませ給ふ有様、我身も盡きせぬ物思に堪へ忍ぶべうもなしなど書かれたれば、日比の戀しさは、事の數ならずとぞ悲み給ひ

「實定卿」大炊御門の右大臣公能の長男

物語どもし給ひて後、小夜もやうくふけ行けば平家の繁昌する有様を見るに、嫡子重盛、次男宗盛左右の大將にてあり、やがて三男知盛、嫡孫維盛もあるぞかし。彼も此も次第にならば、他家の人いつ大將に當りつくべしとも覺えず。されば終のことなり、出家せんとその給ひける。藤藏人、涙をばらりと流いて、君の御出家候は、御内の上下皆惑者となり候ひなんす、重兼こそ珍しき事を案じ出して候へ。そもく安藝の嚴島をば、平家のなのめならず崇め敬ひ申され候ふ。御参り候へかし。彼の社には内侍とて、優なる舞姫共多う候ふなれば、珍しう思ひ参らせて、もてなし参らせ候はんすらん。扱て内侍ども何事の御祈誓やらんと尋ね申し候は、ありのまゝにぞ仰せられ候ふべし。一七日ばかり御参籠あつて、さて御下向の時、宗徒の内侍一兩人、都まで召し具せられ給ひて候は、定めて入道相國の西八條の邸へぞ参り候はんすらん。入道は極めて物めでし給ふ人なれば、然るべきはからひもあぬと覺え候ふと申しければ、徳大寺殿、是れこそ思ひ寄らざりつれ。さらば参らんとて、俄に精進始めつ、嚴島へぞ参られける。實にも優なる舞姫共多かりけり。抑々當社へは、我等が主の平家の公達こそ御参り候ふに、是こそ珍しき御参にては候へとて、宗徒の内侍十餘人、付き添ひ奉まつり、夜晝様々にもてなしたてまつる。さて内侍ども、何事

「風俗」其折く、隨ふ義。催馬樂は諸國より内裏へ御調物をなげこぶ者其國里の俗謡といふて催馬樂といふ「邸」正節及京都本亭とつきたり。

の御祈誓やらんと尋ね申たりければ、大將を人に越えられて、その祈のためなりとぞ宣ひける。一七日籠らせ給ひて、風俗し、催馬樂うたはる。舞樂も三箇度までありけり。さて御下向の時、宗徒の内侍十餘人、船をしたて、一日路送り奉る。徳大寺殿、餘に名残惜しきに、今日路送り参らせたりければ、徳大寺殿あまりに名こり惜しきに今日路二日路との給ひて、都までめし具せらる。徳大寺の邸へ入れさせおはしまし、様々にもてなし、様々の引出物たうぞ歸されける。さて内侍どもこれまで参りたらんするに、我等が主の西八條へ参らであるべきかとして、入道相國の邸へぞ参じたる。入道やがて出で合ひ、對面なつて、いかに内侍共は、何事の列参ぞやと問はければ、徳大寺殿の嚴島へ御参り候ふなるが、我等が船をしたて、一日路送り参らせてさふらへば、あまりに名残惜しきに、今日路二日路と仰せられて、是まで召し具せさせ給ひて候ふと申す。入道、さて徳大寺は、何の祈あつて、嚴島へは参られけるやらんと問はれければ、大將を人に越えられて、その祈のためなりとこそ仰せられ侍りつれ、と申しければ、其時入道大に打ちうなづいて、王城にさしも、靈佛靈社の幾らもましましけるをさし置いて、淨海が崇め奉る安藝の嚴島まで、遙々と参られけるこそいとほしけれ。それ程に切ならん上はとて、嫡子重盛、内大臣の左大將にてましま

「四教」藏教、通教、別教、圓教を云ふ。天台にては此の四を以て一代教相を判別し、法華圓教を以て最極とす。五時釋教を五期に判釋したるなり。五期とは華嚴、阿含、般若、法華、涅槃の時を云ふ。此の時期に於て釋尊の經を説かれたるなり。此の三諦とは空、假、中の三なり。此の者の一にして空は假なり。假は中道なり。假も即中道なり。即心三觀を談ずること。

「六時」一日を六時に分つ。晨朝、日中、日没、初夜、中夜、後夜。

「竹林精舎」天竺の五精舎の一。竹林、大林、誓多羅、成等三藐三阿耨多羅三藐三菩提。

谷々の講筵磨滅して、堂堂の行法も退轉す。修學の窓を閉ち、坐禪の床を空しうせり。四教五時の春の花もにははず、三諦即是の秋の月も曇り。三百餘歳の法燈をかゝぐる人もなく、六時不斷の香の煙も絶えやしにけん。堂舎高く聳えて、三重の構を青澗の内挿み、棟梁遙に秀で、四面の椽を白霧の間に懸けたりき。されども今は供佛を峯の嵐にまかせ、金容を紅漉に濕し、夜の月、燈を掲げて、軒の隙より洩り、曉の露、珠を垂れて、蓮座の装をそふとかや。それ末代の俗に至つては、三國の佛法も次第に衰微せり。遠く天竺に佛の跡をとぶらふに、昔、佛の法を説き給ひし竹林精舎、給孤獨園も、此比は虎狼野干のすみかとなつて礎のみや残るらん。白鷺池には水絶えて、草のみ深く繁れり。退凡下乗の卒都婆は、苔のみむして傾きぬ。震旦にも天台山、五臺山、白馬寺、玉泉寺も、今は住侶なき様に荒れ果て、大小乗の法文も、箱の底にや朽ちにけん。我が朝にも、南都の七大寺荒れ果て、八宗も九宗も跡絶え、愛宕、高尾も昔は堂塔軒を並べたりしかども、一夜の中に荒れ果て、天狗のすみかとなり果てぬ。さればにや、さしもやんごとなかりつる天台の佛法も、治承の今に及んで亡びはてけるにや、心ある人の歎き悲まぬはなかりけり。何者のしわざにやありけん、離散しける僧の坊の柱に、一首の歌をぞ書きつけける。

林、舍那蘭陀寺を云ふ。

「退凡下乗云々」靈鷲山にある二つの卒都婆。内なるは退梵外なるは下乗。西域記に九に云ふ如來の御世垂五十多劫。居靈鷲山。説妙法。摩訶薩。國の頻婆沙羅王。爲開法。故號。龍人。徒。自。山。麓。至。峯。峯。跨。三。谷。凌。岩。編。石。步。長。五。六。里。中。路。有。二。卒。都。婆。謂。下。乘。一。退。梵。王。至。此。徒。行。一。進。梵。と。謂。ふ。即。簡。凡。人。不。合。同。往。其。山。頂。下。乘。は。王。の。馬。車。より。降。る。義。なり。其。處。に。ある。卒。都。婆。を。云。ふ。なり。退。梵。は。凡。人。を。退。くる。義。なり。下。乗。は。山。下。に。ある。故。に。外。なり。退。梵。は。山。中。に。あり。故。に。内。と。云。ふ。

「阿耨云々」阿耨多羅三藐三菩提。

祈りこしわがたつ柿のひきかへて人なき峯と荒れやはてなん

是は昔、傳教大師當山草創のはじめ、阿耨多羅三藐三菩提の佛達に、祈り申させ給ひし事を、今思ひ出で、詠みたりけるにや、いとやさしうぞ聞えし。八日は薬師の日なれども、南無と唱ふる聲もせず。卯月は垂跡の月なれども、幣帛を捧ぐる人もなく、あけの玉垣神さびて、しめ繩のみや残るらん。

十四 善光寺炎上

其の比、又、信濃の國、善光寺炎上の事ありけり。かの如來は、昔、中天竺舍衛國に五種の惡病起つて、人僧多く亡びしとき、月蓋長者が致請によつて、龍宮城より閻浮檀金を得て、佛、目蓮長者心を一として、鑄現し給へる一ちやくしゆはんの彌陀の三尊、三國無雙の靈像なり。佛滅度の後、天竺に止まらせ給ふ事五百餘歳。されども佛法東漸の理にて、百濟國に移らせ給ひて、一千歳の後、百濟の帝聖明王、我が朝の欽明天皇の御宇に及んで、此の國に移らせ給ひて、攝津の國難波の浦にして、月日を送らせ給ひけり。常に金色の光を放たせおはします。かるが故に、年號をば金光と號す。同じき三年三月に、信濃の國住人麻績の本田善光、都へのぼり如來にあひ奉り、

誘ひ参らせて下りけるが、晝は善光如来を負ひ奉り、夜は善光如来に負はれ奉つて、信濃國に下り、水内の郡に安置し奉つしより以來、星霜は五百八十餘歳、されども炎上の事は是始とぞ承る。王法盡きんとては、佛法先亡すといへり。さればにや、さしもやんごとなかりつる靈寺靈山の、多く亡び失せぬる事は、王法の末になりぬる前表やらんとぞ、人申しける。

十五 康頼祝詞

さる程に、鬼界が島の流人ども、露の命草葉の末にかゝつて、惜むべきにはあらねども、丹波の少將の舅、平宰相教盛の領、肥前の國鹿瀬の庄より衣食を常に送られけり、それにてぞ俊寛も康頼も、命は延びて過しける中にも、康頼は流されし時、周防の室積にて出家してんげり。法名をば性照とこそついたりけれ。出家はもとよりの望なりければ、

遂にかくそむきはてける世の中をとく捨てざりしことぞくやしき

丹波の少將と康頼入道は、元より熊野信心の人々にておはしければ、如何にもして此の島の内に、三所権現を勧請し奉つて、歸洛の事をも祈らばやと思はれけるに、天性

「善提は正覺なり名義集には發心修行とあり。」「卯月には神祭月なり。」「月蓋長者請觀音經に毘舍離大城中に一月蓋と名くあり月蓋と名く國人の長者五百人の長者と共濟の所に詣り教尊に佛命す此時佛光中於此四方觀音勢至の二菩薩を見ることを得とあり。」「金像のことは傳説なるべし。」「圓浮提金須彌山の南方に國あり圓浮提と云ふ此地に産する金。」「金光國史に見えず佛家の年號。」「遂にかく惟高親王の歌に「ゆめかくも何の思はざりけんことぞくやしき」とあり。

るを本歌とせり。」「三所権現新宮、本宮、那智、

「飛瀧權現那智山は本地十一面觀音。」「新宮伊弉册の御子流玉男之神。」「本宮同御子泉津事解之男神。

「麻衣」卑しき者の衣物。兼好の歌に思立つ木曾の麻衣あさくのみ袖の色かは。

この俊寛は、不信第一の人にて是を用ゐず。二人な同じ心にて、若し熊野に似たる所もやあると、島の内を尋ね廻るに、或は林塘の妙なるあり、紅錦繡の装しなく、或は雲嶺のあやしきあり、碧羅綾の色一つにあらず。山の景色、樹の木立に至るまで、外よりも猶勝れたり。南を望めば海漫漫として、雲の波、煙の波ふかく、北を願れば、又山嶽の峨々たるより、百尺の瀧水漲り落ちたり。瀧の音殊にすさまじく、松風神さびたる住居、飛瀧權現のおはします、那智の御山にさも似たりけり。さてこそやがて其所をば、那智の御山とは名づけられ。この峰は新宮、彼は本宮、此はそんじやう、その王子かの王子などと、王子々々の名を申して、康頼入道先達にて、丹波の少將相具しつ、日毎に熊野詣の真似をして、歸洛の事を祈りける。南無權現金剛童子、願はくば憐を垂れさせおはしまして、我等を今一度故郷へ返し入れさせ給ひて、妻子をも見せしめ給へとぞ祈りける。日數積つて裁ちかふべき淨衣もなければ麻の衣を身に纏ひ、澤邊の水を垢離にかへては、岩田河の清き流と思ひやり、高き所に上つては、發心門とぞ觀じける。康頼入道は參る度ごとに、三所権現の御前にて祝詞を申すに、御幣紙もなければ、花を手折つて捧げつ、維當歲次、治承元年丁酉の酉、月のならば十月二月、日の數三百五十餘箇日、吉日良辰を選んで、掛巻もかたじけなく、日

「宇豆」はめ詞殿なり、廣前は神前。「羽林」少將の唐名。「沙彌」梵語にて小僧の稱、十戒を保持して大僧の弟子となるもの。「三業」身、口、意の三業。「三門」天台にては法、報、應の三身を立つ。「東方淨瑠璃醫王」藥師如來なり、醫王とは諸病を治するを以つてなり。如來未だ菩薩たりし時十二の大願を發せし中第七願に衆病悉除の事あり。藥師經に見ゆ。「補陀落寧波府定海縣」あり、南方の座し給ふ淨土所。大明統一志に見ゆ。「四無畏者」四佛大衆中に說法あり、一に四無所畏あり、二に一切智無所畏、三に漏盡障道無所畏、四に說

本第一大領權現熊野三所權現、飛龍大薩陀の教領、宇豆の廣前にして、信心の大施主、羽林藤原の成經、並に沙彌性照、一心清淨の誠をいたし、三業相應の志をぬきんで、謹んで以て敬つて白す。夫清淨大菩薩は、濟度苦界之教主、三身圓滿の覺王なり。或東方淨瑠璃醫王之衆、衆病悉除の如來なり。或南方補陀落能化の主、入重玄門の大士、若王子は娑婆世界の本主、四無畏者之大士、ちやうじやうの佛面を現じて、衆生の諸願を充て給へり。是によつて、上一人より下萬民に至るまで、或は現世安穩のため、或は後生善所のために且には淨水を掬んで、煩惱の垢をすゝぎ、夕には深山に向つて法號を唱ふるに、感應息ることなし。峨々たる峰の高きをば、神徳の高きにたとへ、峻々たる谷の深きをば、弘誓の深きに擬へて、雲を分きて上り、霧を凌いでくだる。爰に利益の地をたのますんば、いかにが歩を險難の道に運ばん。權現の徳を仰がすんば、何ぞ必ずしも幽遠の境にましまさんや。因つて證誠權現、飛龍大薩埵、各青蓮慈悲のまなじりを相並べ、早男鹿の御耳を振り立て、我れ等が無二の丹誠を知見して、一々の懇志を納受し給へ。然れば則ち、むすぶはや玉の兩所權現、機に従つて、或は有縁の衆生を導き、或は無縁の群類を救はんがために、七寶莊嚴のすみかを捨て、八萬四千の光を和げ、六道三有の塵に同じ給へり。かるが故に定業亦能轉、

に説盡苦道無所畏。「光を和げ云々」淨土を捨て苦界の人間を救はん爲め和光同塵の神と顯はれ給ふ義。「定業云々」觀音の釋なり、觀音の誓は定りたるわざはひもなく又妙藥大師の釋文なり。

「龍神」八部の一、八部とは天、龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、摩睺羅、二十八部、觀音經

求長壽、得長壽の禮拜、袖を連ね、幣帛禮奠を捧ぐることを暇なし。忍辱の衣を重ね、覺道の花を捧げて、神殿の床を動し、信心の水をすまして、利生の池をたへたり。神明納受し給はば、諸願何ぞ成就せざらん。仰ぎ願はくは、十二所權現、各利生の翼を並べて、遙に苦界の空にかけり、左遷の憂を休めて、速に歸洛の本懐を遂げしめ給へ、再拜とぞ、康賴祝詞をば申しける。

十六 卒都婆流

さる程に、二人の人々、常は三所權現の御前に通夜する折もありけり、或夜通夜して、終夜今様謠はれけるが苦しさに、ちと打ちまどろみたりつる夢に、沖より白い帆掛けたる小船を、一艘汀へ向いて漕ぎ寄せ、船の中より紅の袴着たりける女房達、二十三人浴にあがり、鼓を打ち、聲を調へて、萬の佛の願よりも、千手のちかひぞたのもしき。枯れたる草木も忽に、花さき實なるとこそ聞くと、おしかへし、三返謠ひすまして、掻き消すやうにぞ失せにける。康賴入道打驚き、奇異の思ひをなして、如何様にも是は龍神の化現と覺え候ふ、三所權現のうち、西の御前と申し奉るは、本地千手觀音にておはします。龍神は又、千手の二十八部衆の、其一にてましませば、以て

にあり又孔雀經にあり復有二十八藥叉大將能於十萬世界覆護一切衆生爲除衰惱患厄之事有西藥叉大將住於東南西北並各住於四圍常居於地常在空蓋每方及上下共二十四面四圍各一則共成二十八部云々

稱し大日如來の種子と爲す阿字を書けば大日如來を書きたる如來と同じを種子受陀羅尼といふ梵天は色界の第一の天梵と稱す

御納受こそたのもしけれ。或夜又二人共に通夜して、先の如く、終夜今様唄はれたるが、曉方くるしさにちつと打まどろみたりつる際に、沖よりも吹きくる風に、木の葉を二つ、二人が袂に木の葉を二つ吹きかけたり。何となう是を取つて見ければ、御熊野の棚の葉にてぞありける。彼二つの棚の葉に一首の歌をむしくひにこそしたりけれ。

ちはやぶる神にいのりのしげければなどか都へかへらざるべき。康頼入道は、故郷の戀しさの餘りに、千本の卒都婆を作り、阿字の梵字、年號月日、假名實名、二首の歌をぞ書きつけゝる。

薩摩海おきの小島にわれありと親には告げよ八重のしほかせ。思ひやれしはしと思ふたびだにもなほふる里は戀しきものを

是を浦に持つて出て、南無歸命頂禮、梵天帝釋、四大天王、堅牢地神、王城の鎮守諸大明神、別しては熊野の權現、安藝の嚴島の大明神、せめて一本なりとも都へ傳へて給へとて、沖つ白浪の寄せてはかへる度毎に卒都婆を海にぞ浮べける。卒都婆は作り出すに従つて、海に入れければ、日數積れば卒都婆の數も積りけり。その思ふこゝろ便の風ともなりたりけん、又神明佛陀もや送らせ給ひたりけん、千本の中に、一本、

安藝の國、嚴島の大明神の御前の渚に打ち上げたり。こゝに康頼入道がゆかりありける僧の、若し然るべき便もあらば、彼の島へわたつて、その行方をも尋ねんとて西國修行に出でたりけるが、先づ嚴島へぞ參りける。こゝに宮人と思しくて狩衣裝束なる俗一人出で來り、此僧何となう物語をしける程に、それ神明は和光同塵の利生、様々なりとは申せども、この御神は、如何なりける因縁を以て、海漫のうろくづに縁をば結ばせ給ふらん、と問ひ奉れば、これはよな、娑竭羅龍王の第三の姫宮、胎藏界の垂跡なり。此島へ御影向ありし始より、濟度利生の今に至るまで、甚深奇特の事をぞ語りける。さればにや、八社の御殿を並べ、社はわたづ海の邊なれば、潮の満干に月ぞすむ。潮満ち來れば、大鳥居あけの玉垣瑠璃の如し。潮引きぬれば夏の夜なれども、御前の白洲に霜ぞおく、愈々尊く覺えて居たるところに、やう／＼日暮れ、月さし出で、潮の満ちけるに、そこはかとなくゆられ寄り來る藻屑どもの中に、卒都婆の形の有けるを、何となう是を取つて見ければ、沖の小島に我ありと、書き流せる言の葉なり。文字をばあり入れ刻みつけたりければ、浪にもあらはれず、鮮々としてこそ見えたりけれ。此僧不思議の思をなして、笈の肩にさし都へ返り上り、康頼入道が老母の尼公、妻子どもの、一條の北、紫野といふ所に忍びつゝ、匿れ居たりけるに、是を見

